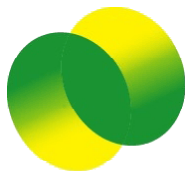


平成20事業年度業務実績報告書

平成21年6月



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

目 次

I 業務の質の向上

1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	1
(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）	3
1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）	5
① 評価体制の整備等	7
② 評価の実施	11
③ 評価の受付	13
④ 評価結果の検証等	14
2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）	17
① 評価体制の整備等	19
② 評価の実施	22
③ 評価の受付	24
④ 評価結果の検証等	25
3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価（高等専門学校機関別認証評価）	28
① 評価体制の整備等	30
② 評価の実施	33
③ 評価の受付	35
④ 評価結果の検証等	36
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）	39
① 評価体制の整備等	42
② 評価の実施	50
③ 評価の受付	54
④ 評価結果の検証等	55
(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	
(国立大学法人等の教育研究評価)	58
① 評価体制の整備等	60
② 評価の実施	62

2 学位授与（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	70
① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況	73
② 専攻区分の見直し及び改正	76
③ 審査組織の整備	78
④ 不合格者に対する不合格理由の通知	81
⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善	82
⑥ 電子申請システムの運用	84
⑦ 試験場の配置	88
⑧ 身体に障害のある者への特別措置	89
⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査	93
⑩ 認定を受けた専攻科の水準維持についての審査	95

⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	98
⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査及び外部検証結果の業務への反映	100
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について	102
① 省庁大学校の教育課程の認定審査	105
② 認定を受けた教育課程の水準維持についての審査	107
③ 審査組織の整備	109
④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	111
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況	113
⑥ 省庁大学校修了者に対する学位授与に関する外部検証結果の業務への反映	117
3 調査及び研究 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	118
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	120
1) 調査研究プロジェクト	121
① 大学評価の手法, 評価指標の研究開発	123
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究	126
③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究	129
④ 大学評価における情報技術 (IT) の活用研究	132
⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究	135
2) 研究成果の公表等	138
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	140
1) 調査研究プロジェクト	141
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究	143
ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究	146
イ 機構での学位取得後, 1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究	150
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	153
ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究	155
イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究	158
2) 研究成果の公表等	160
4 情報の収集, 整理, 提供	
(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	163
(1) 評価に関する情報の収集, 整理, 提供	166
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集, 整理, 提供	168
① 大学情報データベースシステムによる情報の提供	169
② 大学等から提供された情報の整理・分析	170
③ 評価担当者及び各大学等への情報の提供	171
④ 大学情報データベースシステムによる情報提供の充実	172
2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報, 評価に関する調査研究資料等の収集, 整理, 提供	173
① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集, 整理, 提供	175
② 国内外の評価機関の情報の収集, 整理, 提供	177
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集, 整理, 提供	180
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集, 整理, 提供	182

⑤ 大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報の外国語による提供	184
(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	
1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について	186
① 科目等履修生制度に関する情報	187
② 認定専攻科に関する情報	188
③ 大学情報データベースシステムによる情報の活用	189
④ ウェブサイトによる情報提供の充実	190
5 その他上記に関連する業務 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	
(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	191
① 国内の他の評価機関との連携・協力	193
② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築	194
③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築	197
(2) 広報活動の実施	198
① 機構の活動等の積極的発信	199
② ウェブサイトのアクセス	203
(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	206
① 評価に関するシンポジウム等の開催	208
② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施	211
③ アンケート調査の実施	213

Ⅱ 業務運営及び財務内容

1 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等	
(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	214
① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織	216
② 評議員会	218
③ 運営委員会	220
(2) 自己点検・評価の実施 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	222
(3) 業務運営の効率化 (Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)	224
① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進	225
② ITの積極的な活用	226
③ 競争性を確保した効率的な調達	227

2 財務内容

(1) 財務内容の改善に関する事項 (Ⅳ 財務内容の改善に関する事項(中期目標))	228
(2) 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画	
(Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画)	230
(3) 短期借入金の限度額 (Ⅳ 短期借入金の限度額)	231
(4) 重要な財産の処分等に関する計画 (Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画)	232
(5) 剰余金の使途 (Ⅵ 剰余金の使途)	233

3 人事に関する事項

(1) 人事に関する計画 (Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)	234
① 組織体制の整備及び職員の適正配置	236
② 研修等の実施状況	237
③ 教員採用の公募	239
(2) 人員に係る指標 (Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)	240

(別紙1) 平成20年度 予算

(別紙2) 平成20年度 収支計画

(別紙3) 平成20年度 資金計画

I 業務の質の向上

I - 1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

1 実施状況

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が実施する評価は、平成16年度から制度化された認証評価や文部科学省国立大学法人評価委員会から要請を受けて行う国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法を開発し、適切な評価を実施することにより、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていくものである。

（1）認証評価

機構が実施する認証評価については、平成16年度に大学、短期大学及び法科大学院が、また平成17年度には高等専門学校について文部科学大臣から認証評価機関として認証され、評価を開始した。大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価の結果については、それぞれ対象機関に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

また、様々な分野の専門職大学院が設置されている状況から、総合的な認証評価機関としての観点から、これまでの評価の経験を踏まえ、法科大学院以外の専門職大学院認証評価についても「専門職大学院の評価基準モデル」を平成19年1月にとりまとめ、その検討結果を関係団体等に通知するとともに、機構のウェブサイト及びポータルサイトに掲載する等の情報発信を行い、関係団体の参考に供しているところである。

（2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価（以下、「国立大学法人等の教育研究評価」という。）に関し、国立大学法人86法人及び大学共同利用機関法人4法人を対象として、中期目標の達成状況と、学部研究科等の現況分析について評価を行った。

これらの評価について、平成21年2月19日開催の国立大学教育研究評価委員会において、機構の評価結果を確定し、同日付けでその内容を文部科学省国立大学法人評価委員会に報告した。なお、教育研究の状況及び業務運営・財務状況を含めた中期目標の達成状況等についての評価結果は、3月26日開催の文部科学省国立大学法人評価委員会において決定され、各国立大学法人等に通知された。また、評価報告書については、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、評価報告書には、意見の申立てのあった国立大学法人等については、申立ての内容及びその対応についても記載した。

2 評価と課題

（1）大学、短期大学及び高等専門学校の各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置し、また法科大学院認証評価委員会の下に評価部会及び教員組織調査専門部会

及び意見申立審査部会を設置した。評価担当者となる専門委員について、各関係団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

評価担当者に対する研修については、研修を設定するとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成20年度の認証評価に申請があった11大学、2短期大学、2高等専門学校及び法科大学院を置く16大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年3月に評価結果を確定し、評価対象となったすべての大学、短期大学、高等専門学校及び14法科大学院に対しては、機構の定める評価基準を満たしていることを通知した。なお、2法科大学院については適格と認定されなかった。

また、平成20年度の法科大学院認証評価（追評価）に申請があった3法科大学院について、書面調査を実施し、意見の申立ての経路を経て評価結果を確定し、平成21年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。

これらの評価結果は機構のウェブサイトにも掲載した。

- (3) 平成21年度実施の機関別認証評価の受付については、37大学、1短期大学及び0高等専門学校からの申請を受け付け、法科大学院認証評価の受付については3大学からの申請を受け付けた。また、円滑な申請を促すために、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明等を行った。

- (4) 平成19年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及び評価担当者に対し、評価の有効性、適切性について検証するため、アンケート調査を行い、その結果を検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

この検証により、機構の実施した認証評価について、評価基準及び観点等の事項別に評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。

- (5) 法科大学院以外の専門職大学院に関しては、平成19年1月にとりまとめた「専門職大学院の評価基準モデル」について、ウェブサイトに新たに事項を設けるなどによる更新を行い情報発信を行った。

- (6) 国立大学法人等の教育研究評価に関して、評価担当者に対する研修については、達成状況判定会議及び現況分析部会について、それぞれ2回研修会を開催した。

研修にあたっては、達成状況の評価結果及び現況分析結果の具体的なイメージを示すなど研修内容の工夫を図り、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。

大学情報データベースシステムは、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人から情報の提供を受けてきたが、引き続き、各国立大学法人等の協力の下に情報の提供を受けることとしている。

I-1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

大学、短期大学、高等専門学校機関別認証評価については、平成20年5～6月開催の各機関別認証評価委員会で委員及び専門委員をそれぞれ分属し、各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置した。

(2) 評価の実施

大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価においては、平成20年6月末に評価対象機関（11大学、2短期大学、2高等専門学校）から提出された自己評価書等を評価部会及び財務専門部会等で分析の上、慎重に審議し各意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、対象機関に対し、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会及び各機関別認証評価委員会において審議の上、平成21年3月開催の各機関別認証評価委員会において評価結果を確定した。評価結果は、平成21年3月27日に全対象機関及びその設置者に対して機構の定める評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 評価の受付

平成21年度に実施する大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価のため、機構の実施する認証評価を受けていない、すべての大学等に申請要項等の案内を送付するとともに、リーフレットの頒布、説明会の実施等による機構の認証評価の趣旨の周知等を行い、大学37校、短期大学1校から認証評価の申請を受け付けた。

(4) 評価結果の検証等

平成19年度に実施した大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象機関及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容を基に検証を行い、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校に配付し検証結果の周知に努めた。

2 評価と課題

全般的な意見・感想としては、対象校から、「大学改革及び教育研究の質の向上に繋がった」、「改善すべき事項や、推進すべき事項が明らかになった」、「自己評価では具体的に挙げられなかった改善点を指摘してもらえた」等、期待どおり若しくは期待以上であったとする感想が多く寄せられた。また、評価担当者からは、評価担当者として携わった作業や、関係者との意見交換を通して得たものが自らの活動に役立ったとする感想が多く得られた。一方で、対象校

及び評価担当者ともに、評価基準及び観点に関し、全体の構成や内容については概ね適切であるが、特定の評価基準又は観点の重複を指摘する意見や、その趣旨や目的理解のための工夫が必要であるとの意見もあった。

このため、平成21年度実施分からは、評価しにくい又は重複するなどの意見のあった観点等について改正を行い、大学については、114あった観点を99に、短大については、96あった観点を82に、統合・整理した。

また、平成20年度においては、認証評価説明会及び自己評価担当者等に対する研修会や訪問説明時の機会を利用して、観点の趣旨やねらいについて詳細な説明を行った。

このことから、評価基準及び観点等について評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。

I－1－（１） 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1） 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

1 実施状況

（１）評価体制の整備

大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会５部会及び財務専門部会１部会（大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。また、各評価部会間の評価内容等を調整するため、各評価部会の部会長等からなる運営小委員会を設置した。

（２）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成20年６月末に各対象大学から提出された自己評価書等を分析の上、審議を行い意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、平成21年１月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての経路を経て、平成21年３月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成21年３月27日に全対象大学（11大学）及びその設置者に対して機構の定める大学評価基準を満たしていることを評価結果として通知した。

また、評価結果を「平成20年度大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（３）評価の受付

平成21年度に実施する大学機関別認証評価のため、平成20年７月９日付けで「平成21年度に実施する大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」、「平成21年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」の依頼文書を機構の実施する認証評価を受けていないすべての大学に送付するとともに、リーフレットの頒布、説明会の実施等による機構の認証評価の趣旨の周知等を行い、37大学から申請を受け付けた。

（４）評価結果の検証等

平成19年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対するアンケート調査を基に検証を行い、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校に配付し検証結果の周知に努めた。また、書面調査票の様式について、記入しづらいとの意見を受けて、様式を変更するなどの改善を図った。

2 評価と課題

- (1) 大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員について、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、教育学術に広くかつ高い識見や高い学術的業績を有する者を評価担当者として任命するなど、評価体制の整備を図った。

評価担当者に対する研修については、研修会を年に2回開催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの内容を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成20年度の認証評価に申請があった11大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）に対しては、対象大学から意見申立てがない旨回答があった。この後評価結果を確定し、平成21年3月に対象大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、意見の申立てのあった大学については、申立て内容や、その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表した。

- (3) 平成21年度実施の認証評価の申請については37大学から申請を受け付けた。また、申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。

平成21年度以降も引き続き、機構の大学機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、大学機関別認証評価の円滑な実施に努める。

- (4) 平成19年度に認証評価を実施した大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価基準等及び観点等の事項別で評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成20年度に実施した評価についても平成20年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

把握された課題等については、改善を図る必要があることから、平成20年度においても、評価しにくいなどの意見のあった観点については、観点の趣旨やねらいについて詳細に説明を行うとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

I－1－（１）－１） 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

① 評価体制の整備等

大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

（１）評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成20年度評価における評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び意見申立審査会の設置

平成20年6月、大学機関別認証評価委員会の下に、評価の対象となる大学の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成するため評価部会を5部会設置し、財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を1部会設置した。また、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行うため運営小委員会を設置した。さらに、評価結果（原案）に対する意見の申立てについて意見申立審査会を設置した。

委員等の構成については、評価部会及び財務専門部会は大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で、運営小委員会は各評価部会の部会長等、意見申立審査会は専門委員でそれぞれ構成した。

なお、専門委員については、平成18年11月に大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成20年2月14日開催の専門委員選考委員会において、学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考し、平成20年3月18日開催の運営委員会において、120人（評価部会23人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員88人）を任命した。

○ 大学機関別認証評価委員会名簿（平成20年6月3日現在）

赤 岩 英 夫	前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
池 端 雪 浦	前東京外国語大学長
江 上 節 子	東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾 池 和 夫	京都大学総長
大 塚 雄 作	京都大学教授
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	電気通信大学長
金 川 克 子	前石川県立看護大学長
北 原 保 雄	日本学生支援機構理事長
○ 小 出 忠 孝	愛知学院大学長
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
後 藤 祥 子	日本女子大学長・理事長
小 林 俊 一	秋田県立大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
齋 藤 八重子	前東京都立九段高等学校長

	佐藤 東洋士	桜美林大学長
	鈴木 昭 憲	前秋田県立大学長，東京大学名誉教授
	永井 多恵子	前日本放送協会副会長
	ハンス ユーゲン・マルクス	学校法人南山学園理事長
	平野 眞 一	名古屋大学総長
	福田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
	森本 尚 武	前信州大学長
	山内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 吉川 弘 之	産業技術総合研究所理事長

(◎＝委員長，○＝副委員長)

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成20年6月20日現在）

(第1部会)		
委 員	萩上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 小 間 篤	科学技術振興機構研究主監，東京大学名誉教授
	○ 鈴木 昭 憲	前秋田県立大学長，東京大学名誉教授
専門委員	小林 康 夫	東京大学教授
	廣瀬 和 子	上智大学名誉教授
	堀 正 二	大阪府立成人病センター総長，大阪大学名誉教授
(第2部会)		
委 員	◎ 鮎川 恭 三	前愛媛大学長
	萩上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
専門委員	井上 欣 三	神戸大学教授
	小林 迪 弘	名古屋大学教授
	高橋 正 征	東京大学名誉教授，高知大学名誉教授
	土屋 俊	千葉大学教授
	利島 保	県立広島大学理事，広島大学名誉教授
	○ 平 山 健 一	岩手大学長
(第3部会)		
委 員	◎ 赤岩 英 夫	前群馬大学長
	萩上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
専門委員	潮田 資 勝	物質・材料研究機構フェロー，前北陸先端科学技術大学院大学長
	蓮見 孝	筑波大学教授
	○ 益田 隆 司	前電気通信大学長
(第4部会)		
委 員	萩上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 児玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長，前大阪市立大学長
専門委員	伊藤 隆 道	東京芸術大学名誉教授
	内田 勝 一	早稲田大学常任理事
	○ 鈴木 典比古	国際基督教大学長
	服部 幸 造	元名古屋市立大学教授
(第5部会)		
委 員	萩上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 金川 克 子	前石川県立看護大学長
専門委員	上野谷 加代子	同志社大学教授
	久保田 紀久枝	お茶の水女子大学教授
	蜂須賀 研 二	産業医科大学教授
	○ 前原 澄 子	京都橘大学看護学部長，元三重県立看護大学長
	南 裕 子	近大姫路大学長
	○ 森 正 夫	公立大学協会相談役，前愛知県立大学長
	山 縣 文 治	大阪市立大学教授

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成20年 6 月30日現在）

委 員	赤 岩 英 夫	前群馬大学長
	○ 佐 藤 東洋士	桜美林大学長
専門委員	清 水 秀 雄	公認会計士，税理士
	◎ 和 田 義 博	公認会計士，税理士

（◎＝部会長，○＝副部会長）

○ 大学機関別認証評価委員会運営小委員会名簿（平成20年 8 月22日現在）

	赤 岩 英 夫	前群馬大学長
	鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
◎	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	金 川 克 子	前石川県立看護大学長
	児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長，前大阪市立大学長
	小 間 篤	科学技術振興機構研究主監，東京大学名誉教授

（◎＝主査）

○ 大学機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿（平成20年 6 月 3 日現在）

	東 市 郎	前函館工業高等専門学校長
	石 弘 光	放送大学長
	佐 藤 弘 毅	目白大学長，目白大学短期大学部学長
	佐 藤 美 穂	元東京都立九段高越学校長
	鶴 見 尚 弘	山梨県立大学長
	吉 本 高 志	大学入試センター理事長
	米 山 宏	前阿南工業高等専門学校長

② 平成21年度評価における評価者の確保等

平成21年度の評価を実施するため，専門委員については，平成20年 9 月に大学関係団体，学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い，平成21年 2 月16日開催の専門委員選考委員会において，対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考し，3 月16日開催の運営委員会において，専門委員148人（評価部会67人，財務専門部会 3 人，意見申立審査会 5 人，選択的評価事項に係る書面調査担当の委員73人）を選考した。

これを受けて平成21年度に開催する大学機関別認証評価委員会において，評価者で構成する大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成する評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

（2）評価体制等の見直し

平成20年度は，11大学の評価を実施することから評価部会を 5 部会設置したが，平成21年度評価を実施予定となっている大学は37大学となっていることから，大学の規模や分野に応じて，新たに評価部会を設置することとしている。

（3）評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が大学機関別認証評価の目的，内容及び方法等について，共通理解の下で公正，適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう，平成20年 6 月20日に研修会を実施した。

本研修会では，大学評価基準，実際の評価作業等について，「自己評価イメージ」を用い

て実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例を基に説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 大学機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成20年6月3日

- ・評価部会の体制等，運営小委員会の体制等

第2回 平成21年1月16日

- ・評価結果（案），評価部会の編成

第3回 平成21年3月19日

- ・評価結果，専門委員の選考，自己評価実施要項等

○ 大学機関別認証評価委員会運営小委員会の開催状況

第1回 平成20年8月22日

- ・書面調査結果

第2回 平成20年12月8日

- ・評価結果（原案）の調整

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成20年6月20日（第1～第5部会）6月30日（財務専門部会（持ち回り））

- ・役割分担（担当大学）の決定

第2回 平成20年8月20日（財務専門部会），8月22日（第1部会），8月26日（第2部会），8月27日（第4部会，第5部会）8月29日（第3部会）

- ・書面調査による分析結果，訪問調査関係依頼事項の検討

第3回 平成20年12月15日（第3部会），12月18日（第2部会），12月19日（第5部会），12月24日（第1部会，財務専門部会），12月26日（第4部会）

- ・評価結果（原案）の検討

2 評価と課題

評価者となる専門委員については，大学関係団体，学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い，評価部会においては，対象大学の学部構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者等適切な評価者を得ることができた。また，財務専門部会においても，財務会計分野の専門家等適切な評価者を得ることができた。

評価担当者に対する研修については，研修会を設定するとともに，「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，評価担当者の共通認識を深めることができた。

今後とも，大学機関別認証評価の目的，内容及び方法等に関して，共通認識を深めるべく，研修内容の一層の充実を図ることとしている。

I-1-(1)-1 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

② 評価の実施

平成19年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

- 評価対象大学（11校（国立4校、公立5校、私立2校））

（国立）宇都宮大学，東京海洋大学，京都工芸繊維大学，神戸大学

（公立）国際教養大学，神奈川県立保健福祉大学，大阪市立大学，尾道大学，宮崎県立看護大学

（私立）日本社会事業大学，光産業創成大学院大学

1) 書面調査の実施

平成20年6月末に各対象大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会では1大学4～6人、財務専門部会では1大学4人の委員及び専門委員が、11ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会各1回をそれぞれ訪問調査実施前の8月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、審議を行った。

なお、書面調査における評価の円滑化を図るため、対象大学の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析にあたり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電話又は電子メール等により常にすべての委員に連絡して情報共有や共通理解を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査による評価を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項を中心に、平成20年10月1日から12月2日にかけて、対象11大学に対してそれぞれ2日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施にあたっては、対象大学の特性に応じて、1大学当たり評価部会の委員及び専門委員4～6人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象大学に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知するとともに、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象大学との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

- 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時刻	事項
9:00～	大学到着，ミーティング①
9:30～	大学関係者（責任者）との面談
12:00～	昼食・休憩

13：00～	大学の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談
14：00～	休憩
14：10～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
16：10～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
17：20～	ミーティング②
17：50～	休憩
18：00～	学生、卒業（修了生）との面談
19：30～	ミーティング③
第2日目	
時 刻	事 項
9：00～	大学到着、ミーティング④
9：30～	根拠となる資料・データ等の補完的収集（ミーティング⑤含む）
11：30～	昼食・休憩
12：30～	ミーティング⑥
14：30～	休憩
14：40～	大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
16：00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、各評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成21年1月に意見の申立ての手続のため、各対象大学に通知したが、すべての対象大学から意見の申立てがない旨の回答があった。その後、平成21年3月19日に開催した大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成21年3月27日に全対象大学（11大学）及びその設置者に対して機構の定める大学評価基準を満たしていることを当該大学の評価結果として通知した。

また、平成20年度に実施した評価結果を「平成20年度大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、平成21年3月27日に機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成19年度に実施した認証評価に関する検証のためのアンケート結果から、書面調査に関し、評価担当者において、参考となる情報（客観的データ等）が必要であるとした者は2割にとどまり、自己評価書及び添付資料で充分であると考えられていること、書面調査票等の様式については、平成18年度に書面調査票の様式が記入しづらいとの意見を受けて、記入しやすい様式に変更するなどの対応を行ったこともあり、評価担当者の7割以上が記入しやすかったとの回答が得られた。

また、訪問調査の必要性については、対象校及び評価担当者からの共通意見として大学と機構の意思疎通や理解に有用であると肯定的にとらえられている。

このほか、訪問調査時の機構の評価担当者の人数及び構成については、対象校、評価担当者とも妥当であるとしている。

平成21年度以降も、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、適切に評価を実施することとしている。

I－1－（１）－１） 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成21年度に実施する評価について、各大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成21年度に実施する大学機関別認証評価のため、平成20年7月9日付けで大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続についての依頼文書を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公立大学に送付した。

（２）受付状況

平成21年度大学機関別認証評価は、次の37大学から認証評価の申請を受け付けた。

（国立）北海道大学、北海道教育大学、小樽商科大学、茨城大学、群馬大学、埼玉大学、東京大学、東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、福井大学、静岡大学、名古屋工業大学、滋賀大学、滋賀医科大学、大阪大学、奈良教育大学、島根大学、広島大学、山口大学、香川大学、福岡教育大学、九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学、奈良先端科学技術大学院大学

（公立）群馬県立女子大学、前橋工科大学、横浜市立大学、富山県立大学、京都府立大学、大阪府立大学、兵庫県立大学、岡山県立大学、高知女子大学、北九州市立大学

2 評価と課題

申請を促すための取組として、大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレットを作成し、国公立大学等に広く頒布するとともに、ウェブサイトにも掲載した。また、全国2ヶ所で開催した説明会の後、申請を受け付けるまでの間において、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容等についてより積極的に説明を行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努めることとしている。

④ 評価結果の検証等

平成19年度に評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

1 実施状況

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成19年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。なお、平成19年度においては、認証評価を実施した大学が38校（短期大学が２校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。

＜対象校＞

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成20年３月31日付けで全対象校（38校）に送付した。これに対して、37校から回答があった。

なお、昨年度からの改善点は、個別事情に対応するとともに具体的な記述がなされるように質問様式を修正するなどにより工夫を図った点である。

１．評価基準及び観点について

２．評価の方法及び内容について

（１）自己評価について

（２）訪問調査等について

（３）意見の申立てについて

３．評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

（２）評価作業に費やした労力

- (3) 評価のスケジュールについて
- 4. 説明会・研修会等について
- 5. 評価結果（評価報告書）について
 - (1) 評価報告書の内容について
 - (2) 自己評価書及び評価報告書の公表について
 - (3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について
- 6. 評価を受けたことによる効果・影響について
- 7. 評価結果の活用について
- 8. 評価の実施体制について
- 9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（109人：大学，短期大学）に送付した。これに対して、89人から回答があった。（回収率82％）なお、昨年からの改善点は、対象校と同様に個別事情に対応するとともに具体的な記述がなされるように様式を修正するなどにより工夫した点、評価実施直後の平成19年12月26日付けでアンケート調査を送付した点である。

- 1. 評価基準及び観点について
- 2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
- 3. 研修について
- 4. 評価の作業量，スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
- 5. 評価部会等の運営について
- 6. 評価全般について

(2) 検証の結果等

① 平成19年度に実施した検証結果のとりまとめ

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていること等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・観点の見直し、自己評価書の作成

方法並びに説明方法の改善，認証評価制度等についての社会的認知度を高め，各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより，社会や地域からの理解，関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。また，平成17年度から平成19年度の経年データについて集計し，基礎データとして活用できるようにした。なお，これらの検証結果については，平成21年1月に「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ，機構のウェブサイトに掲載するとともに，対象校及び評価担当者に送付した。

② 平成20年度に実施した評価結果の検証等

平成20年度の評価結果の確定に先立ち，検討グループにより，平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い，評価検証の実施方針等を策定し，平成20年12月25日付で評価担当者に，平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

2 評価と課題

評価結果の検証アンケートを実施し，検証結果をとりまとめるとともに，各実務担当者等へのフィードバックを行ったことにより，説明会，研修会の改善，実際の評価業務の効率化等の認証評価の改善充実に着実に繋がった。

なお，次年度以降も検証アンケートを行うとともに，認証評価制度の動向への適切な対応に資すること，「外部検証報告書」でも指摘があった対象校及び評価担当者アンケート以外の検証方法等について，検討グループでの検討を平成21年度以降も引き続き行っていくこととしている。

I－1－（１） 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

2） 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

1 実施状況

（１）評価体制の整備

短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会及び財務専門部会（短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を各１部会設置した。

（２）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成20年６月末に対象短期大学から提出された自己評価書等进行分析の上、審議を行い意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議の上、平成21年１月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続を経た上で、平成21年２月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成21年３月27日に全対象短期大学（２短期大学）及びその設置者に対して機構の定める短期大学評価基準を満たしていることを評価結果として通知した。

また、評価結果を「平成20年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（３）評価の受付

平成21年度に実施する短期大学機関別認証評価のため、平成20年７月９日付けで依頼文書「平成21年度に実施する短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての公私立短期大学に送付するとともに、リーフレットの頒布、説明会の実施等による機構の認証評価の趣旨の周知等を行い、１短期大学から申請を受け付けた。

（４）評価結果の検証等

平成19年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容を基に検証を行い、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校に配付し検証結果の周知に努めた。

2 評価と課題

- （１）短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置し、評価担当者となる専門委員について、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の

推薦依頼を行い、教育学術に広くかつ高い識見や高い学術的業績を有する者を評価担当者として任命するなど、評価体制の整備を図った。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 平成21年度実施の認証評価の申請については1短期大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。

平成21年度以降も引き続き、機構の短期大学機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、短期大学機関別認証評価の円滑な実施に努める。

- (3) 平成19年度に認証評価を実施した短期大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、大学基準や観点等の項目別で、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成20年度に実施した評価についても平成20年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、評価しにくい等の意見のあった観点については、観点の趣旨やねらいについて詳細に説明を行うとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

この検証結果報告書を踏まえ、認証評価業務の改善及び次期中期計画の策定につなげた。

I－1－（１）－２） 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

① 評価体制の整備等

短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

（１）評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成20年度評価における評価部会、財務専門部会及び意見申立審査会の設置

平成20年6月、短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価の対象となる短期大学の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成するため評価部会及び財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を各1部会設置した。さらに、評価結果（案）に対する意見の申立てについては、意見申立審査会を設置した。

委員等の構成については、評価部会及び財務専門部会の構成は短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員、意見申立審査会は専門委員でそれぞれ構成した。

なお、専門委員については、平成18年11月に公私立短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成20年2月13日開催の専門委員選考委員会において、学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考し、平成20年3月18日開催の運営委員会において、12人（評価部会3人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人）を任命した。

○ 短期大学機関別認証評価委員会名簿（平成20年6月5日現在）

	雨 宮 照 雄	三重短期大学教授，前三重短期大学長
	大 竹 美登利	東京学芸大学教授
	大 塚 雄 作	京都大学教授
	大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学長
	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○	上 條 宏 之	長野県短期大学長
	小 舘 静 枝	小田原女子短期大学長
	佐 野 博 敏	学校法人大妻学院理事長
	澤 井 昭 男	福島学院大学教授
	清 水 一 彦	筑波大学大学院人間総合科学研究科長
	関 根 秀 和	大阪女学院大学長・大阪女学院短期大学長
	滝 川 嘉 彦	名古屋文理大学長・名古屋文理大学短期大学部学長
	難 波 正 義	新見公立短期大学長
	平 山 朝 子	岐阜県立看護大学長
◎	森 脇 道 子	自由が丘産能短期大学長
	山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
	吉 田 文	早稲田大学教授

（◎＝委員長，○＝副委員長）

○ 短期大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成20年6月20日現在）

委 員	雨 宮 照 雄	三重短期大学教授，前三重短期大学長
-----	---------	-------------------

	萩 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	○ 上 條 宏 之	長野県短期大学長
	◎ 佐 野 博 敏	学校法人大妻学院理事長
専門委員	田 中 信 行	金沢美術工芸大学教授
	根之木 英 二	大分県立芸術文化短期大学教授
	山 下 由紀恵	島根県立大学短期大学部教授

(◎＝部会長，○＝副部会長)

- 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成20年 6 月30日現在）

委 員	雨 宮 照 雄	三重短期大学教授，前三重短期大学長
	○ 大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学長
専門委員	◎ 清 水 秀 雄	公認会計士，税理士
	和 田 義 博	公認会計士，税理士

(◎＝部会長，○＝副部会長)

- 短期大学機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿（平成20年 6 月 5 日現在）

	東 市 郎	前函館工業高等専門学校長
	石 弘 光	放送大学長
	佐 藤 弘 毅	目白大学長，目白大学短期大学部学長
	佐 藤 美 穂	元東京都立九段高越学校長
	鶴 見 尚 弘	山梨県立大学長
	吉 本 高 志	大学入試センター理事長
	米 山 宏	前阿南工業高等専門学校長

② 平成21年度評価における評価者の確保等

平成21年度の評価を実施するため，専門委員については，平成20年9月に短期大学関係団体，学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い，平成21年 2 月13日開催の専門委員選考委員会において，対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考し，3 月16日開催の運営委員会において，専門委員 9 人（評価部会 2 人，財務専門部会 2 人，意見申立審査会 5 人）を選考した。

これを受けて平成21年度に開催する短期大学機関別認証評価委員会において，評価者で構成する短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成する評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

（2）評価体制等の見直し

平成20年度は，2 短期大学の評価を実施したことから評価部会を 1 部会設置したが，平成21年度に評価を実施する予定となっている短期大学は 1 短期大学となっていることから，評価する体制としては，短期大学の規模や分野に応じて，新たに評価部会を設置することとしている。

（3）評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が短期大学機関別認証評価の目的，内容及び方法等について，共通理解の下で公正，適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう，平成20年 6 月20日に研修会を実施した。

本研修会では，短期大学評価基準，実際の評価作業等について，「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例を基に説明を行い，活発な質疑

応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 短期大学機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成20年6月5日

- ・評価部会の体制等

第2回 平成21年1月15日

- ・評価結果、評価部会の編成

第3回 平成21年2月27日（持ち回り）

- ・評価結果、専門委員の選考、自己評価実施要項等

○ 短期大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成20年6月20日（評価部会）、6月30日（財務専門部会（持ち回り））

- ・役割分担（担当短期大学）の決定

第2回 平成20年8月20日（財務専門部会）、平成20年8月29日（評価部会）

- ・書面調査による分析結果

第3回 平成20年12月16日（評価部会）、平成20年12月24日（財務専門部会）

- ・評価結果（原案）の検討

2 評価と課題

評価者となる専門委員については、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、評価部会においては、対象短期大学の学科構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者等適切な評価者を得ることができた。また、財務専門部会においても、財務会計分野の専門家等適切な有識者を得ることができた。評価担当者に対する研修については、研修会を設定するとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も短期大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、研修内容の一層の充実を図ることとしている。

I-1-(1)-2 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

② 評価の実施

平成19年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

- 評価対象短期大学（2校（公立2校））

（公立）秋田公立美術工芸短期大学，大月短期大学

1) 書面調査の実施

平成20年6月末に各対象短期大学から提出された自己評価書及び根拠資料・データ等について、評価部会では1短期大学5人、財務専門部会では4人の委員及び専門委員が11ある評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会各1回をそれぞれ訪問調査実施前の8月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、審議を行った。

なお、書面調査における評価の円滑化を図るため、対象短期大学の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析にあたり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電話又は電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査による評価を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、平成20年10月27日～11月18日に、対象2短期大学に対して2日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施にあたっては、評価部会の委員及び専門委員5人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象短期大学に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知するとともに、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象短期大学との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

- 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時刻	事項
9:00～	短期大学到着、ミーティング①
9:30～	短期大学関係者（責任者）との面談
12:00～	昼食・休憩
13:00～	短期大学の一般教員、支援スタッフ及び関連する研究施設のスタッフとの面談
14:00～	休憩
14:10～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査

16:10～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
17:20～	ミーティング②
17:50～	休憩
18:00～	学生、卒業（修了生）との面談
19:00～	ミーティング③
第2日目	
時 刻	事 項
9:00～	短期大学到着，ミーティング④
9:30～	根拠となる資料・データ等の補完的収集（ミーティング⑤含む）
11:30～	昼食・休憩
12:30～	ミーティング⑥
14:30～	休憩
14:40～	短期大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
16:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定，公表

書面調査及び訪問調査を経て，評価部会，財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議を行い，評価結果（案）を決定し，平成21年1月に意見の申立ての手续のため，各対象短期大学に通知したが，すべての対象短期大学から意見の申立てがない旨の回答があった。その後，平成21年2月27日に開催した短期大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し，平成21年3月27日に全対象短期大学（2短期大学）及びその設置者に対して当該短期大学が機構の定める短期大学評価基準を満たしていることを評価結果として通知した。

また，平成20年度に実施した評価結果を「平成20年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ，平成21年3月27日に機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成19年度に実施した認証評価に関する検証のためのアンケート結果から，書面調査に関し，評価担当者において，参考となる情報（客観的データ等）が必要であるとした者は2割にとどまり，自己評価書及び添付資料で充分であると考えられていること，書面調査票等の様式については，平成18年度に書面調査票の様式が記入しづらいとの意見を受けて，記入しやすい様式に変更するなどの対応を行ったこともあり，評価担当者の7割以上が記入しやすかったとの回答が得られた。

また，訪問調査の必要性については，対象校及び評価担当者からの共通意見として大学と機構の意思疎通や理解に有用であると肯定的にとらえられている。

このほか，訪問調査時の機構の評価担当者の人数及び構成については，対象校，評価担当者とも妥当であるとしている。

平成21年度以降も，引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ，適切に評価を実施することとしている。

I－1－（1）－2） 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成21年度の評価を実施するため、各短期大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（1）評価の申請の受付

平成21年度に実施する短期大学機関別認証評価のため、平成20年7月9日付けで短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続についての依頼文書を機構の実施する認証評価を受けていないすべての公私立短期大学に送付した。

（2）受付状況

平成21年度短期大学機関別認証評価は、次の1短期大学から認証評価の申請を受け付けた。
（公立）岐阜市立女子短期大学

2 評価と課題

申請を促すための取組として、短期大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレットを作成し、公私立短期大学等に広く頒布するとともに、ウェブサイトにも掲載している。また、全国2ヶ所で開催した説明会の後、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容等についてより積極的に説明を行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努めることとしている。

④ 評価結果の検証等

平成19年度に評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

1 実施状況

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成19年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。なお、平成19年度においては、認証評価を実施した短期大学が２校（大学が38校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。

＜対象校＞

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成20年３月31日付けで対象校（２校）に送付し、回答を得た。

なお、昨年度からの改善点は、個別事情に対応するとともに具体的な記述がなされるように様式を修正するなどにより工夫を図った点である。

１．評価基準及び観点について

２．評価の方法及び内容について

（１）自己評価について

（２）訪問調査等について

（３）意見の申立てについて

３．評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

（２）評価作業に費やした労力

- (3) 評価のスケジュールについて
- 4. 説明会・研修会等について
- 5. 評価結果（評価報告書）について
 - (1) 評価報告書の内容について
 - (2) 自己評価書及び評価報告書の公表について
 - (3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について
- 6. 評価を受けたことによる効果・影響について
- 7. 評価結果の活用について
- 8. 評価の実施体制について
- 9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（109人：大学，短期大学）に送付した。これに対して、89人から回答があった。（回収率82％）なお、昨年からの改善点は、対象校と同様に個別事情に対応するとともに具体的な記述がなされるように様式を修正するなどにより工夫した点、評価実施直後の平成19年12月26日付けでアンケート調査を送付した点である。

- 1. 評価基準及び観点について
- 2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
- 3. 研修について
- 4. 評価の作業量，スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
- 5. 評価部会等の運営について
- 6. 評価全般について

(2) 検証の結果等

① 平成19年度に実施した検証結果のとりまとめ

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていること等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・観点の見直し、自己評価書の作成

方法並びに説明方法の改善，認証評価制度等についての社会的認知度を高め，各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより，社会や地域からの理解，関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。また，17年度から19年度の経年データについて集計し，基礎データとして活用できるようにした。

なお，これらの検証結果については，平成20年1月に「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ，機構のウェブサイトに掲載するとともに，対象校及び評価担当者に送付した。

② 平成20年度に実施した評価結果の検証等

平成20年度の評価結果の確定に先立ち，検討グループにより，平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い，評価検証の実施方針等を策定し，平成20年12月25日付けで評価担当者に，平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

2 評価と課題

評価結果の検証アンケートを実施し，検証結果をとりまとめるとともに，各実務担当者等へのフィードバックを行ったことにより，説明会，研修会の改善，実際の評価業務の効率化等の認証評価の改善充実に着実に繋がった。

なお，次年度以降も検証アンケートを行うとともに，認証評価制度の動向に対する適時な対応に資すること，「外部検証報告書」でも指摘があった対象校及び評価担当者アンケート以外の検証方法等について，検討グループでの検討を平成21年度以降も引き続き行っていくこととしている。

I－1－（１） 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

3） 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

1 実施状況

（１）評価体制の整備

高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会及び財務専門部会（高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。

（２）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成20年6月末に各対象高等専門学校から提出された自己評価書等を分析の上、審議を行い意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、平成21年1月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続を経た上で、平成21年2月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果を確定した。平成21年3月27日に全対象高等専門学校（2高等専門学校）及びその設置者に対して機構の定める高等専門学校評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに機構のウェブサイトに掲載した。

（３）評価の説明会等

平成21年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のため、平成20年7月9日付けで「平成21年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」の依頼文書を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公立高等専門学校に送付するとともに、リーフレットの頒布、説明会の実施等による機構の認証評価の趣旨の周知等を行った。

（４）評価結果の検証等

平成19年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行い、その内容を基に検証を行い、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校に配付し検証結果の周知に努めた。

2 評価と課題

- (1) 高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員について、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、教育学術に広くかつ高い識見や高い学術的業績を有する者を適切な評価担当者としてを任命するなど、評価体制の整備を図った。
- (2) 平成21年度実施の認証評価の周知等については、平成21年度以降も引き続き、機構の高等専門学校機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、高等専門学校機関別認証評価の円滑な実施に努める。
- (3) 平成19年度に認証評価を実施した高等専門学校及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成20年度に実施した評価についても平成20年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、「自己評価のイメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成19年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

この検証結果報告書を踏まえ、認証評価業務の改善及び次期中期計画の策定につなげた。

I-1-(1)-3 高等専門学校のエ育研究等の総合的状況に関する評価

(高等専門学校機関別認証評価)

① 評価体制の整備等

高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成20年度評価における評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び意見申立審査会の設置

平成20年5月、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価の対象となる高等専門学校の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成するため、評価部会及び財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を各1部会設置した。さらに、評価結果（案）に対する意見の申立てについては、意見申立審査会を設置した。

評価部会及び財務専門部会の構成は、高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員、意見申立審査会は、専門委員でそれぞれ構成した。

なお、専門委員については、平成18年11月に高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成20年2月13日開催の専門委員選考委員会において、学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考し、平成20年3月18日開催の運営委員会において、16人（評価部会6人、財務専門部会3人、意見申立審査会7人）を任命した。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会名簿（平成20年5月21日現在）

青 木 恭 介	宮城工業高等専門学校教授
井 上 雅 弘	佐世保工業高等専門学校長
蕪 木 豊	元埼玉県教育局指導部長
小 島 勉	サレジオ工業高等専門学校副校長
神 野 清 勝	豊橋技術科学大学理事・副学長
高 木 不 折	名古屋大学名誉教授
瀧 田 佳 子	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
椿 原 治	日本工学教育協会専務理事
徳 田 昌 則	東北大学名誉教授
◎ 中 島 尚 正	産業技術総合研究所理事
長 島 重 夫	前株式会社日立製作所教育企画部シニアコンサルタント
長 浜 邦 雄	東京都立大学名誉教授
野 澤 庸 則	大学評価・学位授与機構客員教授
牧 島 亮 男	北陸先端科学技術大学院大学特別学長顧問
丸 山 久 一	長岡技術科学大学理事・副学長
安 田 國 雄	奈良先端科学技術大学院大学長
○ 四ツ柳 隆 夫	国立高等専門学校機構顧問

(◎=委員長, ○=副委員長)

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成20年 6 月10日現在）

委 員	◎ 椿 原 治	日本工学教育協会専務理事
	野 澤 庸 則	大学評価・学位授与機構客員教授
専門委員	伊 藤 詣 二	大阪府立工業高等専門学校教授
	奥 崎 真理子	函館工業高等専門学校教授
	香 林 利 男	金沢工業高等専門学校教授
	塚 本 真 也	岡山大学教授
	○ 寺 田 博 之	航空宇宙技術振興財団理事
	丸 山 暉 彦	長岡技術科学大学教授

（◎＝部会長，○＝副部会長）

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成20年 6 月10日現在）

委 員	○ 井 上 雅 弘	佐世保工業高等専門学校長
	◎ 長 浜 邦 雄	東京都立大学名誉教授
専門委員	神 林 克 明	公認会計士，税理士，社会保険労務士
	北 村 信 彦	公認会計士
	杉 浦 哲 郎	前放送大学学園監事

（◎＝部会長，○＝副部会長）

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿（平成20年 5 月21日現在）

	東 市 郎	前函館工業高等専門学校長
	石 弘 光	放送大学長
	佐 藤 弘 毅	目白大学長，目白大学短期大学部学長
	佐 藤 美 穂	元東京都立九段高越学校長
	鶴 見 尚 弘	山梨県立大学長
	吉 本 高 志	大学入試センター理事長
	米 山 宏	前阿南工業高等専門学校長

② 平成21年度評価における評価者の確保等

平成21年度申請の高等専門学校の評価体制に応じた専門委員の選考については，申請校がなかったため，平成20年度は行わなかった。

（2）評価体制等の見直し

平成21年度に評価を実施する高等専門学校に応じた評価体制等の見直しについては，申請校がなかったため，平成20年度は行わなかった。

（3）評価担当者に対する研修の実施

平成20年度は評価担当者全員が既に機構が行う評価の経験者であること，また，評価手順・内容等も平成19年度との大きな変更がないことから，一同に会しての研修会ではなく，評価担当者が共通理解の下で公正，適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう，「各基準の分析にあたっての留意点」や「評価作業マニュアル」等を作成し，平成20年 6 月10日に書面にて配付した。また，不明な点等がある場合には，平成20年 8 月21日に開催した第2回評価部会の際における説明のほか，その都度，事務局への問い合わせができるよう，質疑応答ができるような対応を行った。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成20年5月21日

- ・評価部会及び専門部会の編成等

第2回 平成21年1月14日

- ・評価結果（案）

第3回 平成21年2月20日（持ち回り）

- ・評価結果

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成20年6月10日（評価部会，財務専門部会）

- ・役割分担（担当高等専門学校）の決定

第2回 平成20年8月21日，8月19日（評価部会，財務専門部会）

- ・書面調査による分析結果，訪問調査関係依頼事項の検討

第3回 平成20年12月11日，12月16日（評価部会，財務専門部会）

- ・評価結果（原案）の検討

2 評価と課題

評価者となる専門委員については，高等専門学校関係団体，学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い，評価部会においては，対象高等専門学校の学科構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者等適切な評価者を得ることができた。また，財務専門部会においても，財務会計分野の専門家等適切な評価者を得ることができた。

評価担当者に対する研修については，実際の評価のシミュレーション例を増やすなどの工夫を取り入れ，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も，高等専門学校機関別認証評価の目的，内容及び方法等に関して，共通認識を深めるべく，研修内容の一層の充実を図ることとしている。

I-1-(1)-3 高等専門学校の研究教育等の総合的状況に関する評価

(高等専門学校機関別認証評価)

② 評価の実施

平成19年度に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

- 評価対象高等専門学校（2校（公立1校、私立1校））

（公立）神戸市立工業高等専門学校

（私立）サレジオ工業高等専門学校

1) 書面調査の実施

平成20年6月末に各対象高等専門学校から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会では1校について6～8人、財務専門部会では1校3人の委員及び専門委員が、11ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会各1回をそれぞれ訪問調査実施前の8月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、審議を行った。

なお、書面調査における評価の円滑化を図るため対象高等専門学校の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析にあたり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電話又は電子メール等により、常にすべての委員に連絡して情報共有や共通理解を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査による評価を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、平成20年10月20日から11月11日にかけて、対象2校に対してそれぞれ2日間の日程で実施した。

訪問調査の実施にあたっては、対象校の特性に応じて、1校当たり評価部会の委員及び専門委員6～8人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象校に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知するとともに、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象校との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

- 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時刻	事項
9:00～	(高等専門学校到着) ミーティング① 根拠となる資料・データ等の補完的収集①

12:00～	昼食・休憩
13:00～	高等専門学校関係者（責任者）との面談
15:00～	休憩
15:15～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
16:35～	休憩
16:50～	現役学生との面談
17:50～	休憩
18:00～	卒業（修了）生との面談
19:00～	移動・休憩
19:40～	ミーティング②
第2日目	
時 刻	事 項
9:00～	（高等専門学校到着）ミーティング③
9:10～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
11:10～	根拠となる資料・データ等の補完的収集②
11:40～	昼食・休憩
12:40～	ミーティング④ 学生との面談
15:00～	休憩
15:10～	学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見交換
16:00～	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成21年1月に意見の申立ての手続のため、各対象校に通知したが、すべての対象校から意見の申立てがない旨の回答があった。その後、平成21年2月20日に開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成21年3月27日に全対象校（2高等専門学校）及びその設置者に対して機構の定める高等専門学校評価基準を満たしていることを評価結果として通知した。

また、平成20年度に実施した評価結果を「平成20年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、平成21年3月27日に機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成19年度に実施した認証評価に関する検証のためのアンケート結果から、書面調査に関し、評価担当者において、参考となる情報（客観的データ等）が必要であるとした者は2割にとどまり、自己評価書及び添付資料で充分であると考えられていること、書面調査票等の様式については、平成18年度に書面調査票の様式が記入しづらいとの意見を受けて、記入しやすい様式に変更するなどの対応を行ったこともあり、評価担当者の7割以上が記入しやすかったとの回答が得られた。

また、訪問調査の必要性については、対象校及び評価担当者からの共通意見として大学と機構の意思疎通や理解に有用であると肯定的にとらえられている。

このほか、訪問調査時の機構の評価担当者の人数及び構成については、対象校、評価担当者とも妥当であるとしている。

平成21年度以降も、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、適切に評価を実施することとしている。

I－1－（１）－３） 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成21年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成21年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のため、平成20年7月9日付けで高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続についての依頼文書を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公私立高等専門学校に送付した。

（２）受付状況

平成21年度高等専門学校機関別認証評価について、今年度の申請はなかった。

2 評価と課題

申請を促すための取組として、高等専門学校機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレットを作成し、国公私立高等専門学校に広く頒布するとともに、ウェブサイトにも掲載している。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努めることとしている。

④ 評価結果の検証等

平成19年度に評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

1 実施状況

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成19年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。

＜対象校＞

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成20年３月31日付けで対象校（20校）に送付し、そのすべてから回答を得た。

なお、昨年度からの改善点は、個別事情に対応するとともに具体的な記述がなされるように様式を修正するなどにより工夫を図った点である。

１．評価基準及び観点について

２．評価の方法及び内容について

（１）自己評価について

（２）訪問調査等について

（３）意見の申立てについて

３．評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

（２）評価作業に費やした労力

（３）評価のスケジュールについて

４．説明会・研修会等について

5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（71人）に送付した。これに対して、59人から回答があった。（回収率83%）なお、昨年からの改善点は、対象校と同様に個別事情に対応するとともに具体的な記述がなされるように様式を修正するなどにより工夫した点、評価実施直後の平成19年12月26日付けでアンケート調査を送付した点である。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - （1）書面調査について
 - （2）訪問調査について
 - （3）評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （1）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - （2）評価作業に費やした労力について
 - （3）評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

（2）検証の結果等

① 平成19年度に実施した検証結果のとりまとめ

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていること等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。また、平成17年度から平成19年度の経年データについて集計し、基礎データとして活用できるようにした。

なお、これらの検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した高等専門

学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。

② 平成20年度に実施した評価結果の検証等

平成20年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成20年12月25日付で評価担当者に、平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

2 評価と課題

評価結果の検証アンケートを実施し、検証結果をとりまとめるとともに、各実務担当者等へのフィードバックを行ったことにより、説明会、研修会の改善、実際の評価業務の効率化等の認証評価の改善充実に着実に繋がった。

なお、次年度以降も検証アンケートを行うとともに、認証評価制度の動向に対する適切な対応に資すること、「外部検証報告書」でも指摘があった対象校及び評価担当者アンケート以外の検証方法等について、検討グループでの検討を平成21年度以降も引き続き行っていくこととしている。

I-1 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象法科大学院の書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成することを任務とした評価部会 8 部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置したほか、各評価部会間の評価内容等を調整するため、運営連絡会議（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。

また、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施する教員組織調査専門部会 1 部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）及び評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会 1 部会（法科大学院認証評価委員会専門委員で構成）を設置した。

さらに、平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院の追評価を行う追評価専門部会 3 部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）、平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び評価実施後の変更届の分析・調査を行う年次報告書等専門部会 1 部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。

(2) 評価の実施

評価部会は、平成20年6月末に対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議の上、平成21年1月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての経路を経た上で、平成21年3月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果を確定し、法科大学院評価基準に適合していると認められた場合には適格認定を行い、平成21年3月27日に対象法科大学院を置く大学に対して評価結果を通知した。平成20年度に評価対象となった16法科大学院のうち14校が適格と認定された。

また、追評価専門部会は、平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を置く大学のうち、3大学から平成20年8月末に提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項を中心に文書による回答や関連資料の提出を求め、追評価専門部会、運営連絡会議の議を経て、法科大学院認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての経路を経た上で、平成21年3月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果を確定し、3法科大学院すべてに対して先の評価と併せて適格認定を行い、平成21年3月27日に対象法科大学院を置く大学に対して評価結果を通知した。

さらに、平成20年度の法科大学院認証評価（本評価及び追評価）については、評価結果を「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（３）年次報告書等の分析・調査の実施

年次報告書等専門部会は、平成20年６月末に平成19年度の本評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から届出のあった評価実施後の変更届について、当該内容の分析・調査を実施し、その結果を法科大学院認証評価委員会に報告した。この報告を受け、平成20年９月開催の法科大学院認証評価委員会において、教育課程又は教員組織に重要な変更があると判断した法科大学院については、評価結果への付記事項（案）を決定し、それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、平成21年１月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項を確定し、平成21年１月27日に当該法科大学院を置く大学に評価結果への付記事項を通知した。

また、評価結果への付記事項については、「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項」として機構のウェブサイトに掲載した。

（４）評価の受付

平成21年度に実施する法科大学院認証評価のため、平成20年７月９日付けで文書「平成21年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」、「平成21年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付し、３大学から申請を受け付けた。

（５）評価結果の検証等

平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針を策定した上で、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を行い、その内容を基に検証を行い、その結果を検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

（６）専門職大学院認証評価に関する検討会議における評価基準等の検討状況及び検討結果の公表

法科大学院以外の専門職大学院については、「専門職大学院の評価基準モデル」を平成19年1月にとりまとめ、専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表したところであるが、平成20年度は、「専門職大学院の評価基準モデル」のページ、機構のポータルサイトの「専門職大学院の評価」のページを適宜更新し相互にリンクを貼った。

２ 評価と課題

（１）法科大学院認証評価委員会の下に評価部会、運営連絡会議のほか、教員組織調査専門部会及び意見申立審査専門部会を設置し、法科大学院認証評価の申請状況に応じて、適切な評価担当者等を委嘱するなど、評価体制の整備を図った。

また、平成20年度からは、平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科

大学院の追評価を行う追評価専門部会、平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書又は評価実施後の変更届の分析・調査を行う年次報告書等専門部会を新たに設置した。

さらに、次の評価期間における法科大学院認証評価の実施に向け、評価基準、評価方法等の見直しを検討するため、法科大学院認証評価検討ワーキンググループを設置した。

評価担当者に対する研修については、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成20年度の法科大学院認証評価（本評価）に申請のあった16法科大学院について、書面調査及び訪問調査を実施し、対象法科大学院からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成21年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。また、平成20年度の法科大学院認証評価（追評価）に申請のあった3法科大学院について、書面調査を実施し、意見の申立ての経路を経た上で評価結果を確定し、平成21年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。

平成20年度の法科大学院認証評価（本評価及び追評価）については、評価結果を「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

なお、意見の申立てのあった大学の評価結果には、申立ての内容及びその対応についても記載した。

- (3) 平成21年度実施の法科大学院認証評価については、3大学からの申請を受け付けた。

平成21年度以降も引き続き、機構の法科大学院認証評価の趣旨の周知等に一層努め、法科大学院認証評価の円滑な実施に努める。

- (4) 平成19年度に評価（本評価・予備評価）を実施した法科大学院及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成20年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度中においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

- (5) 法科大学院以外の専門職大学院については、「専門職大学院の分野の種類に係わらない共通的な事項」、「分野固有の事項」の両面から検討を行い、「専門職大学院の評価基準モデル」を平成19年1月にとりまとめ、専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表したところであるが、引き続き「専門職大学院の評価基準モデル」について関係団体等に周知を図っていくこととしている。

I-1-(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

① 評価体制の整備等

法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成20年度評価における評価部会等の設置

平成20年6月、法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、平成20年度評価を実施し、評価報告書原案を作成することを目的として、評価部会8部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置したほか、各評価部会間の評価内容等を調整するため、運営連絡会議（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。

また、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査、分析等を実施する教員組織調査専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置するとともに、評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会専門委員で構成）を設置した。

さらに、平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院の追評価を行う追評価専門部会3部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）、平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び評価実施後の変更届の分析・調査を行う年次報告書等専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。

専門委員については、平成19年12月26日開催の専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、その後、平成20年3月18日開催の運営委員会の議等を経て47人を委嘱し、計75人とした。また、平成20年9月25日開催の専門委員選考委員会において意見申立審査専門部会に属する専門委員の選考を行い、さらに5人を委嘱し、計80人とした。

○ 法科大学院認証評価委員会委員名簿（平成21年3月現在）

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
上 田 廣 一	サン綜合法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官

	久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎	佐々木 毅	前東京大学総長
	滝 澤 正	上智大学教授
	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
	龍 岡 資 晃	学習院大学教授
○	田 中 成 明	関西学院大学教授
	ダニエル・フット	東京大学教授
	塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
	永 井 和 之	中央大学総長・学長
	中 森 喜 彦	近畿大学教授
	南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	長谷部 恭 男	東京大学教授
	濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
	松 尾 龍 彦	司法評論家
	三 井 誠	同志社大学教授
	村 中 孝 史	京都大学教授
	諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
	安 永 正 昭	神戸大学教授
	山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
	吉 本 高 志	大学入試センター理事長

(◎＝委員長，○＝副委員長)

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議委員名簿（平成21年3月現在）

委 員	磯 部 力	立教大学教授
	磯 村 保	神戸大学教授
○	井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
	加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
	滝 澤 正	上智大学教授
	館 昭	桜美林大学教授
◎	田 中 成 明	関西学院大学教授
	中 森 喜 彦	近畿大学教授
	長谷部 恭 男	東京大学教授
	三 井 誠	同志社大学教授
	村 中 孝 史	京都大学教授
	安 永 正 昭	神戸大学教授
専門委員	棚 村 政 行	早稲田大学教授
	* 土 井 真 一	京都大学教授
	* 中 川 丈 久	神戸大学教授
	深 田 三 徳	同志社大学教授
	山 本 和 彦	一橋大学教授

(◎＝主査，○＝副主査，*＝運営連絡会議のみの専門委員)

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会委員名簿（平成21年3月現在）

(第1部会)		
委 員	◎ 安 永 正 昭	神戸大学教授
専門委員	天 野 佳 洋	駿河台大学教授
	井 上 直 哉	司法研修所教官
	田 中 教 雄	九州大学教授
	田 中 宏	田中宏法律事務所弁護士
	古 江 頼 隆	東京大学教授
	丸 山 秀 平	中央大学教授
○	丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
	安 本 典 夫	立命館大学教授
	山 川 隆 一	慶應義塾大学教授
(第2部会)		
委 員	○ 磯 村 保	神戸大学教授
	◎ 三 井 誠	同志社大学教授
専門委員	官 澤 里 美	官澤法律事務所弁護士

		木村光江	首都大学東京教授
		小林量	名古屋大学教授
		島野康	国民生活センター理事
		泉水文雄	神戸大学教授
		高木光	京都大学教授
		松本恒雄	一橋大学教授
		山田明	司法研修所教官
(第3部会)			
委員	◎	滝澤正	上智大学教授
専門委員		春日偉知郎	慶應義塾大学教授
		川上拓一	早稲田大学教授
		川瀬雅彦	創価大学教授
	○	潮見佳男	京都大学教授
		嶋津格	千葉大学教授
		鈴木俊	鈴木俊法律事務所弁護士
		竹内淳	石井法律事務所弁護士
		森田衛	株式会社福寿園取締役副社長
		山田洋	一橋大学教授
(第4部会)			
委員		濱田道代	名古屋大学法科大学院長
専門委員		浅香吉幹	東京大学教授
		麻生利勝	大東文化大学教授
		大塚裕史	神戸大学教授
		小粥太郎	東北大学教授
		古口章	リベルテ法律事務所弁護士
	○	平覚	大阪市立大学教授
		浜川清	法政大学教授
		村田斉志	司法研修所教官
	◎	山本和彦	一橋大学教授
(第5部会)			
委員		村中孝史	京都大学教授
専門委員		奥岡直子	愛知大学教授
		片山典之	シティユーワ法律事務所弁護士
		高見勝利	上智大学教授
	◎	棚村政行	早稲田大学教授
		徳田和幸	京都大学教授
		深田三徳	同志社大学教授
		堀内捷三	中央大学教授
		前田純博	前田特許事務所弁理士
	○	吉田克己	北海道大学教授
(第6部会)			
委員		磯部力	立教大学教授
専門委員		上野泰男	早稲田大学教授
		大塚浩之	読売新聞東京本社論説委員
		笠井治	東京リベルテ法律事務所弁護士
	○	河上正二	東京大学教授
		近藤光男	神戸大学教授
		酒巻匡	京都大学教授
		田中知子	上智大学教授
		中山充	香川大学大学院連合法務研究科長
	◎	野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
(第7部会)			
委員		岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
専門委員	○	生熊長幸	立命館大学教授
		景山太郎	司法研修所教官

	北 原 一 夫	慶應義塾大学教授
	洪 谷 秀 樹	立教大学大学院法務研究科委員長
	杉 原 高 嶺	近畿大学教授
	武 井 康 年	広島総合法律会計事務所弁護士
◎	吉 原 和 志	東北大学教授
	若 林 勝 三	日本地震再保険株式会社代表取締役会長
(第8部会)		
委 員	松 尾 龍 彦	司法評論家
専門委員	今 田 幸 子	労働政策研究・研修機構特任研究員
	坂 本 順 彦	甲南大学教授
	長 井 長 信	北海道大学教授
	宮 城 哲	当山法律事務所弁護士
	棟 居 快 行	大阪大学教授
◎	山 中 至	熊本大学教授
	吉 村 良 一	立命館大学教授
	我 妻 学	首都大学東京教授
○	亘 理 格	北海道大学教授

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 法科大学院認証評価委員会追評価専門部会委員名簿（平成21年3月現在）

(第1部会)		
委 員	岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
専門委員	○ 生 熊 長 幸	立命館大学教授
	景 山 太 郎	司法研修所教官
	北 原 一 夫	慶應義塾大学教授
	洪 谷 秀 樹	立教大学大学院法務研究科委員長
	杉 原 高 嶺	近畿大学教授
	武 井 康 年	広島総合法律会計事務所弁護士
◎	吉 原 和 志	東北大学教授
	若 林 勝 三	日本地震再保険株式会社代表取締役会長
(第2部会)		
委 員	磯 部 力	立教大学教授
専門委員	上 野 泰 男	早稲田大学教授
	大 塚 浩 之	読売新聞東京本社論説委員
	笠 井 治	東京リベルテ法律事務所弁護士
○	河 上 正 二	東京大学教授
	近 藤 光 男	神戸大学教授
	酒 巻 匡	京都大学教授
	田 中 知 子	上智大学教授
	中 山 充	香川大学大学院連合法務研究科長
◎	野 坂 泰 司	学習院大学大学院法務研究科長
(第3部会)		
委 員	◎ 安 永 正 昭	神戸大学教授
専門委員	天 野 佳 洋	駿河台大学教授
	井 上 直 哉	司法研修所教官
	田 中 教 雄	九州大学教授
	田 中 宏	田中宏法律事務所弁護士
	古 江 頼 隆	東京大学教授
	丸 山 秀 平	中央大学教授
○	丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
	安 本 典 夫	立命館大学教授
	山 川 隆 一	慶應義塾大学教授

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会委員名簿（平成21年3月現在）

委 員 専門委員	磯 部 力	立教大学教授
	○ 磯 村 保	神戸大学教授
	滝 澤 正	上智大学教授
	田 中 成 明	関西学院大学教授
	中 森 喜 彦	近畿大学教授
	長谷部 恭 男	東京大学教授
	濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
	◎ 三 井 誠	同志社大学教授
	山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
	上 野 泰 男	早稲田大学教授
	笠 井 治	東京リベルテ法律事務所弁護士
	河 上 正 二	東京大学教授
	*小 林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
	杉 原 高 嶺	近畿大学教授
	平 覚	大阪市立大学教授
	*田 村 幸 一	司法研修所教官
	野 坂 泰 司	学習院大学大学院法務研究科長
	丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
	山 川 隆 一	慶應義塾大学教授
	山 本 和 彦	一橋大学教授
	吉 原 和 志	東北大学教授

（◎＝部会長，○＝副部会長，＊＝教員組織調査専門部会からの専門委員）

○ 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会委員名簿（平成21年3月現在）

専門委員	○*石 川 敏 行	中央大学教授
	*白 濱 清 貴	司法研修所教官
	*曾 根 威 彦	早稲田大学教授
	◎*永 田 眞三郎	関西大学理事
	*外 立 憲 治	外立総合法律事務所所長弁護士

（◎＝部会長，○＝副部会長，＊＝意見申立審査専門部会からの専門委員）

○ 法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会委員名簿（平成21年3月現在）

委 員 専門委員	磯 部 力	立教大学教授
	○ 木 村 光 江	首都大学東京教授
	古 口 章	リベルテ法律事務所弁護士
	◎ 棚 村 政 行	早稲田大学教授
	深 田 三 徳	同志社大学教授

（◎＝部会長，○＝副部会長）

② 平成21年度評価における評価担当者の確保等

平成21年度評価実施のため、専門委員について、平成19年8月に行った法科大学院を置く各国公私立大学への候補者の推薦依頼に対する回答に基づき、平成21年2月13日開催の専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、平成21年3月16日開催の運営委員会の議を経て、平成20年度に委嘱した47人を含む専門委員58人を選考した。

さらに、法曹三者に対しても候補者の推薦依頼を行い、専門委員を選考することとし、これらを受けて平成21年度開催の法科大学院認証評価委員会において、評価部会、教員組織調査専門部会、追評価専門部会及び年次報告書等専門部会を編成する予定である。また、平成21年度に実施する本評価において適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合、法科大学院認証評価委員会の下に、意見申立審査専門部会を編成す

る予定である。

(2) 評価体制等の見直し

次の評価期間における法科大学院認証評価の実施に向け、評価基準、評価方法等の見直しを検討するため、法科大学院認証評価検討ワーキンググループを設置した。

また、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見や平成18年度から19年度に実施したアンケート調査結果結果等も踏まえ、平成21年度以降、上記ワーキンググループにおいて、評価基準、評価方法等の見直しを検討する予定である。

(3) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について、平成20年5月20日に教員組織調査担当者に対する研修を、平成20年6月26日に評価担当者に対する研修を実施した。

本研修では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。

○ 法科大学院認証評価委員会の開催状況

第1回 平成20年6月12日

- ・ 運営連絡会議及び専門委員選考委員会の編成、評価部会及び教員組織調査専門部会の編成、教員組織調査、年次報告書等専門部会、追評価専門部会等について審議・決定

第2回 平成20年9月25日

- ・ 平成20年度意見申立審査専門部会に係る専門委員の選考、書面調査による分析結果（本評価）、書面調査による分析結果（追評価）、年次報告書等専門部会等について審議・決定

第3回 平成21年1月22日

- ・ 評価報告書原案（本評価）、評価報告書原案（追評価）、教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項、平成21年度評価部会等の編成等について審議・決定

第4回 平成21年3月18日

- ・ 評価結果、専門委員の選考、法科大学院認証評価検討ワーキンググループの設置等について審議・決定

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議の開催状況

第1回 平成20年9月25日

- ・ 書面調査による分析結果（本評価）、書面調査による分析結果（追評価）、年次報告書等専門部会等について審議

第2回 平成21年1月22日

- ・ 評価報告書原案（本評価）、評価報告書原案（追評価）、教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項、平成21年度評価部会等の編成等について審議

第3回 平成21年3月18日

- ・ 評価結果、法科大学院認証評価検討ワーキンググループの設置等について審議

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会の開催状況

第1回 平成20年6月26日

- ・ 部会長等の決定、担当法科大学院の分担の決定、書面調査の基本的な進め方の確認等

- 第2回（第1部会） 平成20年8月22日
（第2部会） 平成20年8月25日
（第3部会） 平成20年8月25日
（第4部会） 平成20年8月19日
（第5部会） 平成20年8月19日
（第6部会） 平成20年8月18日
（第7部会） 平成20年8月20日
（第8部会） 平成20年8月20日

・ 基準ごとの分析、判断の検討等

- 第3回（第1部会） 平成20年9月11日
（第2部会） 平成20年9月8日
（第3部会） 平成20年9月12日
（第4部会） 平成20年9月9日
（第5部会） 平成20年9月10日
（第6部会） 平成20年9月9日
（第7部会） 平成20年9月11日
（第8部会） 平成20年9月12日

・ 訪問調査スケジュール、書面調査による分析結果等について審議

- 第4回（第1部会） 平成20年12月25日
（第2部会） 平成20年12月22日
（第3部会） 平成20年12月25日
（第4部会） 平成20年12月25日
（第5部会） 平成20年12月19日
（第6部会） 平成20年12月24日
（第7部会） 平成20年12月22日
（第8部会） 平成20年12月24日

・ 評価報告書原案等について審議

○ 法科大学院認証評価委員会追評価専門部会の開催状況

- 第1回（第1部会） 平成20年9月11日
（第2部会） 平成20年9月9日
（第3部会） 平成20年9月11日

・ 部会長等の決定、書面調査による分析結果等について審議

- 第2回（第1部会） 平成20年12月22日
（第2部会） 平成20年12月24日
（第3部会） 平成20年12月25日

・ 評価報告書原案等について審議

○ 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会の開催状況

- 第1回 平成20年8月4日

・ 部会長等の決定、教員の授業科目適合性の調査

○ 法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会の開催状況

- 第1回 平成20年8月6日

・ 部会長等の決定、教育課程又は教員組織の重要な変更に係る評価結果への付記について審議

○ 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会の開催状況

- 第1回 平成21年3月9日

・ 部会長等の決定、評価結果（案）に対する意見の申立ての審議

2 評価と課題

- (1) 法科大学院認証評価委員会の下に、評価部会 8 部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）、教員組織調査専門部会 1 部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）、意見申立審査専門部会 1 部会（法科大学院認証評価委員会専門委員で構成）、追評価専門部会 3 部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）及び年次報告書等専門部会 1 部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。評価担当者については、国公立大学、法曹三者及び関係団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を得ることができた。
- (2) 次の評価期間における評価の実施に向け、法科大学院の認証評価に係る評価基準、評価方法及び評価体制等に関する事項について検討を行い、その原案を運営連絡会議に提供することを任務とする法科大学院認証評価検討ワーキンググループを設置した。
- (3) 評価担当者に対する研修については、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も法科大学院評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、平成17年度から平成20年度に実施した評価の経験を踏まえ、評価業務を行う際に使用するマニュアルを更新するなど、研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

② 評価の実施

平成19年度に申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象法科大学院（16校（【本評価】国立9校，公立2校，私立5校）【追評価】国立3校）

【本評価】

- (国立)
 - ・ 東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
 - ・ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
 - ・ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻
 - ・ 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
 - ・ 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - ・ 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
 - ・ 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
 - ・ 広島大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 九州大学大学院法務学府実務法学専攻
- (公立)
 - ・ 首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻
 - ・ 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- (私立)
 - ・ 学習院大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 明治大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 同志社大学大学院司法研究科法務専攻
 - ・ 近畿大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

【追評価】

- (国立)
 - ・ 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
 - ・ 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
 - ・ 一橋大学大学院法学研究科法務専攻

（本評価について）

1) 書面調査の実施

本評価では、平成20年6月末に対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、評価部会において1法科大学院あたり10人の委員及び専門委員がそれぞれ、10章54基準で構成される評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。なお、教員組織に関する評価をより適切なものとするため、教員組織調査専門部会による教員の授業科目適合性の調査を行った。

これらの分析結果を踏まえ、評価部会2回を訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容等について慎重に審議を行った。

また、対象法科大学院の自己評価書とその根拠資料、データ等の分析にあたり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、専用の情報共有サーバ等を利用して委員の情報共有や共通理解を常に行い、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

本評価において、訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項

等を中心にして、平成20年10～12月にすべての対象法科大学院に対しそれぞれ2日間の日程で実施した。

訪問調査の実施にあたっては、対象法科大学院の特性に応じて、1法科大学院あたり評価部会の委員及び専門委員5～6人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象法科大学院に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象法科大学院との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時 刻	事 項
13:00～	対象法科大学院到着後、訪問調査ミーティング①
14:00～	法科大学院関係者（責任者）との面談①
15:00～	休憩
15:10～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認① 教育現場の視察及び学習環境の状況調査①
17:30～	休憩
17:40～	学生との面談
19:00	1日目終了
第2日目	
時 刻	事 項
8:30～	対象法科大学院到着後、訪問調査ミーティング②
9:30～	法科大学院の一般教員との面談
10:50～	休憩
11:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認② 教育現場の視察及び学習環境の状況調査②
12:00～	昼食・休憩
13:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認③
14:00～	法科大学院関係者（責任者）との面談②
15:00～	訪問調査ミーティング③
16:00～	法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
17:15	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成21年1月26日に意見の申立て手続のため、各対象法科大学院を置く大学に通知した。

その後、対象法科大学院を置く1大学から、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあったため、当該申立てに対する審査を行う意見申立審査専門部会を平成21年3月9日に開催し、その審査結果を踏まえ平成21年3月18日開催の法科大学院認証評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、法科大学院評価基準に適合していると認められた場合には適格認定を行い、平成21年3月27日に各対象法科大学院を置く大学に対して当該法科大学院の評価結果を通知した。平成20年度に評価対象となった16法科大学院のうち14校が適格と認定された。

また、平成20年度の法科大学院認証評価（本評価）については、評価結果を「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、意見の申立てのあった2大学（うち1大学が適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立て）の評価結果には、申立ての内容及びその対応についても記載した。

（追評価について）

1）書面調査の実施

追評価では、平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を置く4大学のうち、3大学から平成20年8月末に提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、追評価専門部会において1法科大学院あたり10人の委員及び専門委員がそれぞれ、本評価時に満たしていないと判断した基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。

これらの分析結果を踏まえ、追評価専門部会を9月に開催し、分析結果の整理等について慎重に審議を行った。

2）評価結果の確定、通知、公表

書面調査を経て、追評価専門部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成21年1月26日に意見の申立て手続のため、各対象法科大学院を置く大学に通知した。

その後、平成21年3月18日開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果を確定し、3法科大学院すべてに対して先の評価と併せて適格認定を行い、当該法科大学院の評価結果を通知した。

また、平成20年度の法科大学院認証評価（追評価）については、評価結果を「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

（2）年次報告書等の分析・調査の実施

1）書面調査の実施

平成20年6月末に平成19年度の本評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から届出のあった評価実施後の変更届（以下、「年次報告書等」という。）について、年次報告書等専門部会において、1法科大学院あたり2人の委員又は専門委員がそれぞれ、教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項があるかどうかの判断を中心とした分析を行い、法科大学院認証評価委員会に報告した。

2）評価結果への付記事項の確定・公表

年次報告書等専門部会による分析・調査を経て、法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項（案）を決定し、それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、平成21年1月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項を確定し、平成21年1月27日に当該法科大学院を置く大学に対して評価結果への付記事項を通知した。

また、評価結果への付記事項については、「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項」として機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

- (1) 平成20年度の法科大学院認証評価（本評価）に申請のあった16法科大学院について評価を実施し、平成21年3月27日に評価結果を通知した。

評価の実施にあたっては、対象法科大学院が作成した自己評価書等に基づく書面調査及び書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。書面調査においては、委員の情報共有や共通理解を図るとともに、訪問調査においては、書面調査結果を対象法科大学院を置く大学に通知した上で、対象法科大学院の状況について、当該大学との間で共通理解を図りながら評価を実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果をとりまとめ、対象法科大学院を置く大学からの意見の申立てについて再度審議を行い、評価結果を確定した。

また、平成20年度の法科大学院認証評価（追評価）に申請のあった3法科大学院について追評価を実施し、平成21年3月27日に評価結果を通知した。

追評価の実施にあたっては、対象法科大学院が作成した自己評価書等に基づく書面調査、書面調査で確認できなかった事項を中心に対象法科大学院に求めた文書による回答及び関連資料により実施した。

- (2) 平成20年6月末に提出のあった年次報告書等を分析・調査し、教育課程又は教員組織に重要な変更があると判断した法科大学院を置く大学に対して、平成21年1月27日に評価結果への付記事項を通知した。

これらの取組を行うにあたって、省令で定められた教育課程又は教員組織に関する重要な変更事項のほか、適格認定を受けた法科大学院については、独自に「改善を要する点の対応状況」等についてフォローアップを行い、法科大学院の教育活動の質の保証に努めた。

- (3) 平成19年度に評価（本評価・予備評価）を実施した12法科大学院及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の意見等を踏まえ、平成20年度以降の実施に係る書面調査・訪問調査での評価内容・方法等についての見直しを図った。また、平成20年度においても評価を実施した16法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これらによって得られた意見等を踏まえ、今後、書面調査・訪問調査での評価内容・方法等について見直しを図ることとしている。

I－1－（２） 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

③ 評価の受付

平成21年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成21年度に実施する法科大学院認証評価のために、平成20年7月9日付け文書「平成21年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」、「平成21年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。

なお、平成20年6～8月に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構が行う法科大学院認証評価についての周知に努めた。説明会後においても、説明会に参加した法科大学院関係者より機構の評価基準及び評価の実施方法等について、電話、メール等による問い合わせや相談があった。

また、受付に先立って、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成20年4月に法科大学院を置く各国公私立大学に対し認証評価の実施予定年度等についての意向調査を実施した。

平成21年度に実施する法科大学院認証評価（追評価）については、平成21年3月に「平成21年度に実施する法科大学院認証評価（追評価）の申請手続について」を対象となる法科大学院を置く3大学に送付した。

（２）受付状況

平成21年度法科大学院認証評価は、次の法科大学院を置く3大学から評価の申請を受け付けた。

○ 評価対象法科大学院（3校（【本評価】国立3校））

【本評価】

- （国立） ・ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
- ・ 信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻
- ・ 静岡大学大学院法務研究科法務専攻

2 評価と課題

平成21年度に実施する認証評価について、3大学から申請を受け付けた。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、評価の実施年度の前年度に申請を受け付け、認証評価の円滑な実施に努める。

④ 評価結果の検証等

平成19年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

1 実施状況

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成19年度に実施した法科大学院認証評価（本評価・予備評価）に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。

＜対象校＞

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成20年3月31日付けで対象校（12校）に送付し、そのすべてから回答を得た。

なお、昨年度からの改善点は、個別事情に対応するとともに具体的な記述がなされるように工夫を図った点である。

1. 基準及び解釈指針について

2. 評価の方法及び内容について

（１）自己評価について

（２）訪問調査等について

（３）意見の申立てについて

3. 評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

（２）評価作業に費やした労力

（３）評価のスケジュールについて

4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 本評価にあたっての予備評価の効果について
9. 評価の実施体制について
10. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（50人）に送付した。これに対して、26人から回答があった。（回収率52%）なお、昨年からの改善点は、対象校と同様に個別事情に対応するとともに具体的な記述がなされるように様式を修正するなどにより工夫した点、評価実施直後の平成19年12月26日付けでアンケート調査を送付した点である。

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - （1）書面調査について
 - （2）訪問調査について
 - （3）評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （1）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - （2）評価作業に費やした労力について
 - （3）評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

（2）検証の結果等

① 平成19年度に実施した検証結果のとりまとめ

この検証の結果、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていること等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる基準・解釈指針の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。

なお、これらの検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付した。

② 平成20年度に実施した評価結果の検証等

平成20年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成20年12月25日付で評価担当者に、平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

2 評価と課題

評価結果の検証アンケートを実施し、検証結果をとりまとめるとともに、各実務担当者等へのフィードバックを行ったことにより、説明会、研修会の改善、実際の評価業務の効率化等の認証評価の改善充実に着実に繋がった。

なお、次年度以降も検証アンケートを行うとともに、認証評価制度の動向への適切な対応に資すること、「外部検証報告書」でも指摘があった対象校及び評価担当者アンケート以外の検証方法等について、検討グループでの検討を平成21年度以降も引き続き行っていくこととしている。

I-1 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

(国立大学法人等の教育研究評価)

1 実施状況

(1) 評価体制の整備等

国立大学教育研究評価委員会の下に置く達成状況判定会議（8グループ）に委員14人及び専門委員171人、現況分析部会（10学系部会）に専門委員260人、研究業績水準判定会議組織（66部会）に専門委員344人を配置した。また、評価報告書（案）に対する各国立大学法人等からの意見の申立てに対応するため意見申立審査会を設置し、委員4人及び専門委員4人を配置した。

また、国立大学法人等の教育研究活動の評価目的、内容及び方法等について、達成状況判定会議及び現況分析部会の評価担当者向けに研修をそれぞれ2回実施した。

(2) 評価の実施

- ① 中期目標の達成状況の評価については、各国立大学法人等から提出された達成状況報告書を書面調査及び訪問調査により分析を行い、達成状況判定会議の審議を経て、達成状況の評価結果（原案）としてとりまとめた。さらに、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）と併せて評価報告書（原案）を作成した。
- ② 学部・研究科等の現況の分析については、各国立大学法人等から提出された現況調査表を書面調査により分析を行い、現況分析部会の審議を経て、現況分析結果（原案）としてとりまとめた。
- ③ 学部・研究科等の研究業績水準の判定については、各国立大学法人等から提出された研究業績説明書を書面調査により判定を行い、その結果を達成状況判定会議及び現況分析部会に提出した。
- ④ 評価に必要な情報・データについては、収集・蓄積、分析したデータを大学情報データベースシステムに掲載し、評価にあたって委員及び専門委員が客観的な基礎情報として活用できるようにした。
- ⑤ 達成状況判定会議がとりまとめた評価報告書（原案）について、国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（案）を決定し、各国立大学法人等に通知した。その後、国立大学法人等から意見の申立てがあったものについて、意見申立審査会において対応を審議した上で、国立大学教育研究評価委員会で評価報告書として決定し、平成21年2月19日に文部科学省国立大学法人評価委員会に報告した。

さらに、機構が実施した教育研究面の評価結果の報告を踏まえ、文部科学省国立大学法人評価委員会において国立大学法人等の中期目標の達成状況等について評価結果が決定され、平成21年3月26日に各国立大学法人等に通知された。

また、評価報告書について、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価報告書」として機構のウェブサイトに掲載するとともに、機構が

ら各国立大学法人等に対し、中期目標の項目ごとの達成状況の判定結果や現況分析結果における質の向上度の事例ごとの判定結果が次期中期目標・中期計画の策定作業に活用されるよう、判定結果の一覧を送付した。

2 評価と課題

国立大学教育研究評価委員会の下に置く達成状況判定会議，現況分析部会，研究業績水準判定組織及び意見申立審査会に委員及び専門委員約800人を配置し，評価体制の整備を図った。

評価担当者に対する研修については，研修会を2回開催することで評価担当者の便宜を図るとともに，達成状況の評価結果及び現況分析結果の具体的なイメージを示し書面調査の留意点を説明するなど研修内容の工夫を図り，国立大学法人等の教育研究活動の評価目的，内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

① 評価体制の整備等

- ・ 国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織を置き、それぞれの評価目的や評価対象を考慮し、適切な評価担当者の配置を行う。
- ・ 各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。

1 実施状況

（1）評価担当者の適切な配置

国立大学教育研究評価委員会の下に設置した達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織のそれぞれの評価目的や評価対象を踏まえ、委員及び平成19年度に選考し決定した専門委員を配置した。

達成状況判定会議においては、中期目標の達成状況を分析するため、対象国立大学法人等の規模・構成に応じて、複数のチームで構成された8つのグループを編成し、国立大学教育研究評価委員会の委員14人及び専門委員171人をそれぞれのグループに配置した。

現況分析部会においては、文部科学省国立大学法人評価委員会が定めた1,415学部・研究科等を分析するため、分野別に10の学系部会を編成し、専門委員260人をそれぞれの学系部会に配置した。

研究業績水準判定組織においては、学部・研究科等の研究に関する現況分析に供する個々の研究業績水準（約2万件）を判定するため、66の研究分野ごとに専門部会を編成し、専門委員344人をそれぞれの専門部会に配置した。

このほか、国立大学教育研究評価委員会がとりまとめた評価報告書（案）に対する国立大学法人等からの意見の申立てに対応するため、国立大学教育研究評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、委員4人及び専門委員4人を配置した。

○ 達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の編成状況

達成状況判定会議の編成【委員14人、専門委員171人】

グループ：第1グループ会議、第2グループ会議、第3グループ会議、第4グループ会議、

第5グループ会議、第6グループ会議、第7グループ会議、第8グループ会議（計8グループ）

現況分析部会の編成【専門委員260人】

学系部会：人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合科学系、特定領域系、大学共同利用機関（計10部会）

研究業績水準判定組織の編成【専門委員344人】

専門部会：情報学、神経科学、実験動物学、人間医工学、健康・スポーツ科学、生活科学、科学教育・教育工学、科

学社会学・科学技術史，文化財科学，地理学，環境学，ナノ・マイクロ科学，社会・安全システム科学，ゲノム科学，生物分子科学，資源保存学，地域研究，ジェンダー，哲学，文学，言語学，史学，人文地理学，文化人類学，法学，政治学，経済学，経営学，社会学，心理学，教育学，数学，天文学，物理学，地球惑星科学，プラズマ科学，基礎化学，複合化学，材料化学，応用物理学・工学基礎，機械工学，電気電子工学，土木工学，建築学，材料工学，プロセス工学，総合工学，基礎生物学，生物科学，人類学，農学，農芸化学，林学，水産学，農業経済学，農業工学，畜産学・獣医学，境界農学，薬学，基礎医学，境界医学，社会医学，内科系臨床医学，外科系臨床医学，歯学，看護学（計66組織）

（２）評価担当者の研修の実施

評価担当者が共通理解の下で公正，適切かつ円滑に職務を遂行できるよう，国立大学法人等の教育研究活動の評価目的，内容及び方法等について，平成20年４月17日及び５月26日に達成状況判定会議を構成する評価担当者に対する研修を，平成20年４月16日及び５月30日に現況分析部会を構成する評価担当者に対する研修を，それぞれ実施した。

研修会をそれぞれ２回開催することで評価担当者の便宜を図るとともに，達成状況の評価結果及び現況分析結果の具体的なイメージを示し書面調査の留意点を説明するなど，研修内容の工夫を図り，活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。

２ 評価と課題

（１）国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議８グループ（国立大学教育研究評価委員会委員及び専門委員で構成），現況分析部会10部会（国立大学教育研究評価委員会専門委員で構成）及び研究業績水準判定組織66専門部会（国立大学教育研究評価委員会専門委員で構成）を編成し，評価目的や評価対象を踏まえ，委員及び専門委員約800人を配置した。

（２）評価担当者に対する研修については，平成19年度にすでに実施した研究業績水準判定組織を除いた達成状況判定会議及び現況分析部会について，それぞれ２回研修会を開催した。

研修にあたっては，達成状況の評価結果及び現況分析結果の具体的なイメージを示すなど研修内容の工夫を図り，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，評価担当者の共通認識を深めることができた。

② 評価の実施

- ・ 達成状況判定会議においては、国立大学法人等の教育研究に係る中期目標の達成状況について、書面調査及び訪問調査により分析を行い、評価報告書の原案を作成する。
- ・ 現況分析部会においては、評価の対象となる学部・研究科等の現況について、書面調査により分析を行う。
- ・ 研究業績水準判定組織においては、学部・研究科等の各研究業績の水準について、書面調査により判定を行う。
- ・ 評価の実施に向けて、大学情報データベースを活用して、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。
- ・ 各評価担当者に対し、各国立大学法人等から提出される実績報告書等とともに、上記で収集・蓄積、分析されたデータを大学情報データベースにより、評価担当者に提供する。
- ・ 国立大学教育研究評価委員会は、評価報告書を決定し、当該国立大学法人等及び文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表する。

1 実施状況

（1）中期目標の達成状況の分析及び評価報告書（原案）の作成

1）書面調査

平成20年6月末までに各国立大学法人等から提出された「中期目標の達成状況報告書」について、1国立大学法人等当たり6～10人の委員及び専門委員が、それぞれ各国立大学法人等の中期目標の項目に沿って、中期計画の達成状況の分析を行った。これらの分析結果を踏まえ、チーム会議を訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容等について慎重に審議を行い、分析結果を達成状況の評価結果（素案）としてとりまとめた。

2）訪問調査

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、平成20年10月～12月にすべての国立大学法人等（90法人）に対し2日間の日程で実施した。訪問調査の実施にあたっては、国立大学法人等の規模・構成に応じて、1国立大学法人等当たり委員及び専門委員3～8人に加え、機構の教職員が同行した。なお、国立大学法人等に対しては、平成20年6月に訪問調査の日程を通知し、訪問調査の3週間前までに訪問調査スケジュール及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、国立大学法人等との連携を図りつつ訪問調査を行った。

3) 評価報告書原案の作成

書面調査及び訪問調査を経て、グループ会議において慎重に審議を行い、12月までに達成状況の評価結果（原案）をとりまとめた。さらに、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）を併せて、評価報告書（原案）を作成し、平成21年1月8日に開催した国立大学教育研究評価委員会に提出した。

(2) 学部・研究科等の現況の分析

平成20年6月末までに各国立大学法人等から提出された「学部・研究科等の現況調査表」（1,415学部・研究科等）について、部会では、各分野ごとに3～62人の専門委員が、それぞれの学部・研究科等の各分析項目の観点ごとに、学部・研究科の目的に照らし、想定する関係者の期待に込んでいるかという視点で教育及び研究の現況分析を行った。このうち研究の現況分析については、研究業績水準判定組織がとりまとめた個々の研究業績の研究水準判定結果を踏まえて分析した。

これらの分析結果を踏まえ、各学部の教育研究の水準及び質の向上度を判定し、分析及び判定結果を整理するため部会を12月までに2回開催して慎重に審議を行い、現況分析結果（原案）としてとりまとめた上で、同月、達成状況判定会議に提出した。

(3) 学部・研究科等の研究業績水準の判定

平成20年6月末までに各国立大学法人等から提出された達成状況報告書及び現況調査表の添付資料である「研究業績説明書」（約2万件）について、個々の研究業績説明書の専門分野に応じた専門委員2人が、それぞれの学問分野における当該研究業績の水準を判定した。これらの判定結果について、8月までに研究業績判定結果一覧としてとりまとめた上で、同月、達成状況判定会議及び現況分析部会に提出した。

(4) 大学情報データベースによる情報提供

各国立大学法人等の協力の下、平成19年度に引き続いてデータの収集・蓄積、分析を行い、データ分析集等としてとりまとめ、平成20年7月及び平成21年1月に各国立大学法人等に提供した。また、6月に委員及び専門委員に印刷して送付するとともに、7月に大学情報データベースシステムからダウンロードすることで、中期目標の達成状況及び学部・研究科等の現況分析等において委員及び専門委員が客観的な基礎情報として活用できるようにした。

(5) 評価報告書の決定及び公表

達成状況判定会議がとりまとめた評価報告書（原案）について、国立大学教育研究評価委員会において審議を行い、評価報告書（案）を決定し、平成21年1月13日に意見申立ての手続のため、すべての国立大学法人等に通知した。

その後、53国立大学法人等から評価報告書（案）に対する意見申立てがあったため、意見申立てに対する審議を行う意見申立審査会を平成21年2月10日に開催し、その審議結果を踏まえ平成21年2月19日開催の国立大学教育研究評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価報告書として決定し、同日、文部科学省国立大学法人評価委員会に対してその内容を報告した。

さらに、文部科学省国立大学法人評価委員会において、国立大学法人等の教育研究及び業務運営・財務状況等を含めた中期目標の達成状況等についての評価結果が決定され、平成21年3月26日に各国立大学法人等に通知された。

また、評価報告書について、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、機構から各国立大学法人等に対し、中期目標の項目ごとの達成状況の判定結果や現況分析結果における質の向上度の事例ごとの判定結果が次期中期目標・中期計画の策定作業に活用されるよう、判定結果の一覧を送付した。

○ 国立大学教育研究評価委員会の開催状況

第18回 平成20年5月7日

- ・国立大学教育研究評価委員会の年間スケジュールについて
- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員について
- ・達成状況判定会議への国立大学教育研究評価委員会委員の配置について
- ・国立大学教育研究評価委員会細則の改正について
- ・実績報告書作成要領，評価実施要項，評価作業マニュアルについて
- ・評価者研修会の開催について

第19回 平成20年10月3日

- ・国立大学教育研究評価委員会細則の改正について
- ・運営小委員会及び意見申立審査会の構成について
- ・書面調査における判定状況について（達成状況判定）（現況分析）
- ・現状における課題及び対応について
- ・今後のスケジュールについて

第20回 平成21年1月8日

- ・達成状況判定結果について
- ・現況分析結果について
- ・現況分析結果を踏まえた達成状況判定結果の変更について
- ・意見申立について
- ・今後のスケジュールについて

第21回 平成21年2月19日

- ・意見申立への対応について
- ・評価結果の確定について
- ・評価結果の公表について
- ・今後のスケジュールについて

○ 達成状況判定会議の開催状況

第1回（各チームごとに開催）平成20年9月11日～9月30日

- ・書面調査シートの確認について

- ・各大学の判定，訪問調査時確認事項等について
- ・訪問調査について
- ・今後のスケジュールについて

第2回（各グループごとに開催）平成20年12月15日～12月19日

- ・達成状況判定結果について
- ・チームごとの評価結果について
- ・「評価結果（原案）」の作成に当たって
- ・今後のスケジュールについて

○ 現況分析部会の開催状況

第1回（教育及び研究の分野別部会ごとに開催）平成20年9月2日～9月8日

- ・現況分析結果（素案）について
- ・今後のスケジュールについて

第2回（教育及び研究の分野別部会ごとに開催）平成20年12月1日～12月5日

- ・現況分析の判定結果について
- ・現況分析結果（原案）について
- ・今後のスケジュールについて

2 評価と課題

- （1）国立大学法人等の中期目標の達成状況について，書面調査及び訪問調査により分析を行い，評価報告書（原案）を作成した。

達成状況の分析にあたっては，国立大学法人等から提出された達成状況報告書について書面調査及び書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。書面調査は，委員及び専門委員の共通理解の下，円滑に実施するとともに，訪問調査においては，あらかじめ訪問調査のスケジュール及び訪問調査時の調査事項を国立大学法人等に通知し，国立大学法人等と連携を図りつつ実施した。

書面調査，訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価報告書（原案）をとりまとめ，国立大学教育研究評価委員会に提出した。

- （2）文部科学省国立大学法人評価委員会が定めた学部・研究科等の現況について，書面調査により分析を行った。

評価対象となる組織の現況分析にあたっては，専門委員の共通理解の下，円滑に書面調査による分析を実施し，計画どおりのスケジュールで現況分析結果（原案）をとりまとめ，達成状況判定会議に提出した。

- （3）学部・研究科等の研究に関する現況分析に供するための個々の研究業績水準について，書面調査により判定を行った。

個々の研究業績水準の判定にあたっては，個々の研究業績説明書の専門分野に応じた委員により，専門委員の共通理解の下，円滑に書面調査による判定を実施し，研究業績水準判定結果一覧としてとりまとめ，達成状況判定会議及び現況分析部会に提出した。

(4) 評価の実施に向けて、各国立大学法人等の協力の下、平成19年度に引き続き平成20年度分のデータを収集・蓄積し、分析を行った。さらに、収集・蓄積し、分析したデータを大学情報データベースシステムに掲載し、委員及び専門委員に提供するとともに、各国立大学法人等においても利用できるようにした。

(5) 達成状況判定会議がとりまとめた評価報告書（原案）について、国立大学教育研究評価委員会は、意見申立てのを行った上で、計画どおりのスケジュールで評価報告書として決定し、平成21年2月19日に文部科学省国立大学法人評価委員会に報告した。各国立大学法人等に対しては、文部科学省国立大学法人評価委員会から、同委員会によって決定された中期目標の達成状況に関する総合的な評価結果が通知された。また、評価報告書については、機構のウェブサイトに掲載し公表するとともに、機構から各国立大学法人等に対し、中期目標の達成状況の判定結果及び現況分析の判定結果の一覧を送付し、各国立大学法人等が次期中期目標・中期計画の策定作業に評価結果が活用できるようにした。

今後は、アンケートによる検証を行い、その結果を踏まえ、今後の評価の改善に努める手法等を検討することとしている。

I 業務の質の向上

I - 2 学位授与

1 実施状況

(1) 機構の学位授与制度

機構の学位授与制度は、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の学部卒業者、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して学位を授与するもので、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関である。

機構が授与する学位には、①短期大学や高等専門学校卒業及び文部科学省の定めた一定の要件を満たす専門学校の修了等を基礎資格として、その後大学等の高等教育機関で学修を積み重ねて一定の単位を修得した者に授与する学位（学士）と、②機構が大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当する教育を行っているとして認定した省庁大学校の修了者に授与する学位（学士・修士・博士）の2種類があり、いずれも厳正な審査の下、学位を授与している。

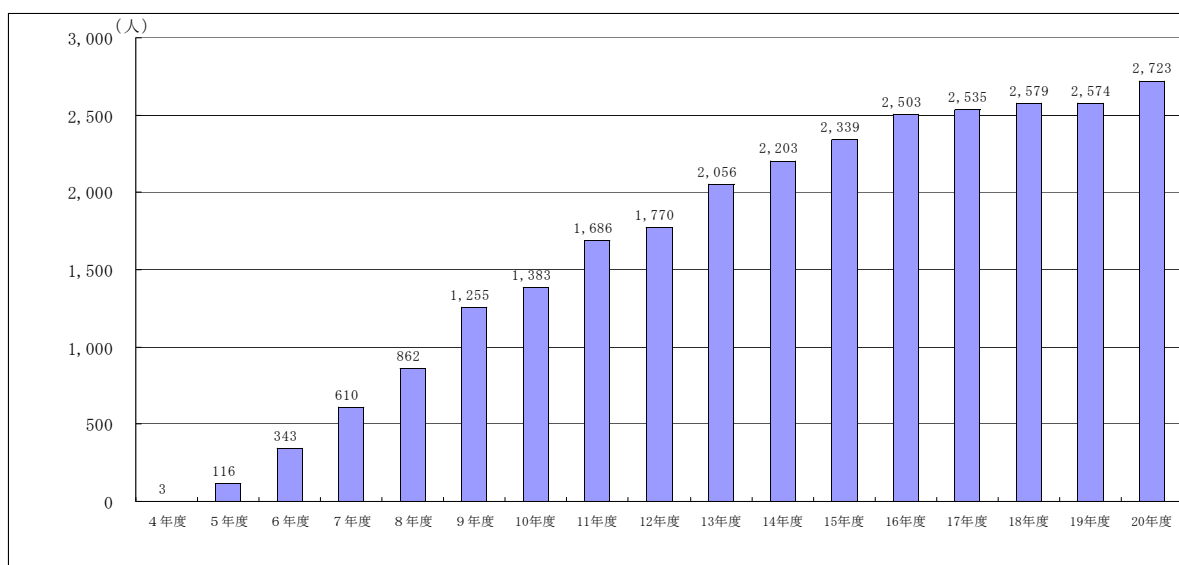
これらの学位審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者により構成される学位審査会を設置して審査にあたっている。

(2) 学位授与事業の実施状況

① 短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等への学位授与（学士）

短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等に対する学位授与については、平成4年度に初めて学位を授与して以降、着実に学位の授与数を積み重ねてきている。平成20年度においては、4月期と10月期に申請を受け付け、厳正な審査の下、2,723人に対して申請後6月以内に学士の学位を授与した。これにより、平成4年度以降、延べ27,540人が学士の学位を取得したこととなった。

○ 短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等の学位取得者数



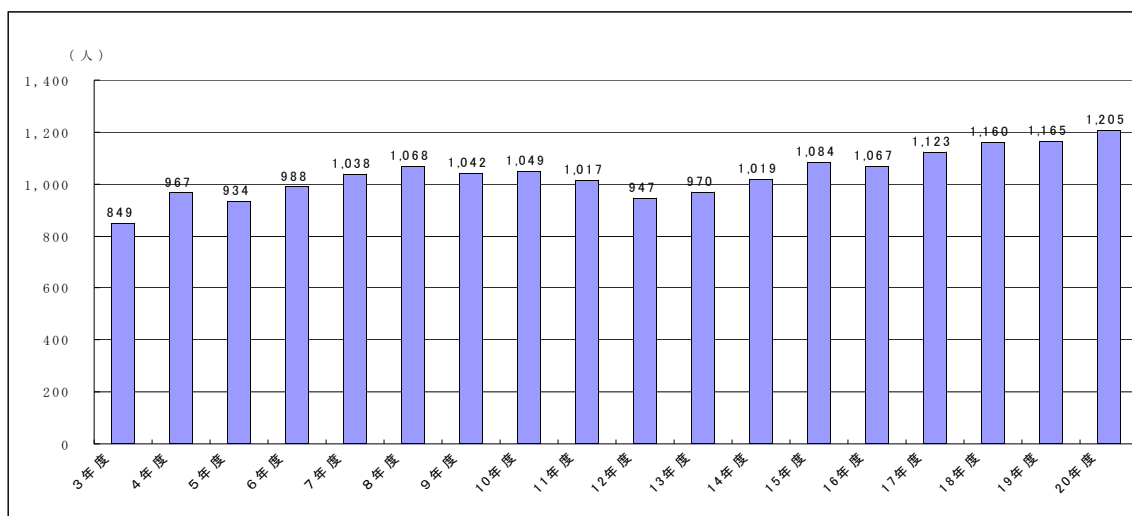
なお、学位授与申請に関して、これまで郵送による申請のみであったが、平成20年度からは、インターネットを利用した「電子申請」による申請も可能とするなど、申請者に対する一層の便宜を図っている。

また、専攻科の認定について、平成20年度は、短期大学4専攻（4校）及び高等専門学校2専攻（2校）を新たに認定するとともに、認定の再審査を行った2専攻（2校）を認定し、設置者に通知した。これにより、平成20年度まで（平成21年4月1日現在）の認定専攻科の合計は、短期大学107専攻（71校）、高等専門学校139専攻（62校）の計246専攻（133校）となった。

② 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与（学士・修士・博士）

機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者についても厳正な審査の下、学位を授与している。平成20年度においては、学士については1,043人に対して申請後1月以内に、修士及び博士については修士143人、博士19人に対して規則に定められた審査期間内に学位を授与した。これら1,205人に対して新たに学位を授与したことにより、平成3年度以降、延べ学士は16,559人、修士は1,809人、博士は324人の計18,692人が学位を取得したこととなった。

○ 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者の学位取得者数



また、平成20年度は、防衛大学校総合安全保障研究科後期課程を大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として新たに認定するとともに、認定の再審査を行った職業能力開発総合大学校長期課程を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定し、設置者に通知した。これにより、これまで（平成21年4月1日現在）の認定課程は、大学の学部に対応する教育を行う課程は7課程（7大学校）、大学院の修士課程に対応する教育を行う課程は5課程（4大学校）、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程は3課程（2大学校）となった。

2 評価と課題

平成20年度も、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、短期大学・高等専門学校卒業等者の単位積み上げ型の学習者からの学士の学位授与申請、及び機構認定の教育施設（省庁大学校）の課程修了者からの学位授与申請に対し、厳正な審査の下、規則に定められた審査期間内に学位を授与することができた。この結果、平成3年度以降、延べ約46,000人が学位を取得したこととなった。

また、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定、及び教育施設（省庁大学校）の課程の認定に係る審査についても、滞りなく遂行することができた。

これらの審査・学位授与にあたっては、全国の国公私立大学の教員等の参画を得て、約400人の専門家により審査を厳正に行い、学位取得の機会を拡大するとともに、機構が授与する学位の質を確保した。

なお、平成20年度においては、短期大学・高等専門学校卒業等者及び専門学校修了者等への学位授与に関して、インターネットを利用した「電子申請」による申請も可能とするなど、申請者に対する一層の便宜を図ったところである。

今後も、生涯学習体系への移行や多様な高等教育機関の発展に伴い、学位授与事業の重要性は増加すると考えられるため、引き続き厳正な審査による学位の質の確保に努め、学位授与事業の円滑な遂行に努める。

I-2 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

1 実施状況

(1) 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

短期大学・高等専門学校卒業等者等の単位積み上げ型の学習者に対して、平成20年度においては、以下のとおり申請の受付、審査を行い、学士の学位を授与した。

① 申請受付

4月期と10月期とも7日間の申請期間を設け、申請受付を行った。

受け付けた申請書類は、4月期申請で約2週間、10月期申請で約3週間をかけ、多岐にわたる項目の確認作業を行った。

なお、平成18年度まで、3月に専攻科を修了見込みである者に対し、前年10月期の申請を可能とする見込申請を実施していたが、平成19年度からは、9月に専攻科を修了見込みである者に対応し、4月期の見込申請も可能としている。

② 審査

申請受付後、学位審査会の下に専攻の区分ごとに設置される52の専門委員会・部会において、各申請者の修得単位が、機構が定める基準を満たしているかの審査を行った。

さらに、提出された学修成果（レポート、演奏・創作、作品）に基づいて、4月期申請については6月、10月期申請については12月に小論文試験及び面接試験を全国4か所で実施し、申請者が当該専攻にかかる学士の水準の学力を有しているか（学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか）の審査を行った。

③ 判定及び学位の授与

上記の審査の結果を踏まえ、各専門委員会・部会において判定案をとりまとめ、4月期申請については8月、10月期申請については2月に学位審査会を開催し、可否の判定を行った。

その結果、平成20年度においては、合格と判定された2,723人に対して、申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

なお、平成18年度10月期申請者から、学位記を申請者本人に送付する直接送付に加え、在学する機関を通じて学位記を受け取ることができる機関送付ができることとしており、平成20年度においては、短期大学専攻科在学の309人、高等専門学校専攻科在学の918人がこの制度を利用して学位記を受け取った。

(2) 申請者等に対する利便性の向上

申請者等に対する利便性の向上に向けた取組として、平成20年度は以下の取組を行った。

① 専攻の区分の見直し

専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定した。

また、申請者が授業科目を分類しやすいように、専攻の区分「鍼灸学」「音楽」「社会

科学」「芸術工学」における修得単位の審査の基準について、専門科目及び関連科目の区分を追加・変更するとともに、「専門科目の例」に例示科目を追加するなどの改善を行った。

② 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善

「新しい学士への途」については、一層理解しやすいように用字用語等の改訂を行うとともに、「学位授与申請書類」については、具体的な申請方法をより詳細に掲載するよう改善を図った。

③ 電子申請システムの運用

これまで学位授与申請は郵送による申請のみであったが、「電子申請システム」が運用開始となり、平成20年4月期申請からは、インターネットを利用した「電子申請」を可能とした。

④ 試験場の配置

試験場増設等の必要性の有無について、申請者の現住所から算出した各試験場における受験予定者数を踏まえ、検討を行った。なお、平成20年度においては、費用対効果等を勘案し、従前どおりに実施することとした。

⑤ 身体に障害のある者への特別措置

平成20年度においては、4月期申請において3人、10月期申請において5人の身体に障害等を持つ申請者に対して、試験日の別設定、車椅子の持参使用、試験時間の延長等の受験上の特別措置を行った。

(3) 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査の実施状況

平成20年度は、認定の申出のあった専攻科について、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づき、教育課程及び教員組織等の審査を行い、短期大学4専攻（4校）及び高等専門学校2専攻（2校）を新たに認定するとともに、認定の再審査を行った2専攻（2校）を認定し、設置者に通知した。

これにより、平成21年4月1日現在における認定専攻科は、246専攻（133校）となった。

なお、専攻科の認定申出等に際して、申請期間側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、電子媒体での提供を行っている。

(4) 認定を受けた専攻科の水準維持についての審査の実施状況

認定した専攻科に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっており、平成20年度は、平成5年度、平成10年度及び平成15年度に専攻科の認定を行った47専攻（29校）に対して、認定同様に、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づき、教育の実施状況等の審査を行い、審査対象専攻科すべてを「適」と判定し、設置者に通知した。

なお、平成19年度には、専門委員会・部会での審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、審査周期をこれまでの原則5年から、認定後最初の審査を5年、その後は7年ごととするよう規則を改正（平成21年度からの適用）するとともに、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）している。さらに、認定専攻科の授業科目を担当する専任

教員について前審査から原則として半数以上が変更されたと認められる場合に提出することとなっている「専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書」のうち「教育研究業績書」について、認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、兼任教員（非常勤講師）はその提出を省略することができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）している。

（５）審査組織の整備状況

平成20年度は、学位審査会の下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家398人（専門委員353人・臨時専門委員45人）【うち単位積み上げ型による学士の学位授与に係る専門家322人（専門委員322人・臨時専門委員20人）】の協力を得て、52の専門委員会・部会を設置した。

なお、時代に即応した、よりの確な審査を行うため、専攻分野「保健衛生学」に新たに専攻の区分「視能矯正学」を設置したことから、この専攻の区分に対応する専門家（専門委員）の委嘱を行った。

（６）学位授与者に対するアンケート調査及び外部検証結果に基づく業務の見直し

学位授与者に対するアンケート調査から得られた学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見の分析を行い、その結果を踏まえ、「新しい学士への途」、「学位授与申請書類」の改善に反映させた。

また、平成19年度に実施した外部検証において、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充等について指摘がなされたところであり、これに対応して、審査委員の増員を図った。

２ 評価と課題

平成20年度は、約3,000人からの申請があったが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行することにより、厳正な審査の下で、申請後6月以内に学位を適切に授与することができた。

なお、平成20年度からは、「電子申請システム」の運用により、インターネットを利用した電子申請による受付を開始するなど、申請者に対する利便性の向上も図ることができた。

また、短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査及び認定を受けた専攻科の水準維持に係る審査についても、滞りなく遂行することができた。

このほか、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展への対応や、学位授与者に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、審査組織の整備や業務の見直しも行った。

今後も、申請者の利便性を図るとともに、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切かつ円滑な実施に努める。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度２回（４月期と１０月期に）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後６月以内に学位を授与する。

1 実施状況

短期大学・高等専門学校卒業等者の単位積み上げ型の学習者に対して、平成20年度においては、以下のとおり申請の受付、審査を行い、学士の学位を授与した。

（１）申請の受付

① 申請受付期間

申請書類については、その重要性にかんがみ、書留で郵送することを求めている。申請書類到着後、直ちに郵便局の配達証の書留番号と申請書類の書留番号との照合を行った。

受付期間は、次のとおり、４月期申請及び10月期申請とも７日間とし、全国一律に公平性を確保するため、受付期間最終日までの消印を有効とした。

なお、平成20年度４月期申請から、インターネットを利用した「電子申請」を開始した。電子申請に係るデータ入力期間は、申請者の便宜のため、４月期申請については3月中旬から、10月期申請については9月中旬から受け付けることとし、ネットワーク障害等によりデータを送信できなくなった場合に郵送申請で申請を行うことができるよう、書類送付の受付期間の２日前までとした。

・４月期申請

電子申請に係るデータ入力：平成20年３月17日（月）～４月５日（土）

（最終日は17時までに送信完了）

書類送付：平成20年４月１日（火）～４月７日（月）

（最終日は当日消印有効）

・10月期申請

電子申請に係るデータ入力：平成20年９月15日（月）～10月５日（日）

（最終日は17時までに送信完了）

書類送付：平成20年10月１日（水）～10月７日（火）

（最終日は当日消印有効）

なお、申請者の便宜のため、学位審査手数料は、申請受付期間の１か月前から、郵便局又は銀行等の金融機関で払い込めることとしている。

② 申請書類到着通知

申請書類開封後、申請者に「到着お知らせはがき」を送付し、申請書類が無事に到着し

たかどろかという申請者の不安を解消した。

③ 申請書類の内容の検査

申請書類受領後、直ちに内容の検査を行った。検査項目は非常に多岐にわたるため、「開封・書類確認」、「基礎資格確認」、「基本基準・専攻基準確認」、「学修成果確認」、「修得単位照合」、「不備処理」の6段階に分け、各段階で正確性に重点をおいた検査を行った。

④ 不備書類の処理・申請書類の受理

申請書類に不備又は不明な点のあった申請者には、電話等で連絡を取り、内容の確認又は不足書類の追加請求を行っている。平成20年度は、申請受付期間終了後、一連の検査を経て、4月期申請は110件、10月期申請は165件の申請の不備又は不明な点を解消し、4月期申請は5月16日（金）、10月期申請は10月24日（金）に、次表のとおり申請書類の受理数を確定した。

これらの作業と並行して、試験場の設定、試験問題の作成、審査・判定資料の作成等に係る基礎データを作成するため、申請者1人につき38項目にわたる申請者データの入力作業を業務委託により行った。

○ 申請書類の到着数・受理数 (件)

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		4月期	10月期		4月期	10月期		4月期	10月期
到着数	22,819	457	2,362	2,815	453	2,362	2,976	466	2,510
受理数	2,790	445	2,345	2,795	444	2,351	2,955	457	2,498

(2) 審査

① 修得単位の審査

学位審査会の下に専攻の区分ごとに設置される52の専門委員会・部会において、申請のあった専攻の区分ごとに、次表のとおり会議を開催し、各申請者の修得単位の審査を行った。この修得単位の審査は、各申請者が単位を修得した個別の履修科目について、各大学のシラバス等を基に、それぞれ「専門科目の単位」、「関連科目の単位」、「専攻に係る単位以外の単位」のいずれかに分類し、申請者の修得単位が機構が定める基準を満たしているかを判定するものである。

なお、分類を行った科目については、同じ科目が申請された場合に再度審査する必要がないように、また、分類が不一致とならないようにデータベース化しており、平成20年度は3,820件入力し、年度末で35,281件を検索できるように管理している。

○ 専門委員会・部会開催数 (回)

申請時期	開催月	開催期間	開催数
4月期	5月	平成20年5月15日（木）～5月29日（木）	6
	7月	平成20年7月7日（月）～7月25日（金）	36
10月期	11月	平成20年11月11日（火）～11月28日（金）	22
	1月	平成21年1月13日（火）～1月30日（金）	35

② 学修成果・試験の審査

提出された学修成果（レポート、演奏・創作、作品）に基づいて、個々の申請者の専攻の区分や学修成果のテーマに即した小論文試験及び面接試験を、次のとおり全国4か所〔北海道地区・東京地区・大阪地区・福岡地区〕で実施した。

試験実施後、専門委員会・部会を開催し、学修成果と試験の結果をあわせて、各申請者が当該専攻に係る学士の水準の学力を有していると認められるか（学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学習成果の内容が申請者の学力として定着しているか）の審査を行った。

- ・4月期申請：小論文試験・面接試験 平成20年6月15日（日）及び21日（土）

（6月21日は受験上の特別措置によるもので東京地区のみ）

- ・10月期申請：面接試験 平成20年12月7日（日）

小論文試験 平成20年12月14日（日）及び13日（土）

（12月13日は受験上の特別措置によるもので東京地区のみ）

（3）判定及び学位の授与

上記の審査の結果を踏まえ、各専門委員会・部会において判定案をとりまとめ、4月期申請については8月、10月期申請については2月に学位審査会を開催し、合否の判定を行った。

その結果、平成20年度においては、合格と判定された2,723人に対して、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

なお、平成18年度10月期申請者から、学位記を申請者本人に送付する直接送付に加え、在学する機関を通じて受け取ることができる機関送付ができることとしており、平成20年度においては、認定専攻科を設置する短期大学及び高等専門学校のうち、4月期申請においては高等専門学校1校が、10月期申請においては短期大学27校及び高等専門学校38校がこの制度の利用を希望し、短期大学専攻科在学の309人、高等専門学校専攻科在学の918人の計1,227人がこの制度を利用して学位記を受け取った。

2 評価と課題

平成20年度は、約3,000人からの申請があったが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行することにより、申請後6月以内に学位を適切に授与することができた。

その学位授与にあたっては、学士の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、個々の申請者の専攻の区分や学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に試験問題を作成して試験を実施するなど、厳正かつきめ細かな審査を行った。

今後も、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図るとともに、学位授与事業の適切かつ円滑な実施に努める。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

② 専攻の区分の見直し及び改正

我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また、必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める修得単位の審査の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。

1 実施状況

申請者に係る修得単位の審査は、各専攻の区分に共通的な基準と専攻の区分ごとの基準のそれぞれに則して行われており、平成４年度に「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」で審査基準が定められて以来、適宜、専攻の区分の追加及び見直しを図ってきた。平成20年度は以下のとおり区分の追加や見直しを行った。

（１）専攻の区分の追加

平成20年度は、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定した。なお、この専攻の区分における学位授与申請は、平成21年度から受け付けることとした。

（２）専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準の改正

平成20年度は、「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」について、次のとおり一部改正を行った。

なお、①から③については、申請者が授業科目を分類しやすいように明示したものであるが、いずれも当該授業科目の取扱いを変更するものではなく、この改正によって申請者が不利益を被るものではないため、周知期間を設けずに平成21年度から適用することとした。また、④については、周知や申請に係る具体的な準備等が必要となるため、平成21年度から周知を開始し、平成23年度４月期から適用することとした。

① 専攻の区分「鍼灸学」の専門科目【A 群】「鍼灸臨床実習に関する科目」を【A 群】「鍼灸臨床・実習に関する科目」に変更し、関連科目「統合医療・補完代替医療に関する科目」を追加した。

② 専攻の区分「音楽」の関連科目「教育学に関する科目」を追加し、表記の順番を改めた。

③ 専攻の区分「社会科学」の専門科目【B 群】「社会科学に関する基礎的かつ総合的な科目」の「専門科目の例」に「社会科学の基礎」、「社会科学総合研究」、「社会科学特殊講義」、「環境社会科学」、「環境社会論」及び「現代文明論」を追加し、表記の順番を改めた。

④ 専攻の区分「芸術工学」の専門科目【A 群】「デザインの基礎となる工学に関する科目」を【A 群】「芸術工学の基礎となる科目」に変更し、【A 群】「インターフェースデザインに関する科目」及び【B 群】「インターフェースデザインに関する実験・実習科目」を追加し、表記の順番を改めた。また、【A 群】「インターフェースデザインに関する科目」及び【B 群】「インターフェースデザインに関する実験・実習科目」の「専門科目の例」を追加したほか、「専門科目の例」を大幅に変更した。

(3) 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準の改正に対する周知

申請予定者は、各専攻に共通な基準と専攻の区分ごとの基準に基づき学修を重ねるため、専攻分野・専攻の区分の追加や変更については、申請者が不利益を被ることがないように、機構のウェブサイト、「新しい学士への途」、「機構の概要」等により、必要に応じて周知期間を設けてから申請受付を開始するなどの措置をとっている。

2 評価と課題

平成20年度は、我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定した。また、大学の教育の実施状況等を参考にして、専攻の区分「鍼灸学」、「音楽」、「社会科学」、「芸術工学」における修得単位の審査の基準について、専門科目及び関連科目の区分を追加及び変更したり、「専門科目の例」に例示科目を追加するなどの改正を行った。

これらの改正については、申請者が不利益を被るものでないものについては平成21年度から適用することとし、申請者への周知が必要なものについては適切な周知期間を設けた上で適用することとした。

今後も、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に適切に対応するため、必要に応じて専攻の区分の見直しを行う。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

(1) 学位審査会

平成20年度もこれまでと同様に、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。

- ① 第1回学位審査会（平成20年5月14日開催）では、主に、「4月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、認定課程に係る教育の実施状況等の審査に関し、専門委員の業務量の平準化を図るため、7月の専門委員会・部会から審査を開始することが了承された。

- ② 第2回学位審査会（平成20年8月27日開催）では、主に、第1回で付託された事項について審議するとともに、「認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託」及び「認定課程に係る教育の実施状況等の審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、平成21年10月に統合を予定している高等専門学校専攻科の認定等の取り扱いについては、審査書類の一部の提出を免除し、当該書類に基づき行う審査を省略することが了承された。

さらに、平成18年度に実施した教育の実施状況等の審査において提出された書類に不備があった短期大学の認定専攻科について認定の再審査の実施が了承されるとともに、学科の再編等を予定している省庁大学校の認定課程について認定の再審査の実施が了承された。

- ③ 第3回学位審査会（平成20年11月10日開催）では、主に、「10月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託するとともに、「短期大学及び高等専門学校専攻科に係る認定の審査及び再審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、「省庁大学校の課程の認定の審査及び再審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

- ④ 第4回学位審査会（平成21年2月13日開催）では、主に、第2回及び第3回で付託された事項について審議するとともに、「認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

- ⑤ 第5回学位審査会（平成21年3月24日開催）では、主に、第4回で付託された事項について審議するとともに、平成21年度の学位授与関係スケジュールについての説明を行った。

○ 学位審査会審査委員名簿（平成20年5月14日現在）

◎	井 智 子	東京医科歯科大学教授
	岩 上 敏 之	日本大学教授
	瓜 生 敏 一	高知工科大学教授
	大 塚 敏 彦	お茶の水女子大学教授
	角 田 敏 一	大学評価・学位授与機構教授
	川 島 一 彦	東京工業大学教授
	北 川 一 彦	東京芸術大学教授
	木 村 一 郎	早稲田大学教授
	工 藤 一 彦	北海道大学教授
	酒 井 善 則	東京工業大学教授
	白 井 良 明	立命館大学教授
	瀧 田 佳 子	大学評価・学位授与機構教授
	富 山 太 夫	青山学院大学教授
	長 澤 利 一	工学院大学教授
○	中 原 一 彦	帝京大学教授
	西 村 清 和	大学評価・学位授与機構教授
	野 坂 泰 司	東京大学教授
	六 車 正 章	学習院大学教授
	吉 川 裕 美	大学評価・学位授与機構教授
		大学評価・学位授与機構教授

(◎＝委員長，○＝副委員長)

(2) 専門委員会・部会

学位審査会の下に，①申請者に係る修得単位の審査，②学修成果・試験の審査，③専攻科の認定等に係る教育課程・教員組織等の審査を行うため，分野別に専門家398人（専門委員353人・臨時専門委員45人）【うち単位積み上げ型による学士の学位授与に係る専門家322人（専門委員302人・臨時専門委員20人）】の協力を得て，52の専門委員会・部会を設置し，5月に6回，7月に36回，11月に22回，1月に35回の計99回開催して審査を行った。

専門委員は，任期2年とし，申請者数や専門委員の分野間のバランス，認定等の審査を行う専攻科の教員組織の構成等を勘案して選考している。なお，小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図るため，平成20年度は，平成21年度の専門委員の選考にあたり，数学・情報系部会，物理・地学系部会，機械工学部会及び電気電子工学部会において委員数を増員した。

また，時代に即応した，よりの確な審査を行うため，平成20年度から，専攻分野「保健衛生学」に新たに専攻の区分「視能矯正学」を設定したことから，看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に視能矯正学部会を設置し専門委員の委嘱を行った。

(3) 委員会開催数

学位審査会は，年5回開催している。

専門委員会・部会は，原則として，申請時期ごとに2回開催しているが，専攻の区分ごとの申請者数等によっては，適正な審査が担保されることを前提に申請時期ごとに1回のみの開催とし，業務の効率化を図っている。平成20年度においても，次表のような開催パターンで専門委員会・部会を開催し，審査を行った。

○ 専門委員会・部会の通常の開催パターン

審査内容	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
申請者に係る 審査	4 月期修得単位の 審査	4 月期学修成果・試験 の審査及び総合判定	10月期修得単位の 審査	10月期学修成果・試験 の審査及び総合判定
専攻科の認定 等	—	—	教員組織等の審査	教員組織等の補正審査

2 評価と課題

平20年度は、学位審査会の下に分野別の専門家で構成される専門委員会・部会を設置して、約3,000人の申請者の学位授与の審査と、約540人の専攻科の認定等に係る教員審査を行った。これらの審査を適切に実施するため、申請者数等を考慮し、適宜、専門委員の追加や臨時専門委員の委嘱等を行い、適切な審査を行うための体制を整備した。

また、時代に即応したより的確な審査を行うため、専攻の区分「視能矯正学」を設定したことから、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に視能矯正学部会を設置し、専門委員の委嘱を行った。

なお、体制の整備にあたっては、「小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である」との専門委員からの意見を踏まえ、専門委員会・部会ごとの委員数を調整し、委員1人当たりの業務量の平準化に留意している。

今後も、学位授与事業の適切な実施のため、申請者数や専門分野の動向を踏まえ、必要に応じ組織・運営の見直し・改善を図る。なお、見直し等にあたっては、平成19年度に行った外部検証結果の「学位の質を保証するためには審査委員の確保が不可欠であり、そのために必要な措置を構ずること」との指摘も踏まえ、適切に対応していく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

④ 不合格者に対する不合格理由の通知

学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。

1 実施状況

学修成果（レポート）・試験の結果が「不可」である場合には、次の4種類の不可判定理由から一つを選んで申請者に通知している。

イ 学修成果のテーマの設定が適切でない。

ロ 学修成果の内容が水準に達していない。

ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。

ニ 試験を受けていない。

このうち、不可判定理由が「イ」又は「ロ」の場合には、再申請する際に、学修成果の書き直しが必要となるが、平成16年度以前は、不合格者にとって直すべき点が明確でなかった。

そこで、平成16年度に、このような不合格者に伝えるべき内容について専門委員会・部会において検討し、試行を行った結果、学位授与申請者のための手引書である「新しい学士への途」の中で申請にあたって留意すべき事項として記載している①学修成果のテーマ、②学修成果の内容、③学修成果の書き方に係る項目の中から選択することが適切であるとの結論を得た。再度、平成17年度4月期申請で試行を行い、一部修正の上、平成17年度10月期申請から、不可判定理由が「イ」又は「ロ」で不可となった申請者に学修成果書き直しの際の留意事項を伝えている。

平成20年度は、学修成果書き直しの際の留意事項について、これまでの見直し・改善点に基づいて一部修正を行い、4月期及び10月期ともに該当する申請者に対して通知した。

なお、平成19年度から、現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知等では申請者に学位審査会や専門委員会・部会の判定の意図が伝わらないと考えられる場合で、同様の理由によりおおむね2回不合格となった者には、必要に応じて別途理由を伝えることを可能としている。

2 評価と課題

不合格者に対して、不可判定理由に加えて学修成果を書き直す際の留意事項も併せて伝えることにより、申請者にとっては、不可となった理由がより明確となり、再度申請を考える上での一助となっている。また、以前は申請者からの一方向の情報にのみ基づき判定を行っていた専門委員にとっても、部分的ではあるが、申請者に対して教育的な配慮を施すことができるようになっている。

また、平成19年度から、現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知等では申請者に判定の意図が伝わらないと考えられる場合には、必要に応じて別途理由を伝えることとしたことにより、一部の申請者ではあるが、不可となった理由がさらに明確となっている。

今後も、必要に応じてその内容、伝達方法等について検討を行い、申請者等に対して、学修成果を書き直す際の留意事項が適切に伝えられるよう努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善

本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。

1 実施状況

(1) 基本的な考え方・改善状況

学位を授与するにあたっては、機構が行う学位授与制度の十分な周知・理解が不可欠であるとともに、具体的な申請方法等が申請者にとって分かりやすいものであることが重要である。このため、「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」において、機構の学位授与の仕組み、基礎資格、修得すべき単位数といった申請要件について詳しく紹介するとともに、申請受付期間、学修成果等の必要書類、試験といった具体的な事項についても具体例を示しながら解説している。これらの書類については、申請者の利便性にかんがみ、また、広く一般に理解されるよう、毎年度印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにしている。

これらの書類については、申請者等からの質問・要望も参考に、より理解しやすいように毎年度改善を行っているところであり、平成20年度は、平成21年2月末に発行した平成21年度版の「新しい学士への途」については、申請者にとって一層理解しやすいように用字用語等の改訂を行い、さらに、「電子申請」についての申請の流れ等をよりわかりやすく記載した。また、平成21年度版の「学位授与申請書類」については、「電子申請」及び「郵送申請」の具体的な申請方法等をより詳しく掲載した。

(2) 配付先・配付部数等

平成20年度は、平成21年度版の「新しい学士への途」14,000部及び「学位授与申請書類」9,000部を作成し、平成21年2月下旬から個人請求者、短期大学・高等専門学校等に配付している。

これらの書類は、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。

なお、平成21年度版の書類から、資料請求の対応を業務委託し、電話やインターネットによる資料請求を可能とした。これにより、資料請求者の利便性ととともに、機構の業務の効率化を図った。

2 評価と課題

平成20年度は、平成21年度版の「新しい学士への途」について、申請者にとって一層理解しやすいように、用字用語等の改訂を行った。また、平成21年度版の「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」について、「電子申請」についての申請の流れや具体的な申請方法等をより詳しく掲載した。

なお、これらの書類については、毎年度印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイト

に掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにしているが、平成21年度版の書類からは、資料請求の対応を業務委託し、資料請求者の利便性を図った。

今後も、申請者等が理解しやすいよう、また、申請受付時における不備が減少し、より正確な審査ができるよう、申請者等の意見も参考に、より一層の改善に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑥ 電子申請システムの運用

学位授与事業支援システムの中核となる3システムの中の電子申請システムを本運用し、学位授与事業支援システム全体を本格稼働して、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。

1 実施状況

これまで学位授与申請は、郵送による申請のみであったが、平成16年度から段階をおって準備を進めてきた「電子申請システム」が平成20年度から運用開始となり、平成20年4月期申請からは、インターネットを利用した「電子申請」を可能とした。

この「①電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、既に運用している「②科目審査支援システム」や「③試験問題作成支援システム」と連携させることにより、申請から学位授与までの一連の業務のシステム化がなされた。

○ 学位授与業務支援システム

システム名		概 要
①	電子申請システム	(ウェブ入力部分) 申請者がウェブサイトを利用して申請することを可能とするシステム
		(データベース部分) 申請内容を電子情報として蓄積するシステム
②	科目審査支援システム	申告された修得単位と単位の要件の対応を電子情報として蓄積し、審査時の利用に供するシステム
③	試験問題作成支援システム	専門委員による試験問題の担当割付、作成及び機構への送付をウェブサイト上で可能とするシステム

(1) 「電子申請システム」の申請受付期間

「電子申請システム」の申請受付期間については、各申請者の使用しているパソコン、ネットワーク等の環境は様々であり、ネットワーク障害やパソコンの故障により電子申請の受付期間内に申請（データ送信）ができないなどの不測の事態が、発生した場合に対応するために電子申請による申請受付期間の締め切りは郵送申請のそれより2日前に設定し、次のとおり、受付を行った。

- ・ 4月期申請（データ入力）：平成20年3月17日（月）～4月5日（土）
（書類送付）：平成20年4月1日（火）～4月7日（月）（消印有効）
- ・ 10月期申請（データ入力）：平成20年9月15日（月）～10月5日（日）
（書類送付）：平成20年10月1日（水）～10月7日（火）（消印有効）

(2) 「電子申請システム」による申請状況

平成20年度に「電子申請システム」による申請を行った申請者は4月期には91人、10月期

は603人であった。全申請者におけるシステムの利用率は次表に示すとおり23.4%であった。

○ 平成20年度における電子申請利用者数

	4 月 期	10 月 期	計
申 請 数	457	2,510	2,967
電 子 申 請	91	603	694
郵 送 申 請	366	1,907	2,273
電子申請利用率	19.9%	24.0%	23.4%

(3) 効果

① 「電子申請システム」

「電子申請システム」が運用されることにより、ウェブサイト画面上で各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算等）を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、誤記入が減少するなどの利点がある。

また、これまでは、申請書類に記載されている申請者個人のデータや申請者が大学等で修得した単位等の各種の膨大な申請データは職員が入力していたが、この電子申請システムを利用すると、申請データを申請者自身がウェブサイトを通じて入力することとなるため（図1参照）、データを入力するための労力が軽減できるとともに、関係経費が削減できる。

(図1 申請者情報入力画面)

② 「科目審査支援システム」

「科目審査支援システム」の導入によって、データベースとの照合、科目審査表の作成、審査後の単位計算・データベースへの登録等の作業の大半が自動化されるため、大幅に労力が軽減される。

(図2 科目審査支援システム)

[illegible]

③ 「試験問題作成支援システム」

「試験問題作成支援システム」の導入によって、専門委員が試験問題を作成する際のセキュリティが強化でき、また、数式や上付き・下付き文字、イタリック体等の特殊文字の入力を可能にするなどの機能強化を図ることができる。さらに、これまで別々に管理されていた当該システムに係る各種データベースの一元化も図ることができる。

(図3 試験問題作成支援システム)

2 評価と課題

平成20年度は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的にこれまで構築を進めてきた統合システムである「学位授与業務支援システム」のうち、既に稼動している「科目審査支援システム」，「試験問題作成支援システム」に引き続き，「電子申請システム」が本格稼動した。「電子申請システム」は，二つのシステムとの連携を前提に構築を進めてきたもので，これら三つのシステムが本格稼動したことにより，申請から学位授与までの大幅な合理化，効率化のための情報基盤が整備された。

この「電子申請システム」が運用されることにより，申請者がウェブサイト画面上で各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算等）を用いることができるため，申請者にとっては従来の郵送による申請に比べて申請の際の労力が軽減されるとともに，誤記入が減少するなどの利点があり，申請者の負担の軽減に寄与できると考えられる。

今後，ある程度の実績を積んだ段階で，運用の状況についての検証を行い，必要な改善を行うことにより，申請者のさらなる利便性の向上と学位授与業務の合理化，効率化を図って行く。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑦ 試験場の配置

申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。

1 実施状況

平成４年10月に学位授与に係る最初の試験が東京地区１か所で開催された。また、平成５年度からは４月期と10月期の２回試験が実施され、小論文試験については、東京地区に加え、新たに大阪地区でも実施された。その後、平成14年度10月期からは福岡地区に、平成16年度４月期からは北海道地区に新たに試験場が設置され、現在に至っている。

この福岡地区及び北海道地区の試験場の設置は、機構の学位授与制度を利用して学位を取得する申請者は全国に及んでいるため、これらの申請者の利便と経済的負担の軽減を考慮するとともに、全国的な試験場の配置及び申請者の現住所等を考慮して決定されたものである。

平成20年度においても、試験場増設等の必要性について、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。

○ 試験地区別申請者数等一覧

試験地区	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期
北海道地区	11	158	17	134	16	139	24	167
東京地区	258	1,065	216	1,038	235	971	231	1,105
大阪地区	122	671	172	733	127	775	137	792
福岡地区	49	383	56	435	59	452	57	421
合 計	440	2,277	461	2,340	437	2,337	449	2,485

2 評価と課題

平成16年度４月期から試験場を増設したが、今後も、申請者の利便と経済的な負担の軽減並びに全国的な試験場の配置及び申請者の現住所等を考慮しつつ、受験予定者数と実施経費との費用対効果等を勘案し、試験場増設等の必要性の有無について検討を行う。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑧ 身体に障害のある者への特別措置

身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

1 実施状況

（１）受験上の特別措置

学位授与審査の一環として実施する試験においては、身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。

受験上の特別措置の具体的な内容については、試験の公平性及び公正な試験の実施に配慮しつつ、「身体に障害のある学士の学位授与申請者に対して行う特別措置に関する取扱要領」に基づき決定している。また、受験上の特別措置を決定する上で不明な点等が生じた場合には、「調査研究協力者」として委嘱している当該障害の専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。

なお、受験上の特別措置を希望する申請者には、その対応に時間を要することもあるため、申請前に申し出るよう求めているが、申請後、あるいは試験直前の申出に対しても、可能な限り申請者の希望にそえるよう対処している。

また、近年、精神的な理由等により、受験上の特別措置が必要な申請者もあり、このような者に対しても、審査の上、受験上の特別措置を講じている。

（２）平成20年度における実施状況

① 4月期申請

4月期申請では、次のとおり障害等を持つ申請者（3人）に対して、受験上の特別措置を行った。

【小論文試験】

○ 四肢体幹機能障害をもつ申請者（1人）

- ・ 試験時間の延長（1.5倍）及び試験時間の別設定

試験時間：14時30分から135分間（ただし、1時間程度ごとに15分間程度の休憩を認め、その休憩時間については試験時間に含めない。）

- ・ 機構が準備したパソコンでの解答
- ・ 試験室の別設定
- ・ 車いすの持参使用
- ・ 機構が準備したベッドの休憩時間における使用
- ・ 介助者の試験室外までの付添い及び試験室を除く構内における待機
- ・ 介助者の試験室内への入室及び介助（機構が必要と認める場合に限る。）

（当日措置）

- ・ 荷物を置く机の使用
- ・ 扇風機の使用
- 妊娠中の申請者（１人、当日体調不良のため欠席）
 - ・ 座席を出入口付近にし、広めの椅子を用意
 - ・ 座布団（２枚）の準備・使用
- 岩手・宮城内陸地震の影響により６月１５日に受験できなかった申請者（１人）
 - ・ 試験日の別設定：平成２０年６月２１日（土）
 - ・ 試験時間の別設定：１３時３０分から１５時００分

② １０月期申請

１０月期申請では、次のとおり障害を持つ申請者（５人）に対して、受験上の特別措置を行った。

【小論文試験】

- 両下肢機能障害のある申請者（１人）
 - ・ 車椅子の持参使用
 - ・ 最後部の座席設定
- 視覚障害のある申請者（１人）
 - ・ 試験時間の延長（１．５倍）及び試験日時の別設定
試験日時：平成２０年１２月１３日（土）１０時００分から１２時１５分
 - ・ スクリーンリーダーの入ったパソコンの持参使用
 - ・ MS Word による出題・解答
- 両下肢機能障害のある申請者（１人）
 - ・ 試験場への乗用車（タクシー）での入構
 - ・ 試験室入口までの付添者の同伴
 - ・ 車椅子の持参使用
- 両下肢機能障害及び体幹機能障害のある申請者（１人）
 - ・ 試験場への乗用車での入構
 - ・ 車椅子の持参使用
 - ・ 午後の部の小論文試験の受験
- 両上肢機能障害及び両下肢機能障害のある申請者（１人）
 - ・ 試験時間の延長（１．５倍）及び試験時間の別設定
試験時間：１０時１５分から１２時３０分
 - ・ 試験場への乗用車での入構
 - ・ 車椅子の持参使用

○ 過去３年間の受験上の特別措置の実施状況

	特別措置者数	障害等の種類	主な措置内容
平成１７年度１０月期 （面接）	１	聴覚障害	・ 質問等を一部口話で対応 ・ 質問等を行う際、口を大きく、はっきりと動かして対応

	1	岩手・宮城内 陸地震	・試験日の別設定：平成20年6月21日（土）・試験 時間の別設定：13時30分から15時00分
平成20年度10月期 (小論文)	1	両下肢機能障 害	・車椅子の持参使用 ・最後部の座席設定
	1	視覚障害	・試験時間の延長（1.5倍）及び試験日時の別設定 試験日時：平成20年12月13日（土） 10時00分から12時15分 ・スクリーンリーダーの入ったパソコンの持参使 用 ・MS Word による出題・解答
	1	両下肢機能障 害	・試験場への乗用車（タクシー）での入構 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・車椅子の持参使用
	1	両下肢機能障 害及び体幹機 能障害	・試験場への乗用車での入構 ・車椅子の持参使用 ・午後の部の小論文試験の受験
	1	両上肢機能障 害及び両下肢 機能障害	・試験時間の延長（1.5倍）及び試験時間の別設定 試験時間：10時15分から12時30分 ・試験場への乗用車での入構 ・車椅子の持参使用

2 評価と課題

平成20年度は、4月期申請において3人、10月期申請において5人の身体に障害等を持つ申請者に対して、試験日の別設定、車椅子の持参使用、試験時間の延長等、試験当日に急遽申出のあった受験上の特別措置を含め、きめ細かな措置を講じたことにより、いずれも円滑に試験を実施することができた。

今後も、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう障害の種類・程度に応じて適切に対応するとともに、試験直前の申出にも柔軟に対応していく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査

短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成20年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

機構の学位授与制度においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができることとなっている。

平成20年度は、平成20年度からの専攻科の認定を希望する短期大学又は高等専門学校の専攻科6専攻（6校）から認定の申出があり、3専攻（3校）について認定の再審査を行うこととし、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるか等）を行った。その結果、以下のとおり6専攻（6校）を新たに認定するとともに、2専攻（2校）を再審査を行って認定し、設置者に通知した。

(1) 認定の申出に係る事前相談

専攻科の認定の申出を予定する短期大学及び高等専門学校の参考となるよう、専攻科の認定の申出に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「専攻科認定申出書類作成の手引」を作成し配付した。

また、認定の申出を予定する6校に対して、1校当たり平均2,3回の事前相談に応じて、提出書類の作成の詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、申請の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度から、専攻科認定の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。

(2) 認定申出及び認定の再審査の受付

平成20年9月30日の締切日までに、平成21年度からの認定を希望する専攻科を置く短期大学及び高等専門学校6専攻（6校）から認定の申出を受理した。

また、学則等の変更により教育課程等に重要な変更が生じると認められた短期大学及び高等専門学校の認定専攻科2専攻（2校）並びに平成18年度に実施した教育の実施状況等の審査の際に提出された書類に不備のあった短期大学の認定専攻科1専攻（1校）について、認定の再審査を行うものと通知し、書類の届出を受理した。

その際、申出書又は届出書に加えて各専攻科の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

(3) 認定審査及び認定の再審査

認定の申出及び再審査の書類の届出を受けて、第3回学位審査会(平成20年11月10日開催)において、機構長から学位審査会に対して認定申出専攻科及び再審査対象専攻科の認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、各認定申出専攻科及び再審査対象専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(4) 専門委員会・部会での審査

① 第3回学位審査会での決定を受けて、平成20年11月11日から28日にかけて専門委員会・部会を開催し、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づき、認定申出専攻科及び再審査対象専攻科の教育課程及び教員組織等の審査(教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であるか)を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

② 認定申出専攻科及び再審査対象専攻科による提出書類の補正の後、平成21年1月13日から1月30日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

なお、再審査対象専攻科のうち、教育の実施状況等の書類に不備があった短期大学の認定専攻科1専攻(1校)については、平成20年度末をもって当該専攻を廃止するとの届出が1月下旬に提出されたことから、専門委員会・部会での審査は途中で打ち切ることとし、この結果を学位審査会に報告した。

(5) 認定の可否の通知

第4回学位審査会(平成21年2月13日開催)における審査の結果、認定申出専攻科6専攻(6校)及び再審査対象専攻科2専攻(2校)を認定し、同日付けで設置者に通知した。

2 評価と課題

短期大学及び高等専門学校専攻科の認定は、学士の学位につながる高等教育段階の学習の機会を多様化する上で重要な役割を負っており、機構の学位授与制度による学位と大学の学位の等質性を保証する観点から、厳正な審査が求められる。

平成20年度は、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準に準じ、機構が定めた規則に基づき、教育課程及び教員組織等の審査を行い、6専攻(6校)及び再審査対象専攻科2専攻(2校)を認定し、年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知した。これにより、平成20年4月1日現在における認定専攻科は246専攻(133校)となり、大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化の推進と質の保証を確保することができた。

今後も、申請予定校のために、専攻科の認定の申出に係るマニュアルを整備・改善し、事前相談において、提出書類の作成、教育課程及び教員の配置等について分かりやすい説明を行うとともに、厳正な審査を実施する。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑩ 認定を受けた専攻科の水準維持についての審査

認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保しつつ、同時に審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図る観点から、原則として、認定後最初は5年後に、それ以降は7年ごとに当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

機構の学位授与制度においては、短期大学又は高等専門学校認定専攻科の質の保証を確保するため、認定した専攻科に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっている。

平成20年度は、以下のとおり教育の実施状況等の審査を実施し、審査対象専攻科のすべてを「適」と判定し、設置者に通知した。

(1) 教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象の専攻科の参考となるよう、教育の実施状況等の審査に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「教育の実施状況等の審査に関する書類作成の手引」を作成し、配付した。

また、平成20年度に審査対象となる専攻科に対して、1校当たり平均2、3回の郵送等による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、提出書類等の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度からは、教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。

(2) 教育の実施状況等の審査

平成19年9月末に、機構の定めるところにより、平成20年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学の専攻科20専攻（16校）及び高等専門学校の専攻科27専攻（13校）に通知を行い、平成20年5月末までに対象専攻科から関係書類を受け付けた。この関係書類の提出を受けて、さらに、専攻科の授業科目を担当する専任教員が専攻科の認定時又は教育の実施状況等の審査時から原則として半数以上が変更していると認められた短期大学6専攻（4校）及び高等専門学校8専攻（5校）の計14専攻（9校）に対して、専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書）の提出を求める通知を8月に行い、10月末までに所定の書類の提出を受けた。

第2回学位審査会（平成20年8月27日開催）において、機構長から学位審査会に対して教育の実施状況等の適否の審査が付託され、学位審査会では、各認定専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(3) 専門委員会・部会での教育の実施状況等の審査

第2回学位審査会での決定を受けて、平成20年11月11日から28日にかけて専門委員会・部会を開催し、認定された専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されているかを確認するため、対象47専攻（29校）について教育課程の審査を行うとともに、14専攻（9校）については専任教員の個人審査を含めた教員組織等の審査を行った。必要に応じて、この審査経緯を当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

提出書類の補正の後、平成21年1月13日から1月30日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

なお、平成18年度から、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果（教育課程の審査結果及び教員組織の審査結果）をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用し、審査事務の省力化を図っている。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会（平成21年2月13日開催）における審査の結果、今年度審査の対象となった47専攻（29校）すべてを「適」と判定し、同日付けで設置者に通知した。

(5) 平成21年度の教育の実施状況等の審査の予告

平成21年度に教育の実施状況等の審査対象となる短期大学3校（3専攻）及び高等専門学校6校（13専攻）の設置者に対して、平成20年9月30日付けで、機構長から審査実施予告の通知を行った。

(6) 関連規則の改正

平成19年度には、認定専攻科に対する教育の実施状況等の審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正（平成21年度からの適用）するとともに、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）している。

さらに、認定専攻科の授業科目を担当する専任教員について前審査から原則として半数以上が変更されたと認められる場合に提出することとなっている「専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書」のうち「教育研究業績書」について、認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、兼任教員（非常勤講師）はその提出を省略することができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）している。

2 評価と課題

専攻科を認定する際に審査した教育の状況が維持されることは、認定専攻科の単位を大学の単位と同等に用いることができる制度にとって前提となる重要な事項である。

平成20年度は、学位審査会及び専門委員会・部会における厳正な審議の結果、前回審査から5年が経過した47専攻（29校）の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確認することができた。

なお、平成19年度の規則改正により、機構が授与する学位の質は確保しつつ、同時に認定専攻科における業務の負担軽減を図っている。

今後も、対象校のために、書類作成に係るマニュアルを整備・改善するとともに、認定専攻科の教育水準の維持を図るため、一定期間ごとの審査を適切に実施していく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供

専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

1 実施状況

専攻科の認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、電子媒体等での提供を行っている。

平成20年度は、認定申出に関する書類については4月に、次年度の教育の実施状況等の審査に関する書類については9月に、それぞれ書類作成の手引とフォーマットをウェブサイトに掲載した。

なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとって理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っている。

（１）認定申出

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 専攻科認定申出についての連絡先
- ⑥ 判定カード
- ⑦ 審査対象教員一覧
- ⑧ 専攻科認定に係る補正一覧

（２）教育の実施状況等の審査

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況等の審査についての連絡先
- ⑦ 判定カード
- ⑧ 審査対象教員一覧
- ⑨ 教育の実施状況等の審査に係る補正一覧

2 評価と課題

専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成20年度においても、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにした。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。

今後も、専攻科の認定等を予定する機関のために、申請書類等のフォーマットについては整備・改善を行っていく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査及び外部検証結果の業務への反映
学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

1 実施状況

【アンケート関係】

(1) 実施の趣旨

アンケート調査は、単位積み上げ型により学士の学位を取得した者を対象に、機構による学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見等を調査し、その結果を分析することによって得られた知見を用いて学位授与業務の改善に資することを目的としている。

(2) 具体的な実施方法

アンケート調査票は、学位取得者に学位記を送付する際に同封し、記入の上、学位記受領書の返送の際に、同封するよう求めている。回収したアンケート調査票については、記入事項を確認し、データを入力した上で、学位審査研究部で分析を行い、得られた知見を学位審査業務の改善に役立てるとともに、学位に関する調査研究に反映している。

○ アンケート回収率

	学位取得者数	返送者数	回収率
平成18年4月期	384 人	311 人	80.99 %
平成18年10月期	2,195 人	1,473 人	67.11 %
平成19年4月期	369 人	296 人	80.22 %
平成19年10月期	2,205 人	1,366 人	61.95 %
平成20年4月期	376 人	284 人	75.53 %

(注) 平成20年度10月期は、アンケート回収中のため、計上していない。

(3) 効果

アンケート調査から、例えば「学位を取得したことに対する現時点での満足度は10点満点で何点くらいですか」という質問に対して、平均8.5点という回答を得た。また、「専門学校や短期大学を卒業した私たちにとってとてもうれしい制度であり、学士を取得できたことで大学院進学という道も開けた。自分の今後の可能性を広げられ、とてもうれしい」、「大学を中退し、学位の取得を諦めていたので、学位授与制度は希望や目標となるものでした」等の学士の学位を取得したことについての感想のほか、「新しい学士への途」について「ここが大事というところを見ただけで分かりやすくしてほしい」、「学位授与申請書類」について「単位の記入や計算が少し複雑だった」等の意見を得た。

これらの意見の分析に基づき、「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」について、用字用語について見直しを図る、「電子申請」についての申請の流れや具体的な申請方法をより詳しく掲載するなどの見直しを行った。

【外部検証関係】

平成19年度に実施した外部検証における大きな指摘として、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充、学位取得希望者増加のための積極的な情報提供の実施の2点がなされたところである。これに対して、前者については審査委員の確保とその負担軽減が重要であることから審査委員の増員を図り、後者については機構の学位授与制度への理解をより深めることが重要であることから、「新しい学士への途」をより分かりやすく改訂するなどの措置を講じた。

2 評価と課題

平成20年度は、アンケート調査の分析により得られた知見に基づき、平成21年度版の「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」について用字用語の見直し等の改善を行った。

アンケート調査については、機構の制度を利用して学位を取得した者から、直接意見を聴取できる貴重な機会であり、今後も、結果の分析によって得られた知見を学位授与事業に有効に活用していく。

また、外部検証の結果を踏まえ、審査委員の増員や「新しい学士への途」をより分かりやすく改訂するなどの措置を講じた。今後においても、外部検証の指摘を踏まえ、必要な対応についてはさらに検討し、可能なものから速やかに措置していく予定である。

I－2 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

1 実施状況

(1) 省庁大学校の教育課程の認定審査の実施状況

平成20年度は、認定の申出のあった防衛大学校総合安全保障研究科後期課程について、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準及び大学院設置基準審査等に準じ、機構が定めた規則に基づき、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行い、大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として新たに認定するとともに、認定の再審査を行った職業能力開発総合大学校長期課程を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定し、設置者に通知した。

これにより、平成21年4月1日現在における認定課程は、大学の学部に対応する教育を行う課程は7課程（7大学校）、大学院の修士課程に対応する教育を行う課程は5課程（4大学校）、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程は3課程（2大学校）となった。

(2) 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査の実施状況

課程認定を行った省庁大学校に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっており、平成20年度は、審査対象となる2校4課程に対して、認定同様に大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて機構が定めた規則に基づき厳正な審査を行い、審査対象課程のすべてを「適」と判定し、各所管省庁及び省庁大学校に通知した。

なお、認定した年度から考えると、当該4課程については平成19年度又は平成21年度に審査を行うこととなっていたが、平成19年度は6大学校8課程の審査を行うこととなっている一方、平成20年度は審査対象がない状況にあったことから、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学校における業務の負担軽減を図るため、当該省庁大学校の了承を得た上で当該4課程の審査年度を平成20年度に変更し、審査を行った。

(3) 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

① 学士の学位授与状況

平成20年9月に独立行政法人水産大学校を修了した者から学位授与申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき学位審査会で審査の結果、合格と判定された1人に対して規則どおり申請後1月以内に学士の学位を授与した。

また、平成21年3月に省庁大学校7校を修了した者から学位授与申請があり、これらについても同様に、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき学位審査会で審査の結果、合格と判定された1,042人に対して規則どおり申請後1月以内に学士の学位を授与した。

② 修士の学位授与状況

平成20年3月に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者61人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者18人、職業能力開発総合大学校研究課程修了者23人、独立行政法人水産大

学校水産学研究科修了者11人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者2人から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行うとともに、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された115人に対して規則に定められた審査期間内に修士の学位を授与した。

また、平成19年度に、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定した。この制度により、平成21年3月の職業能力開発総合大学校研究課程修了見込者21人、独立行政法人水産大学校水産学研究科修了見込者5人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了見込者4人から学位授与申請があった。これらの申請者に対しては、12月末から2月中旬にかけて論文審査及び面接による口頭試問を実施し、その後、それぞれの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行った上で、学位審査会で合格と判定された者28人に対して年度内に修士の学位を授与した。なお学位審査会で保留と判定された者2名については、審査を継続し、平成21年8月の学位審査会で学位授与の可否について審査を行う予定である。

③ 博士の学位授与状況

平成20年3月に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者1人から、また、平成20年10月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者18人から学位授与申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づく審査、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者（19人）に対して規則どおり申請後6月以内に博士の学位を授与した。

（4）審査組織の整備状況

平成20年度も前年度同様に、学位審査会の下に、①修士及び博士の学位授与申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に係る審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。なお、特に修士及び博士の審査にあたっては、専門性が高いため、申請者の専攻の区分及び論文の内容に応じて、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

（5）省庁大学校修了者に対する学位授与に関する外部検証の結果に基づく業務の見直し

平成19年度に実施した外部検証において、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充や、省庁大学校との相互理解の推進等が指摘されたところであり、これに対応して、学位の質保証のためには審査委員の確保とその負担軽減が重要であることから、審査委員の増員、委嘱対象範囲の拡大等の措置を講じた。

2 評価と課題

平成20年度も、省庁大学校修了者に対して、規則に定めるとおりの審査期間で学位を授与することができた。特に、修士、博士の学位授与の審査にあたっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が論文審査及び口頭試問を実施し、それぞれの学位の水準を確保すべく判定を行った。これにより平成20年度は、新たに1,205人に対

して学位を授与し、平成３年度からの総計では、18,692人に対して学位を授与した。

今後も、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切な実施に努める。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

① 省庁大学校の教育課程の認定審査

省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成20年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

平成20年度は、認定を希望する省庁大学校の課程1課程（1大学校）から認定の申出があり、1課程（1大学校）について認定の再審査を行うこととし、機構が定めた「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規則（平成16年規則第31号）」に基づいて、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等についての審査を行った。その結果、以下のとおり1課程（1大学校）を新たに認定するとともに、1課程（1大学校）を再審査を行って認定し、設置者に通知した。

（1）認定の申出に係る事前相談

課程の認定の申出を予定する省庁大学校の参考となるよう、課程の認定の申出に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「課程認定申出書類作成の手引」を作成し配付した。

また、平成21年度以降における認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。

なお、平成18年度からは、課程認定の審査を円滑に進めるため、また提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。

（2）認定申出の受付及び認定の再審査の書類の届出

平成20年9月に、防衛大学校総合安全保障研究科後期課程から課程認定の申出を受理した。

また、学科の再編等により課程の組織等に重要な変更が生じると認められた職業能力開発総合大学校長期課程について、認定の再審査を行うものと通知し、平成20年10月に、書類の届出を受理した。

その際、申出書及び届出書に加えて大学校の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

（3）認定審査及び認定の再審査

認定の申出及び認定の再審査の書類の届出を受けて、第3回学位審査会（平成20年11月10日開催）において、機構長から学位審査会に対して認定申出課程及び再審査対象課程の認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、認定申出課程及び再審査対象課程の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(4) 専門委員会・部会での審査

- ① 第3回学位審査会での決定を受けて、平成20年11月11日から28日にかけて専門委員会・部会を開催し、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定める規則に基づいて、認定申出課程及び再審査対象課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該大学校に伝達し、提出書類の補正を受けた。
- ② 認定申出課程及び再審査対象課程による提出書類の補正の後、平成21年1月13日から1月30日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(5) 認定の可否の通知

第4回学位審査会（平成21年2月13日開催）における審査の結果、認定申出課程を大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として、再審査対象課程を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定し、同日付けで所管省庁を経由して当該大学校の長に通知した。

2 評価と課題

平成20年度は、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準及び大学院設置基準に準じ、機構が定める規則に基づき、審査を行い、1課程（1大学校）及び再審査対象1課程（1大学校）を認定した。これにより、平成21年4月1日現在の認定課程は、大学の学部に対応する教育を行う課程は7課程（7大学校）、大学院の修士課程に対応する教育を行う課程は5課程（4大学校）、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程は3課程（2大学校）となり、大学以外の高等教育機関における学位授与機会の多様化の推進と質の保証を確保することができた。

今後も、申請予定大学校のために、課程の認定の申出に係るマニュアルを整備・改善し、事前相談において、提出書類の作成等について分かりやすい説明を行うとともに、厳正な審査を実施する。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

② 認定を受けた教育課程の水準維持についての審査

認定を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、原則として5年ごとに当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

課程認定を行った大学校に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっている。

平成20年度は、以下のとおり教育の実施状況等の審査を実施し、審査対象課程のすべてを「適」と判定し、設置者に通知した。

(1) 教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象となる2校からの電話及び郵送による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、書類等の準備が円滑に進められるように必要に応じて助言を行った。

また、平成18年度から、教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。なお、この手引については、審査対象となる大学校の担当者にわかりやすいものとなるよう毎年度必要に応じて見直しを行っている。

(2) 教育の実施状況等の審査

平成19年9月末に、機構の定めるところにより、平成20年度に教育の実施状況等の審査の対象となる防衛医科大学校医学教育部医学科及び医学研究科、独立行政法人水産大学校本科及び水産学研究科の4課程（2大学校）に通知を行い、平成20年5月末までに関係書類を受け付けた。

本来であれば、第2回学位審査会（平成20年8月27日開催）で審査を専門委員会・部会に付託し、11月の専門委員会・部会において教育の実施状況等の審査を行うところであるが、平成20年度においては、平成18年度及び平成19年度と同様、専門委員会・部会の業務の負担の平準化を図るため、第1回学位審査会（平成20年5月14日開催）で、5月末に関係書類が提出され次第速やかに審査を取り進めることのできることを得て、7月及び8月の専門委員会・部会において審査を行った。

なお、課程認定した年度から考えると、当該4課程については平成19年度又は平成21年度に審査を行うこととなっていたが、平成19年度は6大学校8課程の審査を行うこととなっている一方、平成20年度は審査対象がない状況にあったことから、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学校における業務の負担軽減を図るため、当該省庁大学校の

了承を得た上で当該4課程の審査年度を平成20年度に変更し、審査を行った。

(3) 専門委員会・部会での教育の実施状況等の審査

第1回学位審査会での決定を受けて、平成20年7月7日から31日までの期間と、8月6日及び7日に専門委員会・部会を開催し、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定める規則に基づいて、2校4課程の教育課程及び教員組織等の審査を行った。この審査の過程で意見等があった場合は、その旨を該当校に伝達し、提出書類の補正を受け、平成20年11月11日から11月28日までの期間に開催した専門委員会・部会において、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会（平成21年2月13日開催）における審査の結果、今年度の審査対象となった2校4課程すべてを「適」と判定し、同日付けで各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。

2 評価と課題

大学校の課程を認定する際に審査した教育課程及び教員組織等の状況が維持されることは、大学校修了者に対して審査の上で学位を授与するという機構の学位授与制度にとって前提となる重要な事項である。

平成20年度は、学位審査会及び専門委員会・部会における厳正な審議により、2校4課程における教育の質の保証を確保することができた。

今後も、対象校のために、書類作成に係るマニュアルを整備・改善するとともに、認定課程の教育水準の維持を図るため、原則5年ごとの審査を適切に実施していく。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

（１）学位審査会

平成20年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。（P. 79表及び本文参照）

（２）専門委員会

学位審査会の下に、①申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型による学士の学位授与に係る審査と同一の専門委員会・部会で行っているが、社会科学専門委員会及び医学・薬学専門委員会のうち医学部会並びに工学・芸術工学専門委員会のうち応用物理学部会、航空工学部会、福祉工学部会は、省庁大学校修了者に対する修士及び博士の学位授与に係る審査のみを行う独自の専門委員会・部会となっている。

また、修士及び博士の審査にあたっては、申請者の専攻の区分及び論文の内容に応じて、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

平成20年度において、専門委員のうち、省庁大学校修了者の修士及び博士の学位授与に係る論文審査及び口頭試問等の審査に携わった委員数は、専門委員144人、臨時専門委員25人であった。

なお、平成19年度から、修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことにより、これらの申請者に対する論文審査及び口頭試問は12月から2月に行われることとなった。この時期は、審査を行う専門委員である大学の教員にとっては本務校での修士・博士の論文審査や入学試験があり、加えて単位積み上げ型の学士の学位授与に係る合否判定等も行っており、極めて多忙な時期である。そこで、1人当たりの業務の負担軽減を図るため、平成20年度から次のような方策を実施した。

○ 審査担当委員の委嘱範囲の拡大

これまで専門委員については、学問研究の第一線にある国公立大学の教授に限定して委嘱してきており、このことは臨時専門委員についても同様であったが、今後、論文審査及び口頭試問の審査を担当する臨時専門委員にあつては、一定の条件の下、専門委員の推薦に基づき、i) 名誉教授（退職後5年以内）、ii) 准教授、iii) その他機構長が必要と

認める者（機構の客員教授，特任教授等）の職務にある者についても委嘱を認めることとした。これにより，平成20年度は，機構の准教授1人及び客員教授2人に臨時専門委員を委嘱した。

○ 審査担当委員構成の見直し

これまで論文審査及び試験（口頭試問）は，規定に基づき3人の専門委員で実施しているところであるが，大学院教育における新しい学際・複合領域の拡大等を踏まえて，3人の専門委員のうち1人を，関連する周辺領域から選考することができることとした。なお，周辺領域から委員を選考する場合は，審査が適正に行える範囲において，学位授与制度を中心とした高等教育及び機構の学位授与制度に精通し，かつ，それぞれの専門領域に係る研究を行っている学位審査研究部の教員の関与をこれまで以上に積極的に進めることとした。

2 評価と課題

平成20年度も，前年度同様，学位審査会の下に，申請者に係る論文審査及び口頭試問並びに課程認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会・部会を設置した。また，修士及び博士の論文審査及び口頭試問を行うにあたっては，申請者の専攻の区分及び論文の内容に応じて，その専門に適した臨時専門委員を適宜委嘱するなど，審査体制の整備を図った。

また，平成20年度からは，特に修士の学位授与に係る審査における業務量が増大するため，審査担当委員の委嘱範囲を拡大したり，審査担当委員の構成の見直しを行ったりして，1人当たりの業務の負担軽減を図った。

なお，今後も，学位授与事業の適切な実施のため，必要に応じ組織・運営の見直し改善を図る。見直し等にあたっては，平成19年度に行った外部検証結果の「学位の質を保証するためには審査委員の確保が不可欠であり，そのために必要な措置を構ずること」との指摘も踏まえ，適切に対応することとしている。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供

教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

1 実施状況

大学校の課程認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、電子媒体等での提供を行っている。

平成20年度は、認定申出に関する書類の書類作成の手引とフォーマットを4月にウェブサイトに掲載した。

なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとって理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っている。

（１）課程認定申出

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 設備の概要を記載した書類
- ⑥ 校地等の概要を記載した書類
- ⑦ 校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ⑧ 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要を記載した書類
- ⑨ 課程の認定の審査についての連絡先
- ⑩ 判定カード
- ⑪ 審査対象教員一覧
- ⑫ 課程の認定の審査に係る補正一覧

（２）教育の実施状況等の審査

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況の審査についての連絡先

- ⑦ 前回の審査における判定について
- ⑧ 判定カード
- ⑨ 審査対象教員一覧

2 評価と課題

大学校の課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成20年度においても、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるように掲載した。このことにより、課程の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。

申請書類及び必要書類の記入例等については、毎年度見直しを行っており、今後も、教育課程の認定等を予定する機関のために、申請書類等のフォーマットについて整備・改善を行っていく。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

これに加えて、修士については、希望する申請者に対し、新たに省庁大学校修了見込みの時点での申請も受け、当該修了年度内に学位を授与できる日程で、同様の審査を行う。

1 実施状況

(1) 学士の学位授与状況

- ① 独立行政法人水産大学校を平成20年9月に修了した者から学位授与申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で審査し、合格と判定された1人に「学士（水産学）」の学位を授与した。
- ② 省庁大学校7校を平成21年3月に修了した者から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で審査し、合格と判定された1,042人に次の学士の学位を授与した。
 - ・「学士（人文科学）」（22人） ・「学士（社会科学）」（51人） ・「学士（理学）」（49人）
 - ・「学士（医学）」（62人） ・「学士（看護学）」（86人） ・「学士（工学）」（545人）
 - ・「学士（水産学）」（197人） ・「学士（海上保安）」（31人）

○ 学士の学位取得者数の推移

(人)

認定課程名	学士の学位取得者数			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成3～20年度合計
防衛大学校本科	421	424	445	7,066
防衛医科大学校医学教育部医学科	58	59	62	1,098
独立行政法人水産大学校本科	169	181	197	3,110
海上保安大学校本科	33	42	31	699
気象大学校大学部	15	17	13	247
職業能力開発総合大学校長期課程	234	193	209	3,868
国立看護大学校看護学部看護学科	94	102	86	471
合 計	1,024	1,018	1,043	16,559

(2) 修士の学位授与状況

① 修士の学位取得者数

平成20年3月17日に職業能力開発総合大学校研究課程修了者23人、平成20年3月24日に

防衛大学校理工学研究科前期課程修了者61人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者18人、平成20年3月26日に国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者2人、平成20年3月27日に独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者11人から学位授与申請があり、第2回学位審査会（平成20年8月27日開催）で合格と判定された者（113人）、第3回学位審査会（平成20年11月10日開催）で合格と判定された者（2人に対し、修士の学位を授与した。

・「修士（理学）」（8人） ・「修士（工学）」（76人） ・「修士（安全保障学）」（18人）
・「修士（水産学）」（11人） ・「修士（看護学）」（2人）

また、平成19年度に、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定した。平成20年度は、この制度により平成21年3月の職業能力開発総合大学校修了見込者21人、独立行政法人水産大学校水産学研究科修了見込者5人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了見込者4人から学位授与申請があった。これらの申請者に対しては、12月末から2月中旬にかけて論文審査及び面接による口頭試問を実施し、その後、それぞれの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行った上で、第5回学位審査会（平成21年3月24日開催）で合格と判定された者（28人）に対して年度内に修士の学位を授与した。

・「修士（工学）」（19人） ・「修士（水産学）」（5人） ・「修士（看護学）」（4人）

○ 修士の学位取得者数の推移

(人)

認定課程名	修士の学位取得者数			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成4～20年度合計
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	59	60	61	1,080
防衛大学校総合安全保障研究科	12	15	18	170
職業能力開発総合大学校研究課程	27	20	42(19)	403(19)
独立行政法人水産大学校水産学研究科	11	15(5)	16(5)	131(10)
国立看護大学校研究課程部看護学研究科	0	19(7)	6(4)	25(11)
合 計	109	129(12)	143(28)	1,809(40)

※（）内は修了見込み申請で内数

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し、修士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は、その報告に基づいて修士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて修士の学位を授与する。

また、留学生14人については、3月末の大学校修了後、本国に帰国することが求められており、日本に在留することが困難なため、例年どおり特例として、修了前の平成20年3月中に論文審査及び口頭試問を実施した。

(3) 博士の学位授与状況

1) 博士（理・工学）の学位授与

① 博士（理・工学）の学位取得者数

平成20年3月24日に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者1人から学位授与申請があり、8月の第2回学位審査会で合格と判定された者（1人）に対し、博士の学位を授与した。

・「博士（理学）」（1人）

② 審査方法

申請者の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人及び臨時専門委員1人の計4人が審査を担当し、論文審査及び2時間程度の面接による口頭試問を実施し、博士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告した。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告した。

学位審査会は、その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて博士の学位を授与した。

2) 博士（医学）の学位授与

① 博士（医学）の学位取得者数

平成20年10月1日に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者18人から学位授与申請があり、第4回学位審査会（平成21年2月13日開催）で合格と判定された者（18人）に対し、「博士（医学）」の学位を授与した。

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し、博士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告した。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告した。

学位審査会は、その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて博士の学位を授与した。

○ 博士の学位取得者数の推移

(人)

認定課程名	博士の学位取得者数			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成3～20年度合計
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	21	17	18	306
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	6	1	1	18
合 計	27	18	19	324

(4) 学位の授与方法

省庁大学校修了者の学位記は、それぞれの大学校を通じて本人に授与した。なお、機構では、修士及び博士の学位記伝達の際に大学校関係者と懇談し、主に学位審査研究部から審査の経過、問題点等を説明して、大学校における今後の指導に資するようにしている。

2 評価と課題

平成20年度も、大学校修了者に対して、申請者の便宜等も考慮しつつ、規則に定めるとおりの審査期間で学位を授与するなど、計画どおり適切に実施した。

また、学士・修士・博士のそれぞれの学位の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、学位授与の審査にあたっては、個々の申請者の専攻の区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行うなど、今後も、きめ細かな審査を行い、学位授与事業の適切な実施に努める。

I－2－（2）省庁大学校修了者に対する学位授与について

⑥ 省庁大学校修了者に対する学位授与に関する外部検証結果の業務への反映

平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

1 実施状況

平成19年度に実施した外部検証において、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充や、省庁大学校との相互理解の推進等が指摘されたところである。これに対して、学位の質保証のためには審査委員の確保とその負担軽減が重要であることから、審査委員の増員、委嘱対象範囲の拡大等の措置を講じた。

2 評価と課題

外部検証の指摘を踏まえ、審査委員の増員、委嘱対象範囲の拡大等の措置を講じた。今後においても、外部検証の指摘を踏まえ、必要な対応についてはさらに検討し、速やかに措置していく予定である。

I 業務の質の向上

I-3 調査及び研究

1 実施状況

機構が行う調査研究には、機構が実施する大学評価及び学位授与の両業務の遂行に資すること、両事業の結果に基づいて新しい高等教育像を構築することが求められている。これらの使命を果たすために、機構では「大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して2つのテーマで調査研究を推進している。

これらのテーマの下、大学・高等教育機関の質的向上を支援促進し、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習教育において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステム等、学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究に関わる国際交流も精力的に行っている。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

機構は、高等教育に関する制度の中で重要な役割を持ち、認証評価制度の担い手として、わかりやすく、透明性のある評価を実施していくことが重要であることを充分認識している。機構の認証評価を受けた大学等が、教育研究水準をより向上させることができるような評価を行う使命を機構は担っている。平成20年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は、大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価システムの構築と大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究により得られた結果の積極的な公表に努めており、その結果として中間的成果ではあるが多くの学術論文誌への掲載、学会発表等を行うなど成果が上がっている。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

平成20年度事業計画に基づき、本項目に係る以下の4つのプロジェクトについて調査及び研究を実施した。

- ① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究 [(1-ア) 学位・単位制度のあり方及び通用性に関する研究, (1-イ) 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究]
- ② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究 [(2-ア) 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究, (2-イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位認定方法に係る研究]

実施にあたっては、客員教員、研究協力者、研究会委員ほか、多数の外部機関の専門家の協力を得ている。これらの調査研究は学位授与事業と緊密な関連を有しており、各プロジェクトで得られた成果の学位授与事業の適切な実施への寄与は大変大きい。また、学位のあり方及び高等教育の多様化に関して得られた知見は、高等教育関係者のみならず、広く関心を持たれる課題であることから、学術論文への掲載、学会発表、公開シンポジウム、研究会等での情報発信を行うほか、ウェブサイト上への掲載も行っている。

(3) 調査研究成果の公表等

大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を平成20年度に2号(第8, 9号)を発行した。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積及び公表が行われ、高等教育研究の発展と普及に貢献している。

また、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信するほか、機構関係者も外国の大学や関係諸機関を訪問する際に機構の研究成果の発信を行っている。開催した公開研究会、シンポジウム、フォーラムについては以下の項目で詳述する。また、訪問した外国大学や関係諸機関については「I-5-(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力(P. 191参照)」で記述する。

2 評価と課題

平成20年度は国立大学法人等の教育研究評価の実施年であるとともに、機関別認証評価、法科大学院の認証評価の実施もなされた年であったが、大学等の評価に関する調査研究プロジェクトのこれまでの成果は、データベースの評価での利用や認証評価の検証に基づく継続的改善等、それらの評価事業に活用されるとともに、今後の評価システムの形成のために有効な成果も生み出している。また、これらの成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画どおり遂行された。

学位授与に関する調査研究のプロジェクトについては、高等教育のユニバーサル化、グローバル化の変革期における学位の在り方、大学単位認定の在り方についての研究とともに、機構の学位授与事業の実施状況を把握し改善を図る実践的な研究を実施し、中期計画及び年度計画どおり遂行された。

研究成果の公表等については、機構の広報委員会や平成18年度再編した研究成果刊行物編集委員会の主導の下に、学術誌『大学評価・学位研究』の発行、公開シンポジウム等の開催、研究活動支援等、中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

今後の課題として、高等教育の自律的な発展に貢献する大学評価及び学位授与に関して、調査研究で得られた知見を国内外の専門家と共有し、一層の協力関係を構築すること、及び基礎的な研究により得られた成果を基盤にして大学評価事業、学位授与事業の一層の充実に資する具体的な方策を提案し、着実に実施することを目指す。

I－3 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1 実施状況

高等教育の質の保証という観点から、国際的信頼を得ることが大きな使命である機構では、その目的である「大学等の質的向上、及び社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）の支援促進」を実現するため、大学等の教育研究活動等の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査及び研究を行い、その成果を積極的に公表した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成20年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果が上がっている。

(2) 研究成果の公表等

機構からの研究成果の公表等については、大学評価及び学位授与を中心としてこれらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』第8、9号を発行した。機構内部の研究成果とともに機構外部からも関連する研究成果が数多く掲載された。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果を統一的に集積し、高等教育研究の発表と普及に貢献している。

また、調査研究に関係する公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信している。平成20年度は大学評価フォーラム、大学情報データベースセミナー等を開催した。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトについては、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成20年度は国立大学法人等の教育研究評価、機関別認証評価等、各種事業が実施された時期であったが、各研究プロジェクトの成果はそれら事業に有効に活用された。また、成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

機構からの研究成果は、発行した学術誌『大学評価・学位研究』第8、9号に掲載し公表した。この学術誌を機構外の専門家の協力を得て、今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう充実に努める。

I－3－（１） 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1 実施状況

主として評価研究部の評価システム開発部門及び評価情報研究開発部門の教員が中心となり、中期計画、年度計画に従い、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究プロジェクトとして下記の調査研究を実施した。

① 大学評価の手法、評価指標の研究開発

平成20年度は、大学情報データベースに入力されたデータを用い、教育成果、入学状況、研究活動に関する各種の指標の学問分野ごとの状況・特徴や指標間の相関関係等の分析を実施し、それらの指標を評価においていかに解釈し活用可能であるか検討を行った。その分析結果の一部については機構主催のセミナーで発表とするともに、報告書を作成した。また、昨年度実施した、大学内の研究支援施策と研究パフォーマンスに関する統計分析を論文として公表するとともに、研究論文データベースを用いた研究活動の分析の実施、並びに、オーストラリアの大学評価制度に関する調査を行い一部の成果を公表した。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

本研究では、教育活動の評価方法とそれに基づく教育改善やファカルティ・デベロップメントの提案として、ティーチング・ポートフォリオ（教員の教育実績記録書）に関する研究を行った。平成19年度に実施した海外専門家を招いてのワークショップを基礎に、日本の高等教育の実情に適した日本型ワークショップを構想・提案し、実際に試行した。また、そのさらなる発展形態として米国で提案されている「アカデミック・ポートフォリオ」の教科書の日本語翻訳を行い、平成21年度に出版予定である。さらに、高等専門学校を対象とした授業評価の結果の活用について質問紙調査を行い、教育の質向上システムの現在の課題について分析を行った。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

平成19年度の調査において、大学評価を有効なものとするためには、評価の基礎となる大学側の目標・計画の策定能力が重要であることが明らかとなったことを受け、平成20年度は、大学外の組織における計画立案のための10の手法をまずレビュー・整理した。さらにその中から「バランスド・スコアカード」手法に着目し、大学における実際の演習、並びに、機構が主催した「大学評価フォーラム」の一貫としてワークショップを開催し、30大学からの代表者を対象に SWOT 分析の演習を試みた。加えて、大学内でのこれらの手法の実現のためには、大学側の意思決定等の体制構築が重要であることが明らかとなり、2 国立大学、2 私立大学を対象に大学のガバナンス体制の事例分析を行った。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究

平成20年度は、大学情報に関連する研究・開発動向の調査として、米国のIR部門（大学内の統計データ管理・評価実施部門）に注目し、その資料収集や米国における年次大会への参加等により調査を行った。また、全米教育統計センターが運営する中等後教育統合データシステムについて、詳細な調査を行い、機構主催の大学情報に関するセミナーにおいて発表するとともに、文部科学省からの依頼をうけて報告をとりまとめた。また、情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究調査に関して、類似性の強い高等専門学校や逆に多様性に富む文理融合型の学際系の学科を対象として電子化されたシラバスの収集・整理並びに分析や表現方法の研究を行うなど収集情報の評価への応用について検討を行った。

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

評価システムの論理構造化手法により設定した調査項目について、平成19年度に認証評価を行った大学等及びに評価を担当した評価委員並びに専門委員に対して、評価の適切性・有効性についてのアンケート調査を行い、評価方法が概ね適切なものとして認識されていることが明かとなった。さらに、平成20年度は過去3年間のアンケート結果を統計的に解析し、評価によって教育研究の改善が生ずるためには、評価過程における自己評価作業により適切な現状把握がなされることが重要であるとともに、第三者評価の結果が外圧やインセンティブとして働くことが必要であることが実証された。また、これまでの検証において認証評価の社会的認知が低いという課題があることから、評価結果等の情報が一般社会に有効に活用されるような公開手法の検討として、企業へのヒアリング調査・分析を行った。分析の結果、企業は大学の教育戦略と学習成果に関する情報を必要としているが、評価以前に大学側がそのような情報をほとんど有していないことから、大学の教育戦略・学習成果情報を分析し可視化できる支援ツール(L・POVシステム)のプロトタイプの開発を行った。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトにおいては、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成20年度は国立大学法人等の教育研究評価、並びに、機関別認証評価・法科大学院認証評価が実施されたが、各研究プロジェクトの過去の成果はそれら事業に有効に活用されており、また成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

① 大学評価の手法，評価指標の研究開発

前年度より継続して以下の研究を行う。

- ・ 前年度後半から実施している，大学情報データベースのデータを実際に用いた定量的分析を継続して行うことにより，データ・指標の有効性や解釈の方法に関する調査研究を行い，機構の大学情報データベースの将来的な改修や，大学評価における定量データの使用のあり方について検討し，取りまとめを行う。
- ・ 大学等の研究パフォーマンスや研究実施構造の定量的分析を行い，今後の大学評価に参考可能な分析手法・結果のあり方を検討し，必要に応じて研究開発に結びつける。

1 実施状況

平成20年度は，大学情報データベースに初年度に入力されたデータのうち，教育成果に関連するデータ，入学状況に関連するデータ，研究活動に関連するデータを実際に分析することにより，そのデータの妥当性や指標の解釈，並びに評価への活用可能性の検討を行った。

分析結果の一例として，教育成果に関連する指標として卒業率，進学・就職率，留年率，退学率等の指標の分析を実施した。通常，海外諸国では標準修了年限内での卒業率の高さは履修指導等が適切に行われている一つの証拠として扱われるが，日本は他国と比して大学の卒業率が極めて高く，出口管理がなされていない証拠である可能性が指摘されており，評価においても卒業率をいかに解釈するべきかは明確ではない。そのため，実際に国立大学の全学科の卒業率及び進学・就職率が分野ごとにどのように分布しているかを分析した結果，分野により学科の分布形態が大きく異なり，指標の解釈も分野によって異なる可能性が示唆された。工学分野では進学・就職の決定率がほとんどの学科で90%と高く，卒業後に求められる能力の獲得がある程度なされていると考えられるが，留年・退学率が高いとともに相関関係が高く，一度留年すると退学してしまう傾向が他分野よりも高い。そのため，評価では履修指導・学習支援の点から，卒業率が低く退学率が高い学科に着目する必要性が示唆される。他方，教育系では，教員養成課程であるか否かを問わず，ほとんどの学科で80%以上の学生が4年間で卒業するが進学・就職の決定状況は極めて多様である。特に教員養成課程でない課程において進学・就職状況が悪い場合には，目標とする人材養成の明確化や適切なキャリア指導がなされているかに着目する必要性が示唆された。このように，二つ以上のデータ・指標をあわせること等から，指標の解釈可能性が高まることが示された。これらの成果は調査報告書としてまとめた。

また，大学等の研究パフォーマンスや実施構造の分析については，第一に平成19年度に詳細な分析を実施した大学の研究促進支援環境と研究パフォーマンスに関するアンケート調査の統計的分析を論文の形でまとめ発表した。さらに，論文データを用いた分析については各国立大学ごとに，法人化以降の論文数の推移や引用数の高い論文に限定した場合の推移を分析した。その結果，法人化以降に急激な変化が見られる状況にはなかった。これらは上述の大学情報データベースにおける研究関連の指標とあわせて解釈することが望まれるが，論文データはデータベースの制約上，個人単位，及び大学単位の分析は可能であるが，学部・研究科単位に区分

して集計することが極めて難しいため、その可能性を検討することが今後の課題となる。研究実施構造に関する具体的な分析として、研究者の研究パフォーマンスに対して共同研究構造が与える影響に関する実証分析を実施し、国際会議(ISSI)、学術誌(Scientometrics)等で発表した。

上記のプロジェクト型の調査研究と並行しながら、国内外の大学評価制度・手法・体制に関する調査として、本計画及び後述の計画③のこれまでの研究蓄積を反映させた調査として、文部科学省からの委託調査として、米国の大学情報データベースである IPEDS に関する調査報告をとりまとめた。また、オーストラリア大学質保証機構におけるオーディット型評価システム、並びに学習アウトカムの調査を行い論文や雑誌記事にまとめた。

(報告書)

大学評価・学位授与機構 評価研究部

『国立大学の教育・研究活動に関する定量的データ・指標に関する基盤的調査』

井田正明, 林隆之

「米国における大学情報データベース ～ IPEDS の概要と現状」(文部科学省委託調査報告)

(学術論文)

林隆之, 調麻佐志, 山下泰弘, 富澤宏之 (2008)

「大学の研究促進施策・環境が研究生産性に及ぼす効果に関する行動科学的分析」『大学評価・学位研究』第8号, pp. 21-41

杉本和弘 (2009)

「オーストラリア大学質保証機構によるオーディット型評価 ～その原理・方法と新たな展開」『大学評価・学位研究』第9号, pp. 1-18

杉本和弘 (2009)

「オーストラリア高等教育におけるラーニングアウトカム重視の質保証」, 日本比較教育学会編『比較教育学研究』第38号, pp. 132-144

F.Yoshikane (2008)

“An analysis of the correlation among research productivity and collaboration network indices”, Research on Academic Degrees and University Evaluation. No. 8, pp.43-56

齊藤貴浩, 金性希 (2009)

「高等教育における e-Learning の効果に関するメタ分析」, 『日本教育工学会論文誌』, 第32巻, 第4号, pp. 339-350

(口頭発表等)

林隆之, 井田正明

「大学評価・学位授与機構及び海外の大学データベースの状況」『大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用』2009年3月13日, 東京

林隆之

「大学の研究評価制度の進展と新たな課題」文部科学省研究開発評価研修, 2009年1月

27日，東京

YOSHIKANE, Fuyuki, SUZUKI, Takafumi and TSUJI, Keita

Investigation of the correlation between researchers' properties and productivity through analyzing co-authorship networks., 10th International Conference on Science and Technology Indicators: Book of Abstracts (Excellence and Emergence: A New Challenge for the Combination of Quantitative and Qualitative Approaches). pp.425-427

吉原恵子・杉本和弘・末富芳

「アウトカム評価におけるジェネリックスキルの位置づけ」，日本教育社会学会第60回大会，2008年9月20日（上越教育大学）

（その他記事）

杉本和弘

「国際的な『質』を追求する留学大国オーストラリア」，『週刊東洋経済』（2008年10月18日号），pp. 96-98

2 評価と課題

平成20年度は，大学情報データベースに初年度に入力されたデータを用いて分析を行い，解釈の可能性の検討を行うことができた。しかし，実際にデータ・指標の値が，個々の大学の教育・研究の実態とどのような関係にあるかについてはデータのみから見える部分には限界がある。そのため，今後は自己評価書や評価報告書における定性的な記述とあわせて，より詳細にデータの解釈を検討し，今後の評価への活用可能性を高めることが求められる。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

本年度は次の調査及び研究を行う。

- ・ 平成19年度の調査を踏まえ、教育活動の改善に資する効果の高いプログラムについて検討、研究をすすめる、モデル提案を行う。
- ・ 高等教育機関におけるファカルティディベロップメント活動について、教育の質の向上に資するシステムのあり方を検討し、必要に応じて研究開発に結びつける。

1 実施状況

(1) 教育業績の評価手法及び大学教員の資質向上に資するプログラムのモデル提案

① ティーチング・ポートフォリオ・プログラムの提案

教育業績の評価方法であり同時に改善に資する方法であるティーチング・ポートフォリオに引き続き焦点を絞って研究を行った。ティーチング・ポートフォリオのワークショップは平成19年度に実施済みであるが、これは米国から指導者を招いた「直輸入型」であった。このワークショップ実施時に参加者に対して詳細なアンケート調査及びインタビューを実施し得られた豊富なデータを基に、日本の大学の状況に適したワークショップを提案し、大学教育学会においてその枠組みについて研究発表を行ったほか、実際にその「日本的方型」ワークショップをパイロットモデルとして位置づけ、8月に実施した。このワークショップの参加者は現場のFD担当者であり、参加者に対して質問紙調査やインタビュー、その他詳細なデータ収集を行った。分析した結果として、全員からの支持を得ることができ、一つのモデルが提案できたと評価できる。

また、本プロジェクトでは、ティーチング・ポートフォリオの概要を容易に知ることのできるパンフレットの作成も行った。このパンフレットは、「ティーチング・ポートフォリオの導入の第一歩として、簡単に上司に内容を説明できる」ことをコンセプトにA4三つ折りの形態で作成された。そのニーズは高く、印刷された1,200部は年度末段階でほとんど配布された。

このパンフレットを偶然手に取り、それがきっかけでワークショップに参加した教員が所属先において、平成21年1月に本ワークショップの構成に準じた学内ワークショップを成功させている。これは本プロジェクトが、高等教育機関に提案したモデルがうまく機能している証左といえる。

以上の成果については、大学教育学会のラウンドテーブルとして発表(栗田他, 2009)されたほか、報告書として公開された。

② アカデミック・ポートフォリオについての研究

ティーチング・ポートフォリオを拡張し、教育のほかに、研究やサービス、そしてそれらの自分のキャリアにとっての統合について記すアカデミック・ポートフォリオについて、実際にワークショップ参加し(平成20年5月, テキサス), 作成を行った。さらに、アカデミック・ポートフォリオについての専門書の翻訳を進め、3月末時点で初校の校正

作業に入っており、平成21年度の5月に刊行の予定である。さらに、ティーチング・ポートフォリオとアカデミック・ポートフォリオの比較について、平成21年度の大学教育学会（首都大学東京、6月）において発表の予定である。

また、平成21年度に開催されるシンポジウムはアカデミック・ポートフォリオが主題の一つとなっており、ピーター・セルディン博士、ベス・ミラー博士と継続的な研究交流関係を結び、組織評価、教員評価のあり方についての研究開発を引き続きすすめる予定である。

（2）高等教育機関における教育の質の向上に資するシステムのあり方

高等専門学校を対象に授業評価の結果の活用について質問紙調査を行った。主として授業評価結果の情報伝達の流れについての組織図チャートを解析した結果、情報活用について階層性がみられることがわかった。今後の課題として教員団に対する調査の必要性、大学への調査の拡張が示唆された。本調査結果については、教育心理学会において発表（栗田, 2008）された。

（報告書）

評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会（2009）

『日本におけるティーチング・ポートフォリオの可能性と課題－ワークショップから得られた知見と展望－』

（研究発表等）

栗田佳代子（2008）

「米国版ティーチング・ポートフォリオワークショップの実施と日本型構築に向けての試み」大学教育学会第30回大会、6月、目白大学

栗田佳代子（2008）

「授業評価後の情報マネジメントの構造」日本教育心理学会第50回総会、10月、東京学芸大学

栗田佳代子（ラウンドテーブル企画）（2009）

「ティーチング・ポートフォリオ－作成ワークショップから見た今後の課題と可能性－」第15回大学教育研究フォーラム発表論文集、pp. 124-125

2 評価と課題

（1）教育業績の評価手法及び大学教員の資質向上に資するプログラムのモデル提案

ティーチング・ポートフォリオにしばった平成20年度の研究においては、特にワークショップの提供形態が導入の鍵を握るものであった。日本の高等教育の現状に適応したワークショップ・プログラムの開発は、8月のワークショップ実施によって実現され、それは実際に一機関の学内ワークショップの雛形となっており、成功をおさめたといえる。現段階では、ティーチング・ポートフォリオは萌芽期にあたる。ウェブサイトの整備等によりスムーズな情報提供やネットワーキングの仕組みを整えることが必要であろう。

また、教員の活動について総合的に文書化を行うアカデミック・ポートフォリオについての調査研究もスタートした。こちらについても同様に検討を進めてゆくことが必要であろう。

(2) 高等教育機関における教育の質の向上に資するシステムのあり方

高等教育機関の特に高等専門学校に的を絞った調査を引き続き行った。特に授業評価結果についてその結果がなかなか有効に活用されていない現状をかんがみ、その情報伝達の流れについて組織図を解析した結果、情報活用の程度について階層性がみられることがわかった。

高等専門学校は、授業評価結果の活用の仕組みが比較的整っているところが多いが、今後の課題として教員団に対する調査の必要性、大学への調査の拡張が示唆される。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

前年度研究より、大学評価の大きな課題として評価の前提となる計画立案力の問題が明らかになってきた。他方、病院や民間非営利組織あるいは企業においては、計画立案力をサポートする評価手法のいくつかが開発されている。そこで、本年度はこれらの手法のレビューと

- ・ 手法のレビューと整理
- ・ 大学での試行実験
- ・ 他大学の実用事例の分析

を行った上で、先の手法の適用可能性や活用方法、さらには留意点を明らかにし、必要に応じて研究開発に結びつける。

1 実施状況

本研究は、大学内外の環境変化を適切に捉えながら、大学の計画や経営の改善に資するための思考支援ツールとしての評価とその活用方法を探ることを目的とした。そのために、認証評価や国立大学法人等の教育研究評価等、既存の評価方法に留まらず、大学以外の組織、すなわち、営利企業、行政府機関、NPO 等の民間非営利組織の各種の評価の取組にも着目することにした。

（１）研究会実行体制と進捗状況

① 研究会実行体制

平成19年度に引き続き、「大学外組織評価研究会」を開催し、会のメンバーを柱に調査及び分析作業を行った。メンバーは高等教育研究者（大学教員）、非営利組織論研究者（大学教員）、大学評価担当者（大学教員）のほか、大学学長室に勤務する職員、大学の資産運用や財務分析に着手する企業人という多様な構成メンバーで構成した。また大学関係者については国立大学及び私立大学の双方から、また地域的にも東京、東北、関西、沖縄等分散して構成するように配慮した。

② 実施内容

実施内容は大きく2つに分けて説明することができる。第1は、大学評価の質向上に資する各種手法レビューとその適用可能性を探るための試行である。第2は、評価や企画立案作業をPDCAサイクルに載せながら運営するための体制の問題を探る調査である。

まず、第1の実施内容についてであるが、大学の評価あるいは計画立案作業をPDCAサイクルの軌道にうまく乗せて機能させるための思考支援ツールとしての各種手法のレビューである。平成19年度に行った各種手法に加え、新たな手法等も組合せながら、これらの手法がPDCAサイクルのどの部分をカバーするものか、機能別に整理した。次に、この中でも最も実用性が高いと思われたバランスド・スコアカードについて30の大学関係者を対象に研修を行った。具体的には、機構の「大学評価フォーラム」（平成20年7月8日）

の一貫として行ったもので、バランスド・スコアカードにかかる講義、及び SWOT 分析にかかるグループ演習を行った。なお、「大学外組織評価研究会」のメンバーは、これらのグループ演習のファシリテーターとして参加し、同手法の大学への適用方法上の課題や問題等を考察した。また、この種の各種思考支援ツールに関する需要について確認するために平成17年度に機構が実施した民間的経営手法に関するアンケート調査結果について分析を行った。

第2の実施内容は体制にかかる調査である。ここでは PDCA サイクルを軌道に乗せるべく先駆的な取組をしている4大学（国立大学（2）、私立大学（2））について、ヒアリング調査及び現地訪問調査を実施し、評価や企画立案部門と関連他部門の役割分担や協力体制に着目し、促進要因と阻害要因の抽出を試みようとした。また、大学セクターの傾向を探るべく、導入的な作業ではあるが、国立大学法人を中心に、機構の認証評価検証報告書及び86国立大学法人のウェブサイト进行调查し、評価作業にかかる各大学の組織体制を洗い出し、およその傾向をパターン化することを試みた。

以上の内容を、報告書としてまとめた。

（2）アウトプット

（報告書）

『大学外組織評価研究会 最終報告書』平成20年度

（学術論文）

田中弥生（2009）

「評価能力のアセスメント（Evaluability Assessment）手法の提案 ～大学自己評価力の向上のために～」『大学評価・学位研究』投稿中

田中弥生（2008）

「市場化テストのPDCAサイクルに見る評価手法の考察」『日本評価研究』第8巻第1号 pp. 95-114

Saito, T., and Shibui, S. (2009)

"Finding the Best Path for Internal Quality Assurance: Pros and Cons of Management Techniques in Higher Education Institutions". Proceedings of 2009 Asia-Pacific Quality Network Conference and AGM, "Quality Assurance in Higher Education: Balancing the National Contexts and International Aspirations", Asia Pacific Quality Network, pp.68-70 (Hanoi, Vietnam, March 4)

（口頭発表等）

田中弥生

「大学外組織評価研究会中間報告～評価からみえる課題～」平成20年度大学評価・学位授与機構主催 大学評価フォーラム発表資料（2008年7月）

2 評価と課題

（1）調査・分析作業から明らかになった事項

我が国大学セクターにおいては、国立、公立、私立を問わず、計画や評価にかかる各種手法にかかる関心が高く、かつ実行に移せていないという認識がある。換言すれば、これらの

手法や研修等による支援への需要が小さくないことがわかった。

また、PDCA サイクルという視点から捉えると最も包括的な手法である BSC やその一部を構成する SWOT 分析手法は大学においても適用可能性が高いことがわかった。しかしながら、これらの手法が万能薬ではなく、大学の理念、ビジョンはリーダーシップが第一義であること、また、目的意識が明確でなければ、手法を使いこなすことができないことも明らかになった。

また、業績を示すデータの不在は評価作業においても、また計画立案作業においても大きな阻害要因になることがわかったが、多くの大学においてはデータの蓄積は途上段階にあり、今後も大きな課題となることが予想される。

PDCA を機能させるための体制に着目したが、この問題は大学という特殊なガバナンス構造を直接に反映した問題であった。すなわち、評価部門と企画立案部門の連携の難しさ、あるいは教学部門のマネジメントの難しさが顕著に浮き彫りになった。

(2) 評価

上述の調査研究から得られた発見事項は、大学の現状と課題を明らかにするだけでなく、機構として大学の評価力向上支援のためにどのような諸策があるのか、その方向性を具体的に示すものであったと思われる。また、これらの課題は、報告書、論文のみならず、公開フォーラムの場を通して、大学関係者と共有することができた。

(3) 課題

PDCA サイクルを軌道に乗せるための思考支援ツールとして各種の手法を紹介することには需要はあるが、それだけでは問題は解決しないことも明らかになってきた。すなわち、評価と計画立案の作業をどうリンクさせるかという課題であり、この課題を解決するためには、体制面と手法の双方の視点からアプローチする必要があると思われる。

④ 大学評価における情報技術（ＩＴ）の活用研究

前年度までに実施した大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を踏まえ、大学評価を効果的に支援する情報技術の活用に係る研究を行う。

本年度は次の調査及び研究を行い、可能なものから研究開発に結びつける。

- ・ 大学情報や評価支援に関連する情報技術の研究・開発動向の調査
- ・ 教育情報を主体とした大学情報に関するデータベース拡張と構築及び大学評価を効果的に支援する情報システムの検討

1 実施状況

（１）目的及び内容

情報ネットワークの普及と機能の高度化に伴い大学等の教育研究活動において情報技術の活用が進むなか、大学評価事業においても情報技術の評価への活用は重要である。本調査研究プロジェクトでは、大学等の教育研究活動等、様々な大学情報に関連する研究・開発動向の調査、教育情報を主体としていくつかの高等教育機関の電子的な情報の収集と収集された情報の構造解析によるデータベース構築の検討及び情報技術を活用した評価支援への応用に関する検討を実施する。

（２）成果

大学情報及び情報化に関連する最新の研究開発動向の調査に関しては、高等教育における評価のための資料・データの収集と情報技術の活用について調査研究を実施した。特に米国の高等教育関連機関における IR（Institutional Research）部門に注目し資料収集や全国大会への参加等により調査を行った。大学情報システムについては、全米教育統計センター（National Center for Education Statistics）が運営する中等後教育統合データシステム（Integrated Postsecondary Education Data System）について、大学情報の入力から分析にいたる情報システムの具体的な利用方法について詳細に調査を行った。また国内外の大学情報に関するシステムやこの分野の人材育成等について調査を行った。研究結果の一部は、機構主催の大学情報に関するセミナーにおいて発表し、また文部科学省からの委託により報告をとりまとめた。

また、情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究調査に関しては、いくつかの高等教育機関においてインターネット等で公開されているもの及び CD から入手したシラバスや履修科目表等、電子的な教育を中心とした情報から情報の抽出を検討した。特に、類似性の強い高等専門学校や逆に多様性に富む文理融合型の学際系の学科を対象として電子化されたシラバスの収集とその整理を行った。また、収集した情報構造の特徴を検討し、一般的なデータ形式及びデータベースの検討を行った。これまでに検討してきた各種の支援システムの検討と改良を評価研究部及び学位審査研究部の教員の連携の下に実施した。教育課程の比較システムに関しては、収集されたシラバスに含まれる用語の情報を活用するため、適切な辞書を作成するなどし、用語の重み付け頻度情報を獲得した。それらシラバス

データの情報の分析及び多変量解析手法を用いることによる教育課程間の比較分析を行うなど、収集情報の評価への応用について検討を行った。また、情報の可視化や比較に有用な多変量解析手法についてデータ変動に関する数理的検討を行った。分析結果の解釈として知覚的な印象を考慮したグラフを活用した解釈法を引き続き検討した。なお、得られた研究成果は次のように学会、国際会議等での講演発表により公表した。

(学術論文等)

Ida, M. and Miyazaki, K. (2008)

“Consideration on Document Structure of Syllabi” Proc. of Joint 4th International Conference on Soft Computing and Intelligent Systems and 9th International Symposium on advanced Intelligent Systems: SCIS & ISIS 2008, pp.172-175

Ida, M. (2008)

“Sensitivity of Correspondence Analysis and Comparative Analysis of Curricula” Proc. of Joint 4th International Conference on Soft Computing and Intelligent Systems and 9th International Symposium on advanced Intelligent Systems: SCIS & ISIS 2008, pp. 176-180

渋井進, 野澤孝之, 芳鐘冬樹, 井田正明 (2008)

「表情の印象を反映する顔グラフの表示法の検討：シラバスの多変量情報を例に」『日本顔学会誌』 Vol. 8, No. 1, pp.109-120

Ida, M. (2009)

“Textual Information and Correspondence Analysis in Curriculum Analysis” 2009 IEEE International Conference on Fuzzy Systems.

Ida, M. (2009)

“Sensitivity Analysis for Correspondence Analysis and Visualization” ICROS-SICE International Joint Conference 2009.

井田正明 (2009)

「大学評価と情報技術の活用」『オペレーションズリサーチ』 Vol.54. No. 5.

(口頭発表等)

宮崎和光, 芳鐘冬樹, 井田正明 (2008)

「学習機能付き科目分類支援システムの開発についてR」『計測自動制御学会 第36回知能システムシンポジウム』 pp. 263-266 (2009年3月)

2 評価と課題

平成19年度までの研究に続き、大学情報に関する調査として国内外での高等教育機関での評価に関連する情報技術活用の調査を行った。また、支援システムの検討に関連し、基礎的研究等も実施した。これらにより大学等の教育研究活動等、様々な大学情報に関連する研究・開発動向の調査、教育情報を主体としていくつかの高等教育機関の電子的な情報の収集と収集された情報の構造解析によるデータベース構築の検討及び情報技術を活用した評価支援への応用に関する検討が実施された。なお、研究成果は投稿論文として学術誌への掲載、国際会議での研究発表等により公表した。

今後、国内外での高等教育機関での評価に関連する情報技術活用の調査研究については、特に情報の分析及び情報関連の人材育成に関連した調査を行う。また支援システムについては、これまでに収集した教育に関する情報に加え、さらに情報を収集・整理しデータベースの拡張を図り、データベース活用のための各種分析システムの基礎的研究及び改良を行う。これにより教育課程の比較等、情報技術を活用した評価支援への応用に関する調査研究を実施していくものとする。

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

平成19年度の評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。

さらに、機構の認証評価に関する情報が一般社会に有効に活用されるような公開手法のあり方を検討するため、

- ・ 高校の認証評価情報のニーズ分析
- ・ 企業の認証評価情報のニーズ分析

に関する調査研究を行う。

本年度は、前年度までの研究を踏まえ、企業の認証評価情報のニーズ分析を主に行い、ニーズにあった認証評価情報のあり方について検討し、必要に応じて機構の評価に結びつける。

1 実施状況

平成19年度に行った調査研究と同様に、評価システムの論理構造化手法等により設定した調査項目について、平成19年度に認証評価を行った大学38校、短期大学2校、高等専門学校20校、そして法科大学院（本評価9校、予備評価3校）についてアンケート調査を行うとともに、それぞれの評価を担当した評価委員並びに専門委員に対してもアンケート調査を行った。アンケートの結果を集計、分析・検討し、大学・短期大学、高等専門学校、法科大学院それぞれに、機関別認証評価に関する検証の結果を明らかにした。また、平成17年度から19年度にかけて機構が実施したすべての認証評価対象校（大学52校、短期大学5校、高等専門学校56校、法科大学院29校（予備評価及び本評価の延べ数））のアンケート調査結果を用い、適切性や効果の認識に関する対象校による差異、教育研究の改善にいたる包括的構造、及び対象校の学校種別間の比較を統計的手法により明らかにし、今後の評価の改善・構築のあり方について研究した。

さらに、機構の認証評価に関する情報が一般社会に十分理解され有効に活用されるような公開手法のあり方について、企業へのヒアリング調査を行い、有効な情報の公開方法について提案を行った。

（１）調査結果の分析・研究と機構の評価の改善への活用

① 調査結果の分析・研究

平成19年度の評価実施校及び機構の評価担当者に対してアンケート調査を実施し、調査結果をとりまとめ分析した。調査結果として、認証評価の目的である「質の保証、改善の推進、社会からの理解と支持」という目的に照らし、評価基準の構成・内容は適切であるとの結果が得られた。一方で、「社会からの理解と支持」については「どちらとも言えない」とする回答も一定数あった。説明会と研修会、また、書面調査・訪問調査についてはその有効性、適切性が確認された。しかし、対象校からは研修内容に具体的な事例等の充実を求める意見もあった。評価報告書については目的に照らし適切であるとの評価であったが、認証評価の趣旨や内容についてより理解が得られるようにする努力も必要と考えられ、次項（２）に述べる研究を行っている。認証評価を受けたことによる効果・影響とし

ては、教育研究活動等の全体像や課題の把握に役立つとの結果であり、質の保証、教育研究活動の改善、個性の伸張への影響についても概ね肯定的な結果であり、自己評価並びに機構の評価を受けての改善・向上への取組も各対象校で着実に行われていると評価された。これらの分析結果は「平成19年度に実施した機関別認証評価の検証結果報告書」としてまとめ、自己点検・評価に反映させるとともに、評価の改善に役立てている。

また、平成17年度からの3年間の全評価対象校のアンケート調査結果を基に統計的手法による研究を行った結果、高等専門学校は、ほぼ工学系の単一学問領域の評価であることで評価者と対象校との共通認識が形成された一方、法科大学院については、適格認定という評価システムの性質により、評価者と対象校との見解の相違が顕在化しやすいことが示された。また、機関・組織内で改善の生ずる構造については、自己評価による適切な現状把握が改善促進に繋がること、同時に第三者評価の結果が、外圧やインセンティブとして働くが、大学等の内部で質保証体制が既に構築されていれば、自己評価による意識変化や新たな気づきをおこさせる効果は低くなることが示された。

② 機構の評価の改善への活用

平成18年度から平成20年度の調査の分析・研究の結果は、大学、短期大学、高等専門学校そして法科大学院の認証評価の実施方法の改善に随時活かされている。具体的な事例として、

- 1) 認証評価の基本的観点の修正：平成20年度までに聴取した意見とその分析・研究結果を踏まえ、平成21年度実施に向け大学機関別認証評価基準における分析項目（基本的観点）の見直し、削減、新設に活用された。
- 2) 説明会、研修会の方法の改善：平成21年度実施に向けた説明会、自己評価担当者並びに部会の評価担当者に対する説明会、研修会の開催回数の増加、個別開催の実施、説明方法、資料、日程の改善に活用された。

(2) 認証評価情報の公開手法の検討

認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会からの理解、支援を得ていくため、機構の認証評価に関する情報が一般社会に有効に活用されるような公開手法を検討し、企業へのヒアリング調査、分析を行った。分析の結果、企業は大学の教育戦略とその戦略に基づいて学習成果に関する明確な情報を必要としているが、現在大学が発信している情報には上記の情報は少ないとして、信頼性は非常に低いことがわかった。発信されていないと企業が認識する理由としては、(1) 就職の面接にくる学生が、大学の教育戦略、学習成果について説明できない、(2) 大学のWEBページやパンフレットに学習成果が得られている証拠となる明確で端的な情報がみられない、の2点が抽出された。これらの分析結果から、大学の教育戦略・学習成果情報を分析、可視化できる支援ツール(L-POV システム)のプロトタイプの開発を行った。

① 企業を対象としたヒアリング調査の実施、分析

ヒアリング調査の承諾を得た企業12社を対象にヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は企業の新卒採用担当者の認識をよりリアルに抽出するため、非構造化面接を軸としたメンタルアプローチ的手法により実施した。分析はヒアリング調査により得たプロトコルを使用し質的分析を行った。

② 効果的公開を支援するツールのプロトタイプの開発

①で行った分析から、社会が求める情報の効果的な発信を支援するツールのプロトタイプの開発を行った。

③ 効果的公開手法の提案

②を使った公開手法の提案を行った。

(学術論文)

金性希, 林隆之, 齊藤貴浩 (2009)

「認証評価による大学等の改善効果の創出構造—大学等に対する認証評価の検証アンケート結果の分析を中心に」『大学評価・学位研究』第9号, pp. 19-42

青木恭介, 野澤庸則 (2009)

「我が国における工学教育の質保証の現状と将来」『工学教育』第57巻, pp. 57-62

(口頭発表等)

野澤庸則 (2009)

「大学評価・学位授与機構による質保証」関西工学協会第82回研究集会, 2009年2月3日
齋藤聖子 (2009) (予定: 受領済み)

「教育戦略可視型シラバス作成支援システムの構築—一般社会への効果的な大学情報発信を目指して—」東京, 大学教育学会, 2009年6月 (予定)

T.Saito and S.Shibui (2009)

“Finding the Best Path for Internal Quality Assurance: Pros and Cons of Management Techniques in Higher Education Institutions” Proceedings of 2009 Asia-Pacific Quality Network Conference and AGM, “Quality Assurance in Higher Education: Balancing the National Contexts and International Aspirations”, Asia Pacific Quality Network, pp.68-70

2 評価と課題

平成17年度から19年度認証評価実施分について、単年度ごとにアンケート調査等の結果の分析・研究を行い、その結果をそれぞれ次年度の評価へ活用することについては、上述のように十分なされてきたと評価される。機構が認証評価を開始した平成17年度からの評価実施対象校等に対して行った3年間の検証結果を基に、統計分析的手法を用いた研究を行い、検証結果のより定量的な分析がなされた。その結果から、今後の認証評価においても、質の保証を確保しつつ、いかに対象校の個性・特色を伸長させるかが一つの課題と考えられた。また、評価体制を既に構築した機関に対しては、第三者評価機関は新たな質の向上・改善に繋がる評価の仕組みを提供することが課題であると考えられた。

今後は、これらの調査結果について、認証評価への有効活用を図ることが期待される。

認証評価情報の公開手法の検討については、企業にヒアリング調査を行うことにより、企業のニーズに応える発信方法の分析を行うことができた。さらにそれらの分析結果に基づいて、大学の教育戦略・学習成果を社会に効果的に発信する環境を支援するツールのプロトタイプを開発、提案することで、認証評価情報をより効果的に社会へ発信するための具体的提案ができたと評価される。

I-3-(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

1 実施状況

(1) 学術誌等における調査研究成果の公表

① 学術誌による調査研究成果の公表

調査研究成果の公表については、機構の発行する学術誌『大学評価・学位研究』（第8号及び第9号）へ掲載することにより外部への公表を行った。

大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究成果として、第8号に論文2件（共著含む）、研究ノート・資料2件、第9号に論文2件（共著含む）を掲載し公表した。

なお、『大学評価・学位研究』は国公立大学、都道府県政令指定都市教育委員会等に配付するとともに、機構ウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）に掲載し公開した。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等においても着実に公表している。

③ 研究成果の公表状況

平成20年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』（第8号及び第9号）掲載論文等	6
学術論文等	12（うち和文6，洋文6）
著書（分担執筆）及び翻訳書	1
口頭発表等	10（うち和文9，洋文1）
報告書原稿等	3
その他（記事）	1

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

機構では、大学評価に関連する調査研究について講演会等を開催し、外部への調査研究の情報発信を行うなどにより研究活動の公表等を支援しており、平成20年度は以下の講演会等を実施した。

○ 公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況

平成20年7月7日 大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」
(学術総合センター一橋記念講堂) (参加者311人)

平成20年7月8日 大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」
ワークショップ (参加者27人)

平成21年3月13日 大学情報データベースセミナー「大学経営と大学評価のための
戦略的なデータ活用」(学術総合センター一橋記念講堂)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、科学研究費補助金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成20年度は、機構から評価研究部に関する研究について、新規6件、継続2件の申請を行い、それぞれ新規5件、継続2件の採択を受け、科学研究費補助金793万円が交付された。また、平成21年度の申請にあたっては、説明会を開催し、申請手続上の留意点及び研究費執行上の注意点を説明するなどの支援を行った。

2 評価と課題

学術誌『大学評価・学位研究』は単なる機構の研究成果を発表する場としてだけでなく、大学評価及び学位授与を中心とした高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等について機構外の研究者からの投稿を受け付け、掲載発表することにより我が国の高等教育の発展に寄与することを目的としている。このため、機構のウェブサイト上で配信している『機構ニュース』の記事において、平成19年度に引き続き『大学評価・学位研究』への投稿を呼びかけるなどして、学術誌としての地位を確立するよう努力を行った。

また、『大学評価・学位研究』はウェブサイトでも公表しており、年間58,000件余(前年度42,000件)のアクセスがあったことから、広く国民に研究成果等の情報提供を図ることができた。

今後、引き続き査読体制等の充実により学術誌としての質の高さを保つとともに、機構外の専門家の協力を得て今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう努める。

また、出版物のみならず、ワークショップ、セミナー、研究会等を随時開催し、機構内外の教員、研究者が研究成果を発表することにより、情報の適切な公開、共有に引き続き努める。

I－3 調査及び研究

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1 実施状況

平成3年、生涯学習社会実現にむけての我が国の対応と多様な高等教育機関の充実と発展等の観点から、機構の学位授与制度は設立された。これは様々な履修形態による個々の学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められた者に対し高等教育修了の証しとして学位を授与するという画期的な試みであり、ここに大学外学位授与の新しい道が拓けたのである。この制度を活用して学位を取得した人の数が4万人を超えているという現状から判断しても、刻々変化する社会の要請に応えてきたといえよう。知識基盤社会といわれる今日、機構の学位授与制度の意義は一層深まっている。今後に向けても、学問領域の広がりや融合といった現実を見極め、かつ学位審査の厳正性の維持の確保を図るため、学位の質に関して審査担当専門委員間で情報を共有することが重要である。

上記の業務の遂行のため、学位審査研究部は基礎となる単位累積加算制度に検討を加えつつ、国内外で学位の質保証に関する調査と研究を行った。グローバル化が進行する今日、学位審査研究部の行ってきた国際的な学位の通用性についての研究の必要性も高まっている。これらの研究成果は学術誌に発表するとともに、研究会等で公表した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成20年度計画に基づき、学位制度に関する理論的基底及び日本及び変容する諸外国の最新動向の把握につとめ、多様な学習の体系的な構成要件を様々な観点から検討した。また、学位授与事業の円滑な運営と、審査過程のさらなる改善を目標として、以下に示す課題（プロジェクト）別に調査研究を実施した。

(2) 研究成果の公表等

学位審査研究部の調査研究の成果は、高等教育関係の学術誌での学術論文7編、著書訳書9編、科学研究費補助金等報告書2編、講演会・研究会主催13件によって公開した。また機構ウェブサイトにより、情報を社会に提供した。

2 評価と課題

学位審査研究部は常に機構の様々な学位授与業務の運営を担い、同時にそれと並行して国内外の学位及び学位制度に関する研究を行っている。したがって、理論の根拠として、実態を見据えるという姿勢に支えられているという、他にはない大きなメリットを持っている。さらにこの分野の先導的研究をまとまって行う拠点として高く評価されているといえる。

今後の課題としては、この制度に関する理論の体系化を目指すこと、変貌する社会のニーズに合わせて透明性と公平性を保つ緩やかな制度改革の可能性を探ることと、世界にも類を見ない大学外学位授与制度の理念と成果を広く海外にも発信することが挙げられる。

I-3-(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1 実施状況

多様な学習履歴を持つ者に対して、大学修了者と同等の学力の水準に達していると判断し、学位を授与するためには、まず、学位とは何かという問いかけから始めなければならない。その上で、個々人の達成状況をどう審査するか、審査の手順と方法は適切か、といった観点からの研究が不可欠となる。また、高等教育を取り巻く状況が変化するなか、教育現場への理解を深め、新規専攻分野の開発等、学問分野の新しい地平への展望が必要となっている。継続的に行っている学位取得者へのアンケート調査等により、現行の学位授与制度の分析と改良点の模索も重要な調査研究である。

学位審査研究部のこのような課題を二つの大項目に分けた上で、中期計画、及び平成20年度計画に従い、次の4件のプロジェクトを実施した。

(1) 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

① 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

(A) ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

(B) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

(C) 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

② 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

(A) 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

(B) 学位授与制度の改善・発展のための諸方策の検討と実施

(C) 学位審査会専門委員協議会の開催等

(2) 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

① 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究

(A) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

(B) 科目等履修生制度に関する調査

② 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位認定方法に係る研究

(A) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

(B) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

2 評価と課題

学位と学位制度についての理論的研究を通して、学位授与制度の理念への認識を深めるとともに、ヨーロッパ、アメリカの学位システムの構造に関して現地での国際比較調査に基づく各国対照表を作成し、高等教育学界のみならず高等教育行政にも貢献した。

平成20年度は、四つのプロジェクトのそれぞれにおいて特徴ある成果を出せた。特に電子化シラバスの活用による科目分類作業支援システムは学位授与事業に直結する研究成果である。

また学位授与制度の厳正性，透明性，公平性についての理解の浸透を試みたことも新しい成果であった。学生の流動化と生涯にわたる学習形態を的確に捉え，今後どのように当学位授与制度を充実させるかについての研究は来年度も継続的な課題である。

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

1 実施状況

次の2つのプロジェクトを設け、調査研究を進めた。

（ア）学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

① ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方に関する具体的な調査研究を着実に前進させ、成果のとりまとめを行った。学位は学位授与権を有する大学の根幹にかかわる問題であることから、学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員を構成員としている。

平成20年度には、「学位システム研究会 WG（調査作業グループ）」（平成17年度設置）において共通の調査項目「学位システムの国際比較（各国対照表）」を用いて進めてきた、学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本）の成果をとりまとめ、各国対照表として完成させた。

さらに、理工学系の大学院修士課程教育の修了要件と学位審査の実態等の把握を目的として、平成19年度に実施した予備調査を踏まえて、全国の国公立大学の大学院理工学系研究科を対象に「大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート」調査を行った。データの集計と分析に取り組むとともに、集計結果の概略を該当研究科・専攻に報告するための作業を行った。

② 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新動向を把握するとともにこれまでに実施した公開シンポジウムと講演会の成果をとりまとめ、情報の公開と発信に努めた。平成19年度に文部科学省から受託した先導的大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」の一環として、平成20年3月に開催した講演会の報告書を刊行し、また平成19年3月に主催したシンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」におけるシンポジストの発表内容を論稿にまとめて和訳し、学術誌『大学評価・学位研究』に投稿し掲載が決定された。さらに欧米の大学及び関係諸機関への訪問調査を実施し、学位とその教育プログラムの質を保証する仕組みがどのように構築されているかという観点から、情報収集と意見交換を行った。

③ 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

平成20年度には、外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会が4件あり、いずれも学位審査研究部において厳正に調査した後、資格の有無を判定した。これは機構の学位授与制度が、申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めていることによるものである。申請資格に関する照会者の学習履歴は近年、対象国、在籍した教育機関ともに多様化していることに

留意し、照会のあった外国の当該機関については慎重に調査し学位授与制度の適切な運用を支援した。

(イ) 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

① 直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

平成19年度に引き続き、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータの提供を目的として、単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後から1年後、5年後の3時点における追跡調査(アンケート)を実施した。さらに平成20年度においては「1年後・5年後調査」のデータを集計し、学位取得までの学習履歴及び専攻分野によって、機構で取得した学士の学位に対する社会的評価が異なることを明らかにした上で、我が国における学位制度並びに学歴社会の展開の歴史的経緯も踏まえつつ、機構が授与する学士の学位が「大卒学歴」として評価を得るための社会的諸条件について検討した。

② 新しい専攻の区分の設置

高等教育レベルの多様な学習の成果を評価して学位を授与する機構の単位積み上げ型の学位授与制度において、学修成果(レポート等)及び試験の審査はきわめて重要な位置を占めている。この重要性にかんがみ、様々な専門分野を学術的背景に持つ学位審査研究部教員が、それぞれの専門分野の立場から、大学卒業者に相当する水準の学修の成果として、具体的にいかなる内容・水準の「学修成果」(レポート等)が要求されているのか、実際にどのように学修を進めていけばよいか等について、これから学位取得を希望する者を対象とするガイドブックとして著した(学位審査研究部編『新しい学士をめざしてー実践的学修のためのハンドブック』)。

③ 学位審査会専門委員協議会の開催等

平成19年度に引き続き、新任の専門委員を対象に機構が行う学位授与制度に関する説明会(研修)を4月に開催した。近年の申請者数の増加と高等教育の質保証に対する社会的要請の高まりを考慮したもので、機構の学位授与審査に協力いただく専門委員に包括的な説明を行い、従来の各専門委員会・部会での説明を補強することを意図している。専門委員協議会では学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法等について学位審査研究部の教員が資料を作成し、説明と質疑応答を行った。また、その他同様の研修・講演活動として、学位審査研究部の教員が関係諸機関からの要請に応じて、学位授与制度の理念や審査の基本的考え方等について計3回の講演を行った。

さらに、フィリピン共和国教育省高等教育局等が主催する講演会において、機構が行う学位授与事業についてその成立の歴史的背景と現状、課題に関する講演を行い、フィリピンにおける職業資格と学術資格の等価性の評価ための制度導入にかかる議論に資するなど、国際的な活動も実施した。

2 評価と課題

各プロジェクトに関して計画に沿って着実に調査研究を実施し、所期の目的を達成した。学位審査研究部は平成3年の機構創設以来、学位・単位制度に関する調査研究に重点的に取り組んできた我が国唯一の組織であり、その調査研究は機構の学位授与制度の運用と改善を支援するにとどまらず、学位授与の実務における具体的な問題を広く我が国の高等教育の課題として

昇華し,そうして取り組んだ調査研究の成果を社会に還元することが求められていると考える。この自覚のもとに,学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査研究を進めており,平成20年度にはこれまでの成果をとりまとめて発表した。今後の課題として,学位と単位制度に関する調査研究を深化させ,主要な問題点の分析を継続するとともに引き続き成果の発表に努めること,機構の学位授与制度の実状把握と調査研究を通じて明らかになった問題点を社会に発信していくことが挙げられる。

ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を踏まえて、学位の構造・機能に関する研究の取りまとめを行う。

1 実施状況

（１）目的及び内容

生涯学習システムへの移行，国際化，ユニバーサル化等高等教育を取り巻く社会的環境が変化する中で，学位・単位制度のあり方とその通用性が国内のみならず国際的にも重要な課題となっている。こうした状況にかんがみ，学位の構造・機能に関する理論と国内外の最新状況を把握し，学位を取得するために求められる学習の構成と要件について研究すること，それにより機構の学位授与事業ばかりでなく，学位・単位制度のあり方とその通用性について検討する上で我が国の高等教育政策の参考に資することを目的とする。

1）ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

マス型からユニバーサル・アクセス型への移行に象徴される高等教育の拡大は，個人には編入学，再入学等高等教育機関への再帰的な入学，あるいは機関間の流動性の拡大をもたらすとともに，高等教育機関についてはそうした学習行動を許容する柔軟な制度的対応が求められている。我が国においても近年，高等教育機関への入学，大学院への進学要件等，様々な形で規制緩和措置が行われ，また，大学の設置認可についても，事前の審査基準は著しく緩和され，代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行うシステムへと移行しつつある。しかしながら，真に望ましいユニバーサル・アクセスを導くためには，個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し，そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。以上の社会的な課題を念頭において，行政的な要請と呼応しつつ，機構における本格的な調査研究のための予備的な調査研究を行う。

2）学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記１）の調査研究に関連して，主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め，調査結果を機構の学術誌等に公表することによって情報を広く公開する。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は，申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただし，その教育が当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は，このように他国で中等後教育を受けた者にも，我が国の学士の学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部では，外国の学校教育修了者から基礎資格の照会があった場合に，諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに，諸外国の高等教育機関の学務

担当者に直接メール等で問い合わせて情報収集及び必要な調査を行い、基礎資格の有無を判定して、学位授与制度の適切な運用を支援する。

(2) 成果

1) ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のユニバーサル化、国際化が進む中で、新しい学位システムを構築することが不可欠な課題となっていることは、中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像（平成17年1月28日）」にも指摘されたとおりである。我が国においては近年、高等教育機関への入学、あるいは大学院への進学要件等について、様々な形で規制緩和の措置が行われてきた。また、大学の設置認可にあたっては、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行う体制へと移行しつつある。しかし、一方で真のユニバーサル・アクセスを可能とし、他方で国際通用性を確保するためには、個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し、また、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。

この問題意識のもとに平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方（学位に付記する専攻分野名称の分析を含む）に関する具体的な調査研究を進めてきた。学位は学位授与権を有する大学の根幹に関わる問題であることから、学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員を委員として構成されている。

平成20年度には、「学位システム研究会 WG（調査作業グループ）」（平成17年度設置）において共通の調査項目「学位システムの国際比較（各国対照表）」を用いて進めてきた。学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本）の成果をとりまとめ、5か国の調査結果を各国対照表として完成させた。主な調査項目は、大学・高等教育機関の定義と目的、設置形態と設置認可、自治と自律性、学位の定義と種類、学位授与権の認可、学位授与の要件、学位の質保証等を含み、①5か国の大学・高等教育機関に関する統一された法令上の定義は存しないものの、②教育、研究、継続教育が共通の目的として掲げられ、③学問の自由と自治を保障された機関であること、④学位授与権の認可については大学・高等教育機関の設置認可と同義である国と、学位授与権の認可と機関の設置認可が別である国に分かれること、等の事実が明らかになった。

さらに、理工学系の大学院修士課程教育の修了要件と学位審査の実態等を把握することを目的として、平成19年度に実施した予備調査を踏まえて、全国の国公私立大学の大学院理工学系研究科を対象に「大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート」調査を行った。原則として1専攻の定員数が少なくとも15名以上の専攻を選出して921専攻に回答を依頼し、その74%（684専攻）から回答を得た。データの集計と分析に取り組むとともに、アンケート結果についてフィードバックを希望する専攻が多数であったことから集計結果の概略を該当研究科・専攻に報告するための作業を行った。

2) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記1)の調査研究に関連して、主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め、調査結果を公開シンポジウムや機構の学術誌等を通じて広く公開することも当該調査研究プロジェクトの目的の一つである。

平成20年度にはボローニャ宣言に基づく新しい高等教育システムが導入され、高等教育の変革期を迎えているヨーロッパにおける工学系学部・大学院教育プログラム及び学位システムの動向を知る目的で、フランス（オルレアン国立科学研究所，オルレアン大学），スイス（ポール・シェラー研究所，連邦工科大学，連邦物質検査研究所），デンマーク（デンマーク工科大学），オーストリア（ウィーン工科大学）を訪問し，意見交換を行った。また，アメリカの高等教育ア krediteーション・カウンシルの年次総会に出席するとともに，ニューイングランド基準協会，タフツ大学の学内調査センターにおいて聞き取り調査を行い，適格認定と履修単位の認定に関する最新の情報を収集した。英国のオープン・ユニヴァーシティにおいては，同大学が学位授与権を有さない高等教育カレッジ等の課程を認定し，その課程の修了者に対して当該大学の名を冠した学位を授与する仕組み（いわゆる validation）について調査及び情報収集を行った。いずれの訪問調査においても関係者との意見交換により理解を深め，情報を共有してプロジェクトの遂行に活かした。

さらに，平成19年度に文部科学省から受託した先導的大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」の一環として，平成20年3月に開催した講演会の報告書を刊行した。また，平成19年3月に学位審査研究部が主催したシンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」におけるシンポジストの発表内容を論稿にまとめて日本語に翻訳し，学術誌『大学評価・学位研究』に投稿し掲載が決定された。このように欧米の最新動向を把握するとともに，これまでに実施した公開シンポジウムと講演会の成果をとりまとめ，情報の公開と発信に努めた。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は，申請に必要な基礎資格を，外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただしその教育が，当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は，このように他国で中等後教育を受けた者にも日本の学士学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部は，外国の学校教育修了者から基礎資格の照会がなされた場合に，諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに，諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせて情報収集及び必要な調査を行い，基礎資格の有無を判定して，学位授与制度の適切な運用を支援している。

平成20年度には，外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会が4件あった。アメリカのコミュニティカレッジと大学での学習履歴を有する大学卒業者（2件），アメリカの複数の大学で学習履歴を有する卒業者（1件），英国の大学卒業者（1件）である。日本の専門学校を卒業した後に当該国の高等教育機関に留学した事例，さらに同国内で他の高等教育機関に転編入学した事例，日本の高等学校から直接当該国の高等教育機関に進学した事例等，申請資格に関する照会者の学習履歴は近年，対象国，在籍した教育機関ともに多様化している。こうした事情に留意し，いずれも文献とウェブサイトからの情報を基に基礎的調査を行った後に当該機関の学務担当者に

メールで確認し、厳正な調査に基づいて資格の有無を判定した。

(3) 学術論文、口頭発表等

(学術論文)

ジェリー・サリヴァン著，吉川裕美子訳（2009）

「アメリカ高等教育における転編入学生の履修単位移動プロセス」、『大学評価・学位研究』第10号掲載決定（査読済み）

ジェフリー・M・タナー著，吉川裕美子訳（2009）

「ナショナル・ステューデント・クリアリングハウス：学位・学籍登録の情報確認サービス」、『大学評価・学位研究』第10号掲載決定（査読済み）

2 評価と課題

以上のとおり，平成20年度には学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を踏まえて学位の構造・機能に関する研究を着実に進めるとともに，これまでの調査研究の成果をとりまとめ，所期の年度計画を達成した。学位が学生及び高度な専門労働者の能力証明として機能していることはいうまでもないが，グローバル化の進展とあいまってその質と通用性がますます重要な課題となっている。学位審査研究部は平成3年の機構創設以来，学位・単位制度に関する調査研究に重点的に取り組んできた我が国唯一の組織であり，その自覚のもとに機構の学位授与事業はもとより日本の高等教育政策の参考に資する調査研究を行うことを目標としている。今後の課題としては，平成20年度にとりまとめた成果を踏まえて，学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する調査研究を深化させ，主要な問題点の分析を継続するとともに，国内外の学位制度に関する最新の成果を社会に公表していくこと，並びに学位授与事業に関連する調査研究を引き続き確実にを行い業務を支援することが挙げられる。

イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

1 実施状況

（1）目的及び内容

多様な学習履歴を有する機構での学位取得者の学習行動、意識、学位取得後の動態等を継続的に調査し、現行制度の現状及び機能の分析を通して業務の遂行並びに改善に資するデータを提供するとともに、単位累積加算制度の実現等将来的課題の検討に向けた基礎的データを蓄積する。さらに、これらの研究成果を踏まえて、教員として専門的な立場から、学位授与制度の運営・改善に貢献することを目的とする。

1）「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後、取得から1年後、5年後の3時点にわたる追跡調査（アンケート）を継続的に実施する。調査項目は、学位取得までの学習プロセス、申請の手続や審査に対する意見、学位取得の動機、学位取得に対する意識・満足度、取得した学位に対する社会的評価、学位取得前後での職業的地位の変化等多岐にわたり、多様な要因の影響を考慮しながら現行制度の意義や課題の検証を行う。

2）学位授与制度の改善・発展のための諸方策の検討と実施

高等教育レベルの多様な学習の成果を評価して学位を授与する機構の単位積み上げ型の学位授与制度において、学修成果（レポート等）及び試験の審査はきわめて重要な位置を占めている。学修成果・試験の審査において「学士の水準の学力」としていかなる能力が重視されているのかについて、実際に審査を担当する学位審査研究部の教員として、高等教育研究だけでなく、様々な専門分野における教育・研究の実践を踏まえて検証する。

3）学位審査会専門委員協議会の開催等

学位授与の審査を担当する専門委員会の新任委員を対象として、機構が行う学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法等について説明会を開催する。当該活動は、より円滑かつ適切に学位授与の審査を実施することが可能となることを目的として行うものであり、大学におけるいわばFD活動に相当するものである。したがって既存の調査研究の成果及び審査の実績等に基づき、研究部教員が中心となって実施することが重要である。

（2）成果

1）「直後調査」及び「1年後・5年後調査」

「直後調査」については、平成19年度10月期学位取得者（2,205名）、20年度4月期学位取

得者（376名）を対象にそれぞれ調査を行い、1,366名、284名から回答を得た。

「1年後・5年後調査」は、6月に平成18年度10月期（2,195名）、平成14年度10月期（1,802名）の学位取得者、10月末に平成19年度4月期（369名）、平成15年度4月期（371名）の学位取得者を対象として実施し、それぞれ30.1%、22.2%、45.5%、30.5%の有効回答を得た。

平成20年度においては「1年後・5年後調査」のデータを集計し、学位取得までの学習履歴及び専攻分野によって、機構で取得した学士の学位に対する社会的評価が異なることを明らかにした上で、我が国における学位制度並びに学歴社会の展開の歴史的経緯も踏まえつつ、機構が授与する学士の学位が「大卒学歴」として評価を得るための社会的諸条件について検討した。

2) 学位授与制度の改善・発展のための諸方策の検討と実施

様々な専門分野を学術的背景に持つ学位審査研究部教員が、それぞれの専門分野の立場から、大学卒業者に相当する水準の学修の成果として、具体的にいかなる内容・水準の「学修成果」（レポート等）が要求されているのか、実際にどのように学修を進めていけばよいか等について、これから学位取得を希望する者を対象とするガイドブックとして著した（学位審査研究部編『新しい学士をめざして—実践的学修のためのハンドブック』）。

3) 学位審査会専門委員協議会の開催等

近年の申請者数の増加、「高等教育の質保証」に対する社会的要請の高まり等を受け、審査を担当する専門委員に対して、機構が行う学位授与制度について体系的な説明を行うことの必要性が認識され、平成17年度より新任の委員を対象とする説明会（研修）を開始した。20年度は4月24日に、「学位審査会専門委員協議会」として開催し、研究部の教員4名が、学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法等について資料を作成し説明を行った。

その他同様の研修／講演活動として、全国大学歯科衛生士教育協議会の要請に応じて、19年度に新設した口腔保健衛生学の分野における学士（口腔保健学）取得に焦点をあてながら、機構の学位授与制度の成立の背景とポリシーについて講演したほか、全国高等専門学校専攻科実務者会議等において学位授与制度の理念や審査の基本的考え方等について計2回の講演を行った。

さらに、フィリピン共和国教育省高等教育局等が主催する講演会において、機構が行う学位授与事業についてその成立の歴史的背景と現状、課題について講演し、フィリピンにおける職業資格と学術資格の等価性の評価のための制度導入にかかる議論に資するなど、国際的な活動も実施した。

(3) 学術論文、口頭発表等

(著書)

大学評価・学位授与機構学位審査研究部編（2008）

『新しい学士をめざして—実践的学修のガイドブック』、ぎょうせい

（執筆担当：神谷武志＜第1章＞、六車正章＜第2章＞、濱中義隆＜第3章＞、

宮崎和光＜第4章第1節、第6章＞、瀧田佳子＜第4章第2節、第6章＞、

2 評価と課題

本調査研究プロジェクトは、他のプロジェクトとは異なり、機構が行う学位授与制度に直接的に関与するものであり、その成果は、現行制度の改善等として表れる場合が多く、必ずしも学術論文等として公表される性格のものではない。しかしながら、学位授与のための審査が、学術的な論理に貫徹されて実施されるためには、学位審査研究部が引き続きこれらの調査研究課題に取り組むことは重要である。

学位取得者に対して継続的に実施してきた追跡調査から得られるデータは、これまでも『新しい学士への途』の改訂等制度の改善に役立てられてきた。20年度はこれらを一層進めて学位審査研究部編の著書を出版し、制度のさらなる普及・定着に努めた。特に取得者からの意見として、審査基準の公表等学位授与の審査の透明性／公開性を求める声が近年強まっており、審査の際に求められる学士の水準の学力についての研究をさらに進め、機構としての一定の見解を示す必要がある。

また、追跡調査の分析についてはこれまで、学位取得者の就職、昇任等社会的地位達成における「学歴獲得効果」の大きさに重点を置いて進め、ある程度一貫した結果を得ることができた。今後は、取得者個人にとってのメリットにとどまらず、機構の学位授与制度の定着が高等教育レベルの生涯学習機会の拡大に寄与しているか等、現行制度の社会的な波及効果についても調査・分析を進め、機構の社会的機能や課題をさらに明らかにしていくことが必要であると考え。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

1 実施状況

次の２つのプロジェクトの調査研究を進めた。

（ア）高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究

① 高等教育レベルの学習行動，学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

我が国における流動化の促進要件に関する調査として，平成21年３月に，東京都多摩地区の38の高等教育機関と企業を含む諸機関が形成する「(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩」を訪問し，単位互換制度や学生間の交流等コンソーシアムとしての活動に関する実態を聞き取り調査した。

また，我が国における流動化の実態に関する分析として，平成17年度に実施した「学生の流動化と支援体制に関する調査（第2回）」のデータから，編入学・転学者の現状をさらに分析し，近年，大学における編・転入学者数は実数，比率ともに拡大していないことと，ユニバーサル化の中で若者の進路選択が曖昧化しており潜在的な編・転入学の需要は小さくないことを明らかにするとともに，流動化に対する制度的障壁の有無について検討した。さらに，諸外国における流動化の実態に関する情報の収集と提供として，平成19年３月に学位審査研究部が主宰したシンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」におけるシンポジストの発表内容を論稿にまとめ日本語に翻訳した。この内容は，アメリカにおける高等教育段階の学生の流動化を支援する諸システムについて，制度や仕組みを明らかにしたものであり，特に高等教育機関間の転編入学が高い頻度で行われるアメリカにおいて，受入れ機関が学生の既履修単位を認定する際に，質の確保と効率性の担保を両立しうる方途が模索され，その結果多様な仕掛けが用意されている事実が明らかにされた。

② 科目等履修生制度に関する調査

前年度に引き続き，各大学における科目等履修生制度の開設状況と当該年度に科目等履修生を受入れた実績（人数）を調査し，この調査を基に，「科目等履修生制度の開設大学一覧」を平成21年１月末に機構ウェブサイト上に公開し，制度の開設状況とともに過去３年間の科目等履修生の受入れの実績を公表した。

（イ）高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究

① 欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究

文部科学省からの委託を受け，平成19年度に行った欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究の結果を基に，プログラムの正統性を担保するシステムの存在を前提としてはじめて共同学位プログラムが成立し得ることを指摘した。

② 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を，電子化シラバスの活用により支援するシステムが有効に機能するためには，科目区分データベースを整備する必要がある。

そこで科目区分データベースを従来よりも効率よく構築する方法を提案した。また、専攻の区分「情報工学」を対象にこの提案手法の有効性を確認した。

③ コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

多摩地域を中心に大学・行政・企業・団体等が協働して諸事業を実施している「(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩」を訪問し、ネットワーク多摩の今日に至る経緯と各事業の実施状況や今後の課題等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

2 評価と課題

各事項について計画に沿って着実に調査研究を実施した。高等教育段階の多様な学習機会の現状とそれに対するニーズに関する調査研究、さらには多様な学習成果に対する評価と単位の認定方法に係る調査研究は、機構創設以来の主要な研究テーマであり、また大学外の学習者に学位を授与するという学位授与事業の特性とも相まって、機構において行われる調査研究としての独自性が発揮されるべき分野でもある。今後とも、機構が行う学位授与事業の改善充実を目指した調査研究を、積極的に進めていく必要がある。

I-3-(2)-1)-② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究
高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する調査の取りまとめを行う。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、中退・既卒者の再入学等）の実態と潜在的需要を把握するため、実証的研究を行うことを目的とする。この目的を達成するため、以下の二種類の調査研究を継続的に遂行している。

1) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

高等教育機関への進学率が50%を超える高等教育のユニバーサル化においては、個人については編入学、再入学等高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の流動性の拡大を意味するとともに、高等教育機関にとってはそのような学習行動を許容する柔軟な制度が要求される。従来の大学教育は、固有の教育理念と目標に基づいて構成されたカリキュラムを、一貫した在学期間中に履修することを前提としてきた。しかし学生の機関間移動が増えれば、大学は個々の学習履歴を評価し、カリキュラムの一部がすでに履修されたと認められるかを判断して認定（具体的には単位認定）しなければならない。その一方で大学は、断片化した学習履歴をもつ学生に対して、一貫した学士課程教育で培われるはずの能力をいかに補完して身につけさせるか、言い換えるならば学士の質保証という問題に直面することになる。

このように学習行動・学習機会の多様化が進む中で、学士課程全体としての体系性・一貫性を保持し、その修了資格である学士学位の質を保証する方途を検討するために、学生の流動化の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。

2) 科目等履修生制度に関する調査

高等教育レベルの学修を複数の高等教育機関で行い、その履修成果（修得単位）を機構の学位授与制度における学士学位の取得に結びつけるためには、各高等教育機関における科目等履修生制度の普及と整備及びそれらに関する情報提供が必須である。機構では、学位審査課と学位審査研究部の協力のもと、全国の大学と大学院大学を対象に毎年「科目等履修生制度の開設状況に関する調査」を実施している。調査結果は平成16年度までは冊子体のみ、平成17年度は冊子体とウェブ上での公開を行ってきたところである。18年度公開分（19年度版）より冊子体の刊行を廃してウェブ上のみで「科目等履修生制度の開設大学一覧」として公開している。

(2) 成果

1) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

① 我が国における流動化の促進要件に関する調査

平成21年3月に、東京都多摩地区の38の高等教育機関と企業を含む諸機関が形成する「(社) 学術・文化・産業ネットワーク多摩」を訪問し、単位互換制度や学生間の交流等コンソーシアムとしての活動に関する実態を聞き取り調査した。

② 我が国における流動化の実態に関する分析

平成17年度に実施した「学生の流動化と支援体制に関する調査(第2回)」のデータから、編入学・転学者の現状をさらに分析した。近年、大学における編・転入学者数は実数、比率ともに拡大していないことと、ユニバーサル化の中で若者の進路選択が曖昧化しており潜在的な編・転入学の需要は小さくないことを明らかにし、流動化に対する制度的障壁の有無について検討した。その内容は学位審査研究部教員が学会誌に投稿し、掲載された。

③ 諸外国における流動化の実態に関する情報の収集と提供

さらに、平成20年度には、平成19年3月に学位審査研究部が主宰したシンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」におけるシンポジストの発表内容を論稿にまとめ日本語に翻訳した。これはアメリカにおける高等教育段階の学生の流動化を支援する諸システムについて、制度や仕組みを明らかにした内容である。特に高等教育機関間の転編入学が高い頻度で行われるアメリカにおいて、受入れ機関が学生の既履修科目の単位を認定する際に、質の確保と効率性の担保を両立しうる方途が模索され、その結果多様な仕掛けが用意されている事実が明らかにされた。この翻訳は学位審査研究部教員が学術誌『大学評価・学位研究』に投稿し、掲載が決定している。

2) 科目等履修生制度に関する調査

平成20年度には、前年度に引き続き、各大学における科目等履修生制度の開設状況と当該年度に科目等履修生を受入れた実績(人数)を調査した。この調査を基に、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を平成21年1月末に機構ウェブサイト上(http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2009/04/03/no9_11_H21kamokutou_itiran.pdf)に公開し、制度の開設状況と共に過去3年間の科目等履修生の受入れの実績を公表して、大学における科目等履修を希望する学習者に具体的な情報を提供した。

(3) 学術論文、口頭発表

(学術論文等)

濱中義隆(2008)

『『学生の流動化』と進路形成』、『高等教育研究』第11集、玉川大学出版会、pp. 107-126
ジェリー・サリヴァン著、吉川裕美子訳(2009)

「アメリカ高等教育における転編入学生の履修単位移動プロセス」、『大学評価・学位研究』第10号掲載決定(査読済み)

ジェフリー・M・タナー著、吉川裕美子訳(2009)

「ナショナル・ステューデント・クリアリングハウス：学位・学籍登録の情報確認サービス」、『大学評価・学位研究』第10号掲載決定(査読済み)

2 評価と課題

高等教育段階の多様な学習機会の現状と、それに対するニーズに関する調査研究は機構創設以来の主要な研究テーマであり、また大学外の学習者に学位を授与するという学位授与事業の特性とも相まって機構において行われる調査研究としての独自性が発揮されるべき分野でもある。平成20年度も前年度までの研究に引き続き、過去に行った科学研究費補助金採択研究によって得られたデータ及びこれまでの学位申請者に関するデータの分析とその公表を遂行して、編入学・転学等、高等教育段階の学生の流動化にかかわる実態と課題の考究を行った。また、同様に、流動化の促進要因としての大学コンソーシアムの実態調査及び我が国の大学における科目等履修生制度の開設及び受入れにかかわる実態調査を行った。さらに、アメリカにおける流動化支援の先進事例に関する調査の結果をまとめて公表の準備を完了した。今後の課題としては、機構の学位授与業務とも関連して、流動化のニーズを見定めて、潜在的な需要を掘り起こしうる政策のあり方の提言につながる調査研究が求められる。

I－3－（２）－１）－② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究

高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行うとともに、単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方を目指した調査研究の取りまとめを行う。

1 実施状況

（１）目的及び内容

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を学位授与の要件の一部として評価・単位認定する方法の開発を目指した調査研究のとりまとめを行う。

1) 欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究

文部科学省からの委託を受けて行った、欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究の報告書を取りまとめる。

2) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

シラバスの電子化並びにそこからの情報抽出方法を検討することにより、機構の学位授与事業における科目の分類を支援するシステムの構築を目指す研究を行う。

3) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

複数の大学がコンソーシアム方式により実施している単位互換等の各種連携事業の実態を調査する。

（２）成果

1) 欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究

文部科学省からの委託を受け、平成19年度に実施した欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究（英米への現地調査と招へい講演（講師は ENQA のキュルバル卿と米国 NEASC のオブライエン博士））の結果を基に、プログラムの正統性を担保するシステムの存在を前提としてはじめて共同学位プログラムが成立し得ることを指摘した。

2) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価・単位認定する際に役立つシステムとして、「科目分類支援システム」の構築を目指してきた。これは機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を、電子化シラバスの活用により支援するシステムである。このシステムが有効に機能するためには、科目区分データベースを整備する必要があるが、平成20年度は、この科目区分データベースを従来よりも効率よく構築する方法を提案した。また、専攻の区分「情報工学」を対象に、この提案手法の有効性を確認した。

3) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

これまで2年間、地域主導型、行政主導型、大学主導型、等のコンソーシアムを調査研究してきたが、今回はそこに産業界まで加わったユニークな「(社)学術・文化・産業ネットワ

ーク多摩」を訪問，設立の経緯や今日に至るまでの発展について説明を受けた。単位互換制度や学生間の交流等，広域かつ多様な教育機関や企業・団体が加入しているというメリットを活かし，新時代のコンソーシアムとしての連携を深めるための意見交換を行った。

(3) 学術論文，口頭発表等

1) 欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究

(報告書)

大学評価・学位授与機構学位審査研究部 (2008)

『共同学位に関する講演会 報告書』

大学評価・学位授与機構学位審査研究部 (2008)

『諸外国における共同学位に関する調査研究』，平成19年度 文部科学省先導的大学改革推進委託事業報告書

2) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

(学術論文等)

Masaaki Ida and Kazuteru Miyazaki (2008)

“Consideration on Document Structure of Syllabi- Advanced Engineering Programs of Colleges of Technology -”, SCIS&ISIS 2008, pp.172-175.

(口頭発表等)

宮崎和光，芳鐘冬樹，井田正明 (2009)

「学習機能付き科目分類支援システムの開発について」，第36回知能システムシンポジウム，pp. 263-266.

3) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査研究

(報告書)

瀧田佳子，六車正章 (2009刊行予定)

『広域多摩地域における大学・行政・企業・団体等の協働によるコンソーシアム型単位互換制度』

2 評価と課題

多様な学習成果の評価と単位認定方法の改善を図る基礎としての調査研究を計画どおり着実に実施した。今年度は文部科学省からの委託を受けて行った欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究をとりまとめ，我が国への同様の制度導入に際しての貴重な知見を指摘することができた。また，電子化シラバスを活用した学位授与事業支援システム構築の研究では，同システムが有効に機能するために必要な科目区分データベースの構築方法に関する研究に進展が見られ，学位審査の重要項目である科目判定時における審査の負担軽減の実現可能性が高まった。さらに，コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の実態把握についても蓄積が進み，機構が行う学位授与の今後の在り方の検討に資することが期待できるようになった。

今後の課題としては，高等教育レベルにおける国内外での多様な学習の実態とその評価方法についての調査研究を引き続き行い，機構が行う学位授与の今後の在り方の検討に資するよう努める必要がある。

I-3-(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。

また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、公開シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

1 実施状況

(1) 学術誌等における調査研究成果の公表

① 学術誌『大学評価・学位研究』による調査研究成果の公表

調査研究成果の公表については、機構の発行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載することにより外部への公表を行っている。

学位を中心とした高等教育に関する諸問題に関する調査研究成果として、平成20年度中に2件が査読の結果採択され、10号（平成21年度発行）に掲載されることが決定した。

なお、『大学評価・学位研究』は国公立大学、都道府県政令指定都市教育委員会等に配付するとともに、機構ウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）に掲載し公開した。

② 研究成果の公表状況

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等においても着実に公表している。平成20年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』（第8号及び第9号）掲載論文等	0（2）*
学術論文等	8（うち和文4，英文4）
著書・翻訳書	9
口頭発表	11（うち和文9，英文2）
報告書原稿等	2

*（ ）は平成20年度の採択件数（平成21年度掲載予定）

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

研究会、公開講演会・シンポジウムを随時開催して、研究成果の発表の場及び機構外の研究者の研究成果を導入する場として活用している。平成20年度は以下のとおり、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会を13回開催した。

○ 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況

平成20年 4月28日	「ドイツ・ミュンヘン工科大学における修士課程への進学状況および修了要件」 橋本弘信／ 「工学系修士の修了要件の実態調査報告」 角田敏一／ 『修士課程教育の質保証と国際通用性』研究の進め方について」 神谷武志 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会 平成20年度第1回)(参加者9人)
5月13日	「噴霧燃焼研究の進展」 角田敏一 (内部研究会)(参加者11人)
6月12日	「工学系修士の修了要件の実態調査」 橋本弘信 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」WG研究会 平成20年度第1回)(参加者4人)
6月26日	「英米仏独日の各国担当班による『学位システムの国際比較(各国対照表)』 暫定完成版の報告」 村田直樹／溝上智恵子／大場淳・夏目達也／吉川裕美子／ 平野誠 (学位システム研究会 WG第8回研究会)(参加者9人)
6月30日	「学位授与授業の現況と課題」 瀧田佳子 (内部研究会)(参加者14人)
7月9日	「工学系博士の学位の質保証」 田中正人 (内部研究会)(参加者11人)
7月17日	「工学系修士の修了要件の実態調査」 橋本弘信ほか (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」WG研究会 平成20年度第2回)(参加者4人)
8月8日	「学位システムの国際比較－WG研究成果報告」 村田直樹／大場淳・夏目達也／ 溝上智恵子／平野誠／吉川裕美子 「学位と大学－学位システム研究会WG5か国調査成果比較私考」 吉川裕美子 (学位システム研究会第7回研究会)(参加者18人)
10月14日	「日本と韓国の学位授与事業」 瀧田佳子／韓国平成教育振興院 (内部研究会) (参加者11人)
平成21年 2月10日	「ヨーロッパにおける工学系学部・大学院教育プログラム及び学位システムの動向 調査」 角田敏一 (内部研究会)(参加者10人)
2月12日	『大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート』集計資料の検討 橋本弘信 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会 平成20年度第2回)(参加者8人)
3月25日	『大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート』回答集計の概要 橋本弘信 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会 平成20年度第3回)(参加者7人)
3月30日	『学位システムの国際比較』まとめの方針について」 吉川裕美子 (学位システム研究会WG第9回研究会)(参加者10人)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、科学研究費補助金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成20年度は、機構から学位等に関する研究について、新規2件、継続2件の申請を行い、新規1件、継続2件の採択を受け、科学研究費補助金416万円が交付された。また、平成21年度の申請にあたっては、説明会を開催し、申請手続上の留意点及び研究費執行上の注意点を説明するなどの支援を行った。

2 評価と課題

学術誌『大学評価・学位研究』は単なる機構の研究成果を発表する場としてだけでなく、大学評価及び学位授与を中心とした高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等について機構外の研究者からの投稿を受け付け、掲載発表することにより我が国の高等教育の発展に寄与することを目的としている。このため、機構のウェブサイト上で配信している、『機構ニュース』の記事において、昨年度に引き続き『大学評価・学位研究』への投稿を呼びかけるなどして、学術誌としての地位を確立するよう努力を行った。

また、『大学評価・学位研究』はウェブサイト上でも公表しており、年間58,000件余(前年

度42,000件)のアクセスがあったことから、広く国民に研究成果等の情報提供を図ることができた。

今後、引き続き査読体制等の充実により学術誌としての質の高さを保つとともに、機構外の専門家の協力を得て今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう努める。

I 業務質の向上

I - 4 情報の収集、整理、提供

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業並びにこれらに関する調査研究の実施に関連して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理、提供を行うことは、機構の重要な業務の一つであり、平成20年度は次のとおり実施した。

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

平成19年度に引き続き、各国立大学法人等から収集したデータを機構において集計し、各国立大学法人等が自己評価の根拠資料として活用できるよう整理・分析を行った。

また、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析を行った。さらに、大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するため、整理・分析の方法についての検討を行い、「大学情報データベースから得られる国立大学法人の集計値」として機構のウェブサイトで公表した。

② 国内外における評価に関する情報の収集、整理、提供

評価に関する大学等のニーズに応えるとともに、大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から、「大学評価情報ポータルサイト」のトピックスやライブラリーの情報の充実を行うとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」の送付、評価を中心とした高等教育関係情報の充実を図るなど、「大学評価情報ポータルサイト」を平成19年に引き続き、適宜情報を更新し運用した。

また、国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施など国内関係機関との連携協力を図った。

国外については、諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問、来訪者の受入れ及び専門家等の招へい、また INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) や APQN (Asia-Pacific Quality Network) などの国際会議への参加を通じて、評価機関や評価に関する調査・研究関連の情報収集を行った。

また、国外の高等教育の質保証に関する情報の収集・整理・提供として、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の質保証システム等に関する調査を実施し、英国の QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education) や中国教育部高等教育教學評価センターの覚書締結機関をはじめとする国内外の関係機関の協力を得ながら、公的機関が発信する情報を国ごとの概要資料として収集・整理した。

我が国の大学評価に関する情報の外国語による提供として、平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基礎として、「インフォメーションパッケージ」

を中核とした外国語による情報発信業務を組織的に実施した。(インフォメーションパッケージとは、「高等教育に関する質保証関係用語集」及び「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要(日本版)」に加え、評価に関する具体的な情報として、機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準(英訳版)を一つのパッケージとして一元的に発信するものである。国外の質保証機関等との連携協力に際し、国境や言語の壁を越えて効果的な連携協力を実現するためには、背景となる歴史等を含めた高等教育質保証のシステムについて、当該国同士の相互理解を高めることが不可欠である。このことから機構では、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、インフォメーションパッケージの作成を行うこととしたものである。)

また、これらの情報収集・提供の活動を通じて、国内外の質保証機関や質保証ネットワーク等の関係機関との協力関係を深め、継続的かつ組織的な情報の収集・発信体制の整備を図った。

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

① 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「平成20年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成20年度独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を関係する全国の大学等に送付するとともに、機構のウェブサイトで公開した。

このほか、学位授与制度に関し、次の資料を作成・配付した。

ア 機構による学位授与制度と申請手続の詳細を記した冊子「新しい学士への途」

イ 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」

ウ 学位授与の仕組みと意義について一般社会向けに分かりやすく説明したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」

② ウェブサイトによる情報提供の充実

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で45万件であった。

2 評価と課題

大学情報データベースについて、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人から情報の提供を受け、国立大学法人等の教育研究の評価において大学での自己評価や機構の評価担当者に利用されたが、引き続き、各国立大学法人等の協力の下に情報の提供を受け、整理・提供を行うこととしている。また、国民各層への提供方法についての検討を引き続き行うとともに、大学情報データベースに対する理解をさらに深めるなど、関係者への普及に努める。

評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有

する「大学評価情報ポータルサイト」を運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、大学等のポータルサイトの登録数の増加を図るとともにライブラリに高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり、随時大学等の評価情報のニュース・イベント等の情報提供（60件）に努め、ウェブサイト上で情報発信の強化を図っている。

また、国内関係機関との連絡会の実施、諸外国の質保証に関する調査の実施、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実に行った。

我が国の大学評価に関する情報の外国語による提供として、平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基礎として、「インフォメーションパッケージ」（P. 184 参照）を中核とした外国語による情報発信業務を組織的に実施し、高等教育に関する質保証関係用語集（第2版）、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する概要資料を、機構の認証評価に関する資料の英訳版としてそれぞれとりまとめた。

今後は、本パッケージを柱として、機構の評価事業を含む我が国の大学評価に関する情報について外国語による発信の充実に努めていくこととしている。

I-4 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1 実施状況

(1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

平成19年度に引き続き、各国立大学法人等から収集したデータを機構において集計し、各国立大学法人等が自己評価の根拠資料として活用できるよう整理・分析を行った。

また、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析を行った。

さらに、大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するため、整理・分析の方法についての検討を行い、「大学情報データベースから得られる国立大学法人の集計値」として機構のウェブサイトで公表した。

(2) 国内外における評価に関する情報の収集、整理、提供

評価に関する大学等のニーズに応えるとともに、大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から、「大学評価情報ポータルサイト」のトピックスやライブラリーの情報の充実を行うとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」の送付、評価を中心とした高等教育関係情報の充実など、「大学評価情報ポータルサイト」を平成19年に引き続き適宜情報を更新し運用した。

また、国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施など国内関係機関との連携協力を図った。

国外については、諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問、来訪者の受入れ及び専門家等の招へい、また INQAAHE や APQN などの国際会議への参加を通じて、評価機関や評価に関する調査・研究関連の情報収集を行った。

また、国外の高等教育の質保証に関する情報の収集・整理・提供として、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の質保証システム等に関する調査を実施し、英国の QAA や中国教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関をはじめとする国内外の関係機関の協力を得ながら、公的機関が発信する情報を国ごとの概要資料として収集・整理した。

我が国の大学評価に関する情報の外国語による提供として、平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基礎として、「インフォメーションパッケージ」（P. 184参照）を中核とした外国語による情報発信業務を組織的に実施し、高等教育に関する質保証関係用語集（第2版）、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する概要資料を、機構の認証評価に関する資料の英訳版としてそれぞれとりまとめた。

また、これらの情報収集・提供の活動を通じて、国内外の質保証機関や質保証ネットワーク、在日大使館等の関係機関との協力関係を深め、継続的かつ組織的な情報の収集・発信体制の整備を図った。

2 評価と課題

国立大学法人等の教育研究の評価における大学情報データベースについて、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人から情報の提供を受けてきたが、引き続き、各国立大学法人等の協力の下に情報の提供を受けることとしている。また、引き続き国民各層への提供方法について検討を行うとともに、大学情報データベースに対する理解をさらに深めるなど、関係者への普及に努める。

評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有する「大学評価情報ポータルサイト」を運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、大学等のポータルサイトの登録数の増加を図るとともに情報内容の充実に努め、ウェブサイト上で情報発信の強化を図っている。

また、国内関係機関との連絡会の実施、質保証に関する海外調査の実施、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実に行った。

特に、我が国の大学評価に関する情報の外国語による提供として、平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基礎として、「インフォメーションパッケージ」

（P. 184参照）を中核とした外国語による情報発信業務を組織的に実施し、高等教育に関する質保証関係用語集（第2版）、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する概要資料を、機構の認証評価に関する資料の英訳版としてそれぞれとりまとめた。

今後は、本パッケージを柱として、機構の評価事業を含む我が国の大学評価に関する情報について外国語による発信の充実に努めていくこととしている。

I－4－（１） 評価に関する情報の収集、整理、提供

1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

1 実施状況

平成19年度に引き続き、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。収集したデータは機構において、各国立大学法人等には自己評価の根拠資料として活用できるよう、機構の評価担当者には客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析を行い、データ分析集等として作成し、各国立大学法人等には7月及び1月に、機構の評価担当者には6月及び7月に提供を行った。

また、大学情報データベースについての理解を深めるため、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催し、国公私立大学等の参加者との意見交換を行うとともに、大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するため、国民各層が利用しやすいように整理・分析の方法について検討し、「大学情報データベースから得られる国立大学法人の集計値」として機構のウェブサイト公表した。

2 評価と課題

各国立大学法人等から情報を収集し、整理・提供を行ってきたが、今後も各大学等からの意見を伺いながら、引き続き、情報を収集し、整理・提供を行う。

I-4-(1)-1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムによる情報の提供

国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、情報の提供を受ける。

公私立大学については、各大学の要請を踏まえ、情報の提供を受ける。

また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。

1 実施状況

平成19年度より、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けている。

また、国公私立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した（国立大学法人等から192人、公私立大学から145人が参加）。同セミナーでは、大学情報データベースの法人評価への活用について報告し、海外での大学データベースの活用事例を紹介した後、国立大学や私立大学でのデータベース構築事例についての講演を行い、講演者を中心としたパネルディスカッションにより参加者と情報交換を行うとともに、アンケートを実施して各大学の要望等について確認した。また、公私立大学については、当該アンケートにより各大学の情報提供の要請の確認を行った。

2 評価と課題

大学情報データベースシステムは、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人から情報の提供を受けてきたが、引き続き、各国立大学法人等の協力の下に情報の提供を受ける。公私立大学については、情報提供の要請を確認した後、希望する大学には提供を依頼する。

また、公開セミナー等を開催し、国公私立大学等と情報交換を行い、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。

I－4－（１）－１） 大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供

② 大学等から提供された情報の整理・分析

大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用，機構の評価における活用や，大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため，大学等から提供を受ける情報の整理・分析を行う。

1 実施状況

平成19年度に引き続き，各国立大学法人等から収集したデータを機構において集計し，各国立大学法人等が自己評価の根拠資料として活用できるよう整理・分析を行った。

また，機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう，整理・分析を行った。

さらに，大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するため，整理・分析の方法についての検討を行い，機構のウェブサイト「大学情報データベースから得られる国立大学法人の集計値」として公表した。

2 評価と課題

各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人からデータを収集し，整理・分析を行ってきたが，引き続き，収集したデータを各国立大学法人の自己評価等に活用するため，検討を行う。また，大学情報を社会へわかりやすく提供するため，大学等に意見を伺いながら検討を行う。

I－4－（１）－１） 大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供

③ 評価担当者及び各大学等への情報の提供

上記で整理・分析された情報を，機構の評価担当者に提供するとともに，各大学等に提供していく。また，国民各層に利用しやすい形で提供していく。

1 実施状況

整理・分析された情報を各国立大学法人等における自己評価の根拠資料として活用できるよう，平成19年度に引き続き7月及び1月に提供を行い，機構の評価担当者へ6月及び7月に提供を行った。また，収集した情報を国民各層が利用しやすいように，提供方法・提供内容等について検討し，3月に「大学情報データベースから得られる国立大学法人の集計値」として機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

引き続き，各国立大学法人等から収集するデータを整理・分析し，大学等に提供する。また，国民各層へも，大学等から意見を伺いながら，データ範囲を拡大するなど，検討する。

I－4－（１）－１） 大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供

④ 大学情報データベースシステムによる情報提供の充実

大学情報データベースシステムの運用により，同システムのアクセス件数について，前年度比10%以上の増加となるように，情報提供の充実を図る。

1 実施状況

7月及び1月に国立大学法人等に，6月及び7月に機構の評価者に情報提供したことにより，昨年度のアクセス件数4,013件に対し，今年度6,259件と55.97%増加した。

○ 大学情報データベースのアクセス件数（平成21年3月現在）

年 度	平成19年度	平成20年度
件 数	4,013件	6,259件
前年度比	－	55.97%

2 評価と課題

大学情報データベースシステムについて，アクセス件数が前年度比55.97%増加し，情報提供の充実を図ることができた。

I－4－（１） 評価に関する情報の収集、整理、提供

２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

１ 実施状況

（１） 大学等の自己点検・評価及び外部評価に関する情報の収集、整理、提供

各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）へのリンク集を中核とする「大学情報ポータルサイト」を構築し、平成19年11月から運用を開始し、平成20年度は大学等の自己点検・評価及び外部評価に関する情報のさらなる充実を図り情報の提供を行った。

（２） 国内外の評価機関の情報の収集、整理、提供

国内の高等教育に関する評価機関と定期的に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を実施するとともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、情報の収集、整理を行った。

国外については、評価機関等への訪問、来訪者の受入れなどにより情報収集を行うとともに、INQAAHE や APQN などの国際的質保証ネットワークを通じて海外の評価機関等の情報収集を行った。

また、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の質保証システム等に関する調査を実施し、公的機関が発信する情報を国ごとの概要資料として収集・整理の上、英国の QAA や中国教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関をはじめとする国内外の関係機関の協力を得て当該資料の的確性や内容の充足度について確認を行った。

なお、収集した情報については、機構ニュースや機構のウェブサイトなどを通じて随時提供している。

（３） 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集、整理、提供

大学等が実施している教育研究活動に関する刊行物等の情報の提供については、「大学評価情報ポータルサイト」の構築により、大学等の機関ごとの情報の提供が可能となるなど、情報提供のための基盤整備ができ、順調に運用しており、各国公私立の高等教育機関の協力の下、大学等のポータルサイトの登録数の増加を図るとともに情報内容の充実に努め、ウェブ上で情報発信の強化を図っている。

（４） 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理、提供

国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し、評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。

収集した情報は、研究成果として、調査研究会でとりまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位研究』は機構のウェブサイトでも公開した。

また、INQAAHE や APQN が開催する国際会議等に参加し、国外の評価に関する調査・

研究に関する情報を収集した。これらの情報は適宜整理した上で機構内に周知したほか、諸外国の質保証システムに関する概要資料に反映させることで、当該資料の内容充実に活用した。

- (5) 平成19年度に機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供

機構が平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基礎として、「インフォメーションパッケージ」（P. 184参照）を中核とした外国語による情報発信業務を順次進めた。

パッケージの構成資料のうち、用語集については、用語集初版に対する意見募集を行ったのち、法令の改正等を踏まえて初版の改訂作業を進め、「高等教育に関する質保証関係用語集第2版」（案）としてとりまとめた。また、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報は「諸外国の質保証システムの概要（日本版）」として集約し、日本語・英語の2か国語により提供するための準備をすすめた。機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準は、用語集初版を踏まえて英訳作業を進め、機構内や関係機関への意見照会を経て、平成21年3月に完成した。

2 評価と課題

大学等が実施している自己点検・評価及び外部評価に関する情報の提供については、「大学評価情報ポータルサイト」の構築により、大学等の機関ごとの情報の提供が可能となるなど、情報提供のための基盤整備ができ、順調に運用しており、各国公私立の高等教育機関の協力の下、大学等のポータルサイトの登録数の増加を図るとともに情報内容の充実に努め、ウェブ上で情報発信の強化を図っている。

また、国内関係機関との連絡会の実施、質保証に関する諸外国の調査の実施、APQN 年次総会の機構による主催、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実に行った。

特に、我が国の大学評価に関する情報の外国語による提供として、平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基礎として、「インフォメーションパッケージ」（P. 184参照）を中核とした外国語による情報発信業務を組織的に実施し、高等教育に関する質保証関係用語集（第2版）、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する概要資料、機構の認証評価に関する資料の英訳版としてそれぞれとりまとめた。

今後は、本パッケージを柱として、機構の評価事業を含む我が国の大学評価に関する情報について外国語による発信の充実に努めていくこととしている。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集，整理，提供
大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

機構では，大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報について，評価報告書等の収集，整理を中心に実施してきたところであるが，大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには，より情報の提供に重心をおく必要があることから，「大学評価情報ポータルサイト」を構築し運用している。

「大学評価情報ポータルサイト」は，各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）への窓口の役割を担っている。

平成20年度においてもライブラリに高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり，随時大学等の評価情報のニュース・イベント等の情報提供（60件）をトピックスに掲載するなどにより掲載内容の更新充実を行った。

○ 大学評価情報ポータルサイトのコンテンツ

（１）機関情報（国内の国公立大学，短期大学，高等専門学校の機関ごとの情報）の更新充実

- ・ 基礎情報：ホームページ URL，理念，中期目標・中期計画など
- ・ 評価情報：自己点検・自己評価，外部評価，第三者評価など
- ・ 教育研究情報：特色ある取組み，刊行物書誌情報など

（２）ライブラリ（機構で収集，整理した情報等）の更新充実

- ・ 我が国の高等教育の評価，認証評価制度，国立大学法人評価，専門職大学院の評価，専門分野別評価の取組，高等教育に関する質保証関係用語集など

（３）トピックスの更新充実（60件）

- ・ 大学評価に関するニュース，イベントなど

○ 大学評価情報ポータルサイトへ情報提供のあった機関数（平成21年3月31日現在）

	国立	公立	私立	合計
大学	84	29	127	240
短期大学	—	8	33	41
高等専門学校	47	0	1	48
合計	131	37	160	329

○ 大学評価ポータルサイトのアクセス件数

(件)

アクセス件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	13,318	11,176	22,367	35,293	17,587	12,597	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	16,094	13,892	11,505	12,731	12,832	14,353	193,745

2 評価と課題

大学等が実施している自己点検・評価及び外部評価に関する情報の提供については、「大学評価情報ポータルサイト」の構築により、大学等の機関ごとの情報の提供が可能となるなど、情報提供のための基盤整備ができ、順調に運用しており、各国公私立の高等教育機関の協力の下、大学等のポータルサイトの登録数の増加を図るとともに情報内容の充実に努め、ウェブ上で情報発信の強化を図っている。

今後は、機関情報への情報提供をさらに呼びかけるなど、掲載機関の増加を図るとともに、「大学評価情報ポータルサイト」の利便性の向上やライブラリーやトピックスの情報の充実に図り、より魅力的な内容に充実させるなどして、利用者の増加を図るための広報活動を行うことを検討する。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

② 国内外の評価機関の情報の収集，整理，提供

国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

（１）国内の高等教育に関する評価機関の情報の収集，整理，提供

国内の高等教育に関する評価機関と定期的に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催する（４，７，１０，２月の全４回）とともに，これらの機関が実施するセミナー等に参加し，平成19年度に実施した評価及び平成20年度に実施する評価についての情報収集及び提供，今後の評価の円滑な実施のための検討を行った。

○ 国内の高等教育に関する評価機関の実施するセミナー等への参加状況

- ・平成20年４月21日 大学基準協会 大学評価実務説明会
- ・平成20年４月25日 大学基準協会 経営系専門職大学院評価実務説明会
- ・平成20年10月10日 大学基準協会・大学 評価セミナー

（２）国外の高等教育に関する評価機関の情報の収集，整理，提供

諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等への訪問（２カ国４機関），評価機関関係者等との個別協議（２カ国２機関），関係者の招へい（１カ国１機関１人），及び来訪者の受入れ（３カ国３機関31人）により，当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について，情報収集及び意見交換を行った。特に，英国の QAA 及び中国の教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関とは，覚書に基づく二国間の継続的な情報交換のための体制整備をすすめた。また，INQAAHE や APQN など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて，諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集した。収集した情報は順次整理し，必要に応じて翻訳した上，機構のウェブサイトまたは機構内の電子掲示板へ掲載し，機構の行う評価事業への活用に供した。

機構外への情報提供としては，上記の活動について機構ニュースを通じて発信したほか，関連資料等をウェブサイトに掲載した。

また，機構の評価事業の改善向上や今後の業務方針の策定，及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として，平成20年度に新たに，我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度，評価機関等に関する調査を行った。公的機関が発信するウェブページから関連情報の収集を行い，国ごとの概要資料「諸外国の質保証システム」として整理した上で，英国の QAA や中国教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関をはじめ，国外の質保証機関や質保証ネットワーク，在日大使館等に内容確認や情報提供等により本調査への協力を得た。また，評価機関等への訪問や国際会議を通じて入手した情報も適宜当該資料に反映させた。

平成20年度は、日本のほか、米国、英国、オーストラリア、及び中国を調査対象として情報収集・整理を行った。今後は内容が確定したものから順次情報発信していくこととしている。

また、国外の質保証機関等の本調査への協力機関については、今回に限らず引き続き協力をいただくこととしており、継続的・組織的な情報の収集・発信体制の充実に努めた。

○ 高等教育の質保証に関する国際会議等への参加状況

- ・平成20年5月15日～16日 INQAAHE 2008 Forum（アルゼンチン）
- ・平成20年11月18日～19日 2nd UNESCO/CHEA Degree Mill Meeting（フランス）
- ・平成21年1月26日～29日 CHEA 2009 Annual Conference and National Accreditation Forum, International Seminar（米国）
- ・平成21年2月12日～13日 日英学長会議（英国）
- ・平成21年3月4日～5日 APQN 2009 Conference and Annual General Meeting（ベトナム）

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問状況

- ・平成20年5月29日～6月6日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)（英国）
- ・平成20年9月28日～30日 教育部高等教育教学評価センター, 教育部学位・大学院教育発展センター, 教育部高等教育評価課（以上、中国）
- ・平成21年3月18日～20日 教育部高等教育教学評価センター, 教育部学位・大学院教育発展センター（以上、中国）

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等関係者との個別協議の実施状況

- ・平成20年5月30日 Higher Education Funding Council for England (HEFCE) 関係者（英国）
- ・平成21年1月26日 韓国大学教育評議会（米国 ※ CHEA2009総会期間中に実施）

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等関係者の招へい状況

- ・平成20年7月7日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)（英国）より1人

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等からの機構への来訪状況

- ・平成20年8月27日 タイ教育省教育委員会室（タイ）より27人
- ・平成20年11月6日 オーストラリア政府国際教育機構（オーストラリア）より2人
- ・平成20年11月12日 National Authority for Quality Assurance and Accreditation in Education (NAQAAE)（エジプト）より2人

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の資料の翻訳状況

- ・高等教育の質及び水準保証のための実施規範第2編（2004年9月改訂）共同教育プログラム及びeラーニング等の柔軟型・分散型学習

2 評価と課題

国内外とも評価の情報を中心として高等教育に関する情報を着実に収集、整理するとともに、国内評価機関、海外関係機関との緊密な関係構築などにより継続的かつ組織的な情報の収集体制の構築を行った。

特に、国外の評価機関を中心とする高等教育の質保証に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するための方策として、諸外国の質保証システム等に関する調査を行い、国内外の関係機関の協力を得て公的な情報を収集・整理することができた。

また、情報の提供に関しては、「大学評価情報ポータルサイト」を情報発信の強化を図るとともに、適宜、訪問、来訪等による交流を含めて収集した情報を機構ニュースなどへの掲載によるウェブサイトでの情報提供、シンポジウムや講演会等を通じて積極的な情報提供に努めた。

今後は、「大学評価情報ポータルサイト」の内容充実などによる国内評価機関の情報提供を行うとともに、諸外国の質保証システム等に関する調査結果として収集・整理した情報を国ごとの概要資料として広く発信することとしている。また、機構と国外の評価機関等との連携協力等の状況を踏まえながら、当該調査対象を順次拡大していくことも想定している。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集，整理，提供
 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス，研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

機構では，高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物及びその所在情報について，調査を通じてその書誌情報等の収集，整理を中心に実施してきたところであるが，大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには，より情報の提供に重心をおく必要があることから，「大学評価情報ポータルサイト」を構築し，運用している。

「大学評価情報ポータルサイト」は，各大学等の教育研究活動の情報や評価に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）への窓口の役割を担っている。

平成20年度においてもライブラリに高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり，随時大学等の評価情報のニュース・イベント等の情報提供（60件）をトピックスに掲載するなどにより掲載内容の更新充実を行った。

○ 大学評価情報ポータルサイトのコンテンツ

（１）機関情報（国内の国公立大学，短期大学，高等専門学校の機関ごとの情報）の更新充実

- ・ 基礎情報：ホームページ URL，理念，中期目標・中期計画など
- ・ 評価情報：自己点検・自己評価，外部評価，第三者評価など
- ・ 教育研究情報：特色ある取組み，刊行物書誌情報など

（２）ライブラリ（機構で収集，整理した情報等）の更新充実

- ・ 我が国の高等教育の評価，認証評価制度，国立大学法人評価，専門職大学院の評価，専門分野別評価の取組，高等教育に関する質保証関係用語集など

（３）トピックスの更新充実

- ・ 大学評価に関するニュース，イベントなど

○ 大学評価情報ポータルサイトへ情報提供のあった機関数（平成21年３月31日現在）

	国立	公立	私立	合計
大学	84	29	127	240
短期大学	—	8	33	41
高等専門学校	47	0	1	48
合計	131	37	160	329

○ 大学評価ポータルサイトのアクセス件数

(件)

アクセス件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	13,318	11,176	22,367	35,293	17,587	12,597	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	16,094	13,892	11,505	12,731	12,832	14,353	193,745

2 評価と課題

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等に関する情報については、「大学評価情報ポータルサイト」の構築により、大学等の機関ごとの情報の提供が可能となるなど、情報提供のための基盤整備ができ順調に運用しており、各国公私立の高等教育機関の協力の下、大学等のポータルサイトの登録数の増加を図るとともに情報内容の充実に努め、ウェブ上で情報発信の強化を図っている。

今後は機関情報への情報提供をさらに呼びかけるなど、掲載機関の増加を図るとともに、「大学評価情報ポータルサイト」の利便性の向上や内容の充実などにより利用者の増加を図るための広報活動を行うことを検討する。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集，整理，提供
国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し，評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。

収集した情報は，研究成果として，調査研究会でとりまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位研究』は機構のウェブサイトでも公開した。

また，平成20年5月の INQAAHE メンバーフォーラム，平成21年1月の CHEA2009総会，同年3月の APQN2009総会等の国際会議に参加し，海外の評価に関する調査・研究情報を収集した。これらの情報は適時整理した上で，機構内への周知を図った。また，機構の評価事業の改善向上や今後の業務方針の策定，及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として平成20年度に新たに開始した，我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度，評価機関等に関する調査を進めるなかで，国際会議等で得た情報を参照するとともに，調査結果として作成している各国の概要資料の中に適宜反映させた。今後は，本資料の公開を通じて当該収集情報を提供することとしている。

また，平成20年7月に機構が主催した大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」の講演者等の発表資料を機構のウェブサイトにて公開した。

○ 調査研究会報告書，『大学評価・学位研究』刊行状況

- ・平成20年12月 『大学評価・学位研究』第8号
- ・平成21年3月 『大学評価・学位研究』第9号

○ 海外の評価に関する調査・研究情報の収集状況

- ・ Development of Quality Assurance Network in Taiwan Higher Education From Centralization to Decentralization (Taiwan)
- ・ Methods to Develop Internal Quality Assurance in Higher Education Institutions (Mongolia)
- ・ Accreditation of Programmes as a 'Best Practice' Example of Quality Assurance in Germany ? The Quality Assurance Approach and Strategy of the Foundation for International Business Administration Accreditation (Germany)
- ・ Establishing and Strengthening Internal Quality Assurance in Higher Education Institutions (Vietnam)
- ・ Utilizing International Standards and Processes for Domestic Quality Assurance for Institutions and Programs (USA)

- ・ The Impact of National Accreditation Policy on Universities in Vietnam (Vietnam)
- ・ The Role of Disciplinary Qualification Frameworks in Europe (Germany)
- ・ Quality Assurance Criteria for Vietnamese Higher Education Institutions: A View from Constructive Alignment (Vietnam)
- ・ An Integrated Approach towards Accrediting Education Institutions at the Regional Level (Russia)
- ・ Quality Assurance and Accreditation in Higher Education in Nepal (Nepal)
- ・ Quality Assurance Issues in Open and Distance Learning National Contexts and International Aspirations (Bangladesh)
- ・ Quality Assurance of Research in Universities: Strengthening the National Higher Education System (Sri Lanka)
- ・ Evaluation of Sustainable Development of Higher Education (China)
- ・ Student Participation in Quality Assurance (APQN Project)
- ・ Transnational Education (APQN Project)
- ・ The Chiba Principles (APQN Project)

など

2 評価と課題

国内外の評価に関する調査・研究に関する情報については、国内外の関係機関が開催するセミナー等に参加し、積極的な情報収集を行うとともに、情報の一元管理を行うことにより情報の整理を着実に実施することができた。

特に、海外の評価に関する調査・研究情報について、当該国の公的機関が提供する情報を機構が作成している諸外国の質保証システムの概要資料に反映させた。これにより、当該国の高等教育制度等の基本情報とあわせ、より有用な情報として高等教育関係者に提供していくことが期待される。

今後の課題としては、収集、整理を行った情報の質の管理という観点から、一時的ではなく継続的、なおかつ信頼ある形で情報を更新・提供するための情報の収集・発信体制を充実させていく必要がある。また、大学等や社会のニーズに応える形で提供するための情報の発信方法について引き続き検討していくとともに、当該分野の研究者・実務担当者の育成など調査・研究の情報を広く普及するための検討を行う必要がある。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

- ⑤ 大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報の外国語による提供
機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。

1 実施状況

我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して継続的かつ適確に情報発信するという観点から、機構が平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基礎として、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信業務を順次進めた。

インフォメーションパッケージとは、「高等教育に関する質保証関係用語集」及び「諸外国の質保証システムの概要」に加え、評価に関する具体的な情報として、機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準（英訳版）をひとつのパッケージとして一元的に発信するものである。国外の質保証機関等との連携協力に際し、国境や言語の壁を越えて効果的な連携協力を実現するためには、背景となる歴史等を含めた高等教育質保証のシステムについて、当該国同士の相互理解を高めることが不可欠である。このことから機構では、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、インフォメーションパッケージの作成を行うこととしたものである。

パッケージの各構成資料については、それぞれの収録情報の性質や範囲に応じた実施体制を機構内に整備するとともに、英国の QAA 及び中国教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関をはじめとする国内外の関係機関の協力を得て作成にあたった。

「高等教育に関する質保証関係用語集」は、はじめに平成19年度に作成した用語集初版に対する意見募集を国内外の高等教育関係者に対して行った。寄せられた意見や指摘を踏まえ、また大学設置基準等の法令改正や高等教育の動向等に基づき、収録用語・定義の修正や新規収録を適宜行い、「高等教育に関する質保証関係用語集第2版」（案）としてとりまとめた。

また、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報は、「諸外国の質保証システムの概要（日本版）」として、日本語・英語の2か国語により収集・整理した。

機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準は、平成19年度に作成した用語集初版を踏まえて英訳作業を進め、機構内や関係機関への意見照会を経て、平成21年3月に完成した。

本パッケージの完成後は、国外の評価機関等との連携協力の場面で活用するとともに、相互理解を図るための有用なツールとして、国内外に広く紹介していくこととしている。すでに、平成21年3月の APQN2009総会の分科会において本パッケージの発表を行ったが、優れた取組として英国の QAA をはじめ様々な国・地域で認知されており、なかには見本として自国の用語集を作成したいとの意向を示す機関もあるなど、本パッケージに対して大きな反響を得ているところである。今後も引き続き本パッケージを柱として、機構の評価事業を含む我が国の大学評価に関する情報について外国語による発信の充実に努めていくこととしている。

2 評価と課題

大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報の外国語による提供について、平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基盤として、インフォメーションパッケージの作成につなげることができた。今後は、本パッケージを全面的に完成させることが当面の業務となるが、完成後は国外の質保証機関等との協力活動の場で活用していくとともに、相互理解を図るための有用なツールとして国内外に広く紹介していくこととしている。

また、当該パッケージを基に、制度や背景が異なる国外の機関との相互理解を促進する上で、最適な情報の質や効果的な発信手段等について検討を進めていくことにしている。このための機会として、機構、英国の QAA、中国の大学評価機関等の間で平成21年度に国際ワークショップの開催を予定している。

英語以外の言語については、中国教育部高等教育教学評価センターとの覚書に基づく協力プロジェクトの一環として、機構の作成した用語集を基礎とした中国側の用語集作成を順次進めているところである。今後、中国側の進捗状況を踏まえ、機構の用語集の多言語での情報発信も視野に入れた協力活動を展開していくことを検討している。

I-4-(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

1 実施状況

学位授与事業において、学習の機会に関する情報の収集、整理、提供は、学位授与業務、調査研究と並ぶ主たる業務の一つであり、多様な学習機会を求める者への情報として、主に次のような情報を提供した。

(1) 科目等履修生制度に関する情報

科目等履修生制度は、短期大学、高等専門学校卒業者などが、機構に学位を申請するための単位を修得する上で、重要な制度の一つである。機構では、大学における科目等履修生制度の実施状況について、平成4年度から毎年度、各大学への調査を行い、その結果をまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」として機構のウェブサイトで公開している。

(2) 認定専攻科に関する情報

機構が認定した専攻科に係る情報については、平成5年度から毎年度、認定専攻科を置く短期大学や高等専門学校への調査を行い、その結果をまとめ、「独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」として機構のウェブサイトで公開している。

(3) ウェブサイトによる情報提供

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した上で各段階ごとに詳細な説明を加えるとともに、FAQ(Q&A)を充実した。また、短期大学・高等専門学校の専攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例などの情報を電子媒体で提供するため、記入例などをまとめた手引をウェブサイトに掲載した。さらに、学習情報の提供の一環として、学位授与に関する各種資料を積極的に公開し、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約45万件であった。

2 評価と課題

学習機会を求める国民への情報提供として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し機構のウェブサイトで公開した。

また、国民や申請予定者などに事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容などについて改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約45万件であった。

今後も、国民や申請者などに情報を積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法などを検討していくこととしている。

I-4-(2)-1 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

① 科目等履修生制度に関する情報

「平成20年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公開する。

(1) 「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、各国公私立大学に対し、平成20年度の科目等履修生制度の登録者数及び平成21年度における科目等履修生制度の開設予定の調査を実施した。

なお、最新の情報を公開するため、調査時期を多くの大学において科目等履修生制度が決定される11月下旬とし、1月下旬に公開した。

なお、各大学からの調査結果をとりまとめた「科目等履修生制度の開設大学一覧」については、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとしており、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。

(2) ウェブサイトでの公開状況

「科目等履修生制度の開設大学一覧」を、利用者の利便のため機構のウェブサイトで公開した。

平成20年度の「科目等履修生制度の開設大学一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で55,500件、月平均で約4,600件であった。

○ 科目等履修生制度の開設大学一覧のアクセス数 (件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
5,204	4,858	5,808	5,980	4,586	4,072	3,649	3,117	3,561	5,235	5,271	4,159	55,500

2 評価と課題

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を利用者の利便に配慮してウェブサイトで公開した。アクセス件数が、年合計で55,500件、月平均で約4,600件ほどであり、科目等履修生として学習することを希望する者などに有効に活用されている。

今後も、申請者などに情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法などを検討していくこととしている。

I-4-(2)-1 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

② 認定専攻科に関する情報

「平成20年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公開する。

1 実施状況

(1) 「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、平成20年4月25日付け文書で、5月20日を回答期限にして、機構が認定する国公立短期大学及び高等専門学校の専攻科に対して、平成20年度における「専攻科・専攻情報」及び「学生募集の概要」の調査を実施した。

各専攻科からの調査結果をとりまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、機構ウェブサイトで公開した。なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開しているが、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。

(2) ウェブサイトへの公開状況

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を電子文書化し、機構のウェブサイトで公開している。

平成20年度の「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で23,900件、月平均で約2,000件であった。

○ 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧のアクセス数 (件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,548	1,781	1,935	2,095	3,375	3,450	2,406	1,704	1,235	1,212	1,519	1,640	23,900

2 評価と課題

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、利用者の利便にも配慮してウェブサイトで公開した。この一覧は、大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す上で非常に有効な情報となっており、アクセス件数は、合計で23,900件、月平均で約2,000件であった。

今後も、申請者などにとってより利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法などを検討していくこととしている。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

③ 大学情報データベースシステムによる情報の活用

大学情報データベースシステムによる情報を活かし、学習の機会に関する情報の収集、整理、提供に役立てる。

1 実施状況

大学情報データベースシステムを活用しての情報提供については、システム構築の当初段階において国公立大学で開設している授業科目や、科目等履修生制度等に関する情報がデータ項目として検討されており、これらのデータの学位授与審査への活用や学修者への提供を検討していたものであるが、同システムの実施段階において、大学等の負担を考慮し、最低限のデータ項目に厳選することとなり、開設授業科目等に関するデータは収集しないこととなったため、同システムを活用した情報の提供は行っていない。

しかしながら、それに代わる情報提供の手段として、科目等履修生制度の開設状況に関する情報を収集、整理し、「科目等履修生制度の開設大学一覧」としてとりまとめ、情報の提供を行った。

また、学習の機会に関する情報提供の一つとして、機構が認定した短期大学・高等専門学校の特攻科についても、「短期大学・高等専門学校特攻科一覧」としてとりまとめ、情報の提供を行った。

2 評価と課題

大学情報データベースシステムにおいて収集するデータ項目の見直しなどにより、同システムを活用した学習の機会に関する情報の収集、整理、提供は行っていないが、それに代わる手段として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「短期大学・高等専門学校特攻科一覧」を作成し、情報の提供を行った。

今後は、学習の機会に関する情報として有効なデータの収集、整理、提供について、関係大学法人との連携・協力を図りながら検討していくこととする。

I-4-(2)-1 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

④ ウェブサイトによる情報提供の充実

ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。

1 実施状況

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、平成20年度においてもページの構成及び内容などについて改善・充実した。

具体的には、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した形で掲載し、「基礎資格の確認」、「単位の修得」、「レポート作成」、「申請」、「試験」、「機構での審査」及び「合格後の学位取得」の各段階ごとに、詳細な説明を加えるとともに、FAQ（Q&A）を充実することで、利用者がより分かりやすいように工夫した。

また、短期大学・高等専門学校の専攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例などの情報を電子媒体で提供するため、記入例などをまとめた手引をウェブサイトに掲載した。

さらに、学習情報の提供の一環として、「短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等への学位授与者数」、「学位授与者数の推移」、「基礎資格別学位授与者数の内訳」、「認定専攻科数一覧」、「分野別認定専攻科専攻数」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程一覧」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）修了者への学位授与者数」及び「機構による学位授与に係る学校・教育施設の概略図」などの学位授与に関する各種資料をウェブサイトで積極的に公開した。学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で452,248件、月平均で約37,687件であった。

○ 学位授与事業関係のアクセス数

(件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
40,345	35,340	33,944	37,371	38,214	44,250	35,548	28,963	30,293	37,057	44,949	45,974	452,248

2 評価と課題

平成20年度も、学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容などについて改善・充実した。

この結果、平成20年度の学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画どおりの約45万件となった。

今後も、申請予定者などにとって必要な情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法などを検討していくこととしている。

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

1 実施状況

(1) 国内については、認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構との4機関で「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、平成20年度は幹事持ち回りにより4回開催した。認証評価機関間の連携に関し、機構の提案でWGを立ち上げ21年度に向けて具体的方策の検討を開始することとしている。

(2) 国外に関しては、英国のQAA (Quality Assurance Agency for Higher Education)、中国の教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関との間で具体的な協力事業の実施を通じて、それぞれ二国間の評価・質保証分野における連携協力体制を進展させた。覚書締結機関以外についても、中国の教育部学位・大学院教育発展センターとの間で覚書締結を視野に入れた連携方策についての協議を行ったほか、韓国の大学評価機関等の諸外国の評価機関等との間で情報共有のための協力関係の構築を図った。

高等教育の質保証に関する国際的な諸機関等の活動への参画については、各国の質保証に関する取組の情報収集とともに、機構の取組を積極的に発信するため、APQN (Asia-Pacific Quality Network)、INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education)、UNESCO 等が開催する国際会議に参加した。特に、APQNにおいては、機構の川口理事が副会長として当該ネットワークの運営に精力的に参画した。

2 評価と課題

国内については、各認証評価機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」の継続的な実施により、各認証評価機関の評価事業の内容に関する理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題等について率直な意見交換や情報交換を行うことができた。

平成20年度以降も、連絡会での情報交換等やシンポジウムの開催を通じ、各評価機関との連携・協力を積極的に進めていくこととしている。

また、国外については、英国のQAAと中国の教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関との間で、それぞれの覚書に基づく協力活動を推進し、連携協力体制を進展させることができた。覚書締結機関以外の評価機関等との間でも、覚書の締結を視野に入れた連携方策の協議を行うなど、国外の質保証機関等との連携協力関係を着実に深めている。

また、諸外国評価機関等への訪問、フォーラム開催による国外関係者の招へいなどにより、個別の情報交換等についても引き続き着実にを行った。

高等教育の質保証に関する国際的な諸機関等の活動への参画についても、APQN, INQAAHE等の実施する国際会議への参加等を引き続き行った。特に、平成20年度は機構の川口理事がAPQNの副会長として当該ネットワークの運営に精力的に参画した。

今後は、QAA との間で計画しているインフォメーションパッケージに関する国際ワークショップの実施をはじめ、具体的な協力活動や情報交換等を通じて、我が国と高等教育分野での関係の深い国・地域との協力関係を引き続き進展させていくこととしている。

① 国内の他の評価機関との連携・協力

国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。

1 実施状況

認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構との4機関で「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、平成20年度は幹事持ち回りにより4回開催した。

連絡会では、認証評価の方法について各大学等の個性や特色が十分発揮できるような評価をどう実施していくか、また公共的な機関として教育研究活動の状況をどのように社会に示していくか等について意見交換を行い、評価基準や評価方法等の今後の検討に役立てた。

この連絡会において、機構としては、各機関からの情報等を収集し、それらの情報について、機構内の評価事業の検討における参考とするとともに、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を担うべき機構の性格を十分に念頭に置きつつ、各評価機関に対し、具体的に評価を実施する際の評価部会の構成、及び具体的評価の方法等、機構が持つ評価のノウハウ等について各評価機関が行う評価に資するよう積極的に情報提供を行った。

また、各評価機関間の連携方策について検討するWGを機構の提案により立ち上げ今後の具体的方策について検討を進める一方、各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員等の相互の参加等により、評価機関間の連携協力の強化を図った。

2 評価と課題

各認証評価機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を4回開催し、各認証評価機関の評価事業の内容に関する理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題等について率直な意見交換や情報交換を行うことができた。

平成21年度以降も、連絡会での研修会、情報交換等やシンポジウムの開催を通じ、各評価機関との連携・協力を積極的に進めていくこととしている。

また、海外との連携協力という観点から、APQNの正会員である財団法人大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、その実施について協力関係を構築したことを踏まえ、引き続き両機関との国際的な質保証の分野での協力関係を深めていくことについて検討することとしている。

② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築

INQAAHE, APQN 等の国際的な高等教育の質保証に関する会議に積極的に参画するとともに、諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する機関・組織等との情報共有、協力体制を推進する。

1 実施状況

（１）国際的な高等教育の質保証に関する会議への参画

国境を越えて提供される高等教育の進展を背景として国際的な高等教育質保証に関する議論が活発化するなか、機構では、INQAAHE, APQN 等の国際的ネットワークの会議をはじめ、国際的な高等教育の質保証に関する会議に参加し、各国・地域の質保証の動向や取組に関する情報交換や議論を行った。特に、平成21年3月に開催された APQN の年次総会では、機構から日本の高等教育機関における経営手法に関する調査結果の発表を中心としたプレゼンテーション、及びインフォメーションパッケージ・プロジェクトについての2件の分科会発表を行い、情報収集のみならず国外に向けて機構の評価に関する取組事例を積極的に発信した。

○ 高等教育の質保証に関する国際会議等への参加状況

- ・平成20年5月15日～16日 INQAAHE 2008 Forum（アルゼンチン）
- ・平成20年11月18日～19日 2nd UNESCO/CHEA Degree Mill Meeting（フランス）
- ・平成21年1月26日～29日 CHEA 2009 Annual Conference and National Accreditation Forum, International Seminar（米国）
- ・平成21年2月12日～13日 日英学長会議（英国）
- ・平成21年3月4日～5日 APQN 2009 Conference and Annual General Meeting（ベトナム）

○ APQN年次総会における分科会発表テーマ

- ・ Finding the Best Path for Internal Quality Assurance:
Pros and Cons of Management Techniques in Higher Education Institutions
（内部質保証における最善の道の探求－高等教育機関のマネジメントにおける様々な取組－）
- ・ Development of Information Package : To promote Mutual Understanding
（インフォメーションパッケージを通じた相互理解の促進）

（２）諸外国の評価機関等との情報共有、協力体制の整備状況

高等教育の質保証機関等における国境を越えた連携協力の重要性が高まる中、機構では、英国の QAA との間で覚書に基づく具体的な協力活動を実施し、日英間の評価・質保証分野の連携協力関係を深化させた。また、中国についても、中国教育部高等教育教学評価センターとの間で覚書に基づく協力プロジェクトの実施や連携協力の方針等の協議を行った。さらに中国教育部学位・大学院教育発展センターとの間でも覚書の締結を視野に入れた連携方策

の協議を進めるなど、中国の複数の大学評価機関との連携協力体制を進展させた。

英国、中国以外についても、韓国の大学評価機関の関係者と協議を行うなど、我が国と高等教育分野での関係の深い国・地域との評価・質保証分野における協力関係の足がかりをつくった。

また、APQN に関して、機構の川口理事が APQN の副会長として当該ネットワークの運営や年次総会の企画・実施に参画し、アジア太平洋地域における質保証機関等との連携協力関係を深めた。

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問状況

- ・平成20年5月29日～6月6日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) (英国)
- ・平成20年9月28日～30日 教育部高等教育教学評価センター, 教育部学位・大学院教育発展センター, 教育部高等教育評価課 (以上, 中国)
- ・平成21年3月18日～20日 教育部高等教育教学評価センター, 教育部学位・大学院教育発展センター (以上, 中国)

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等関係者との個別協議の実施状況

- ・平成20年5月30日 Higher Education Funding Council for England (HEFCE) 関係者 (英国)
- ・平成21年1月26日 韓国大学教育評議会 (米国 ※ CHEA2009総会期間中に実施)

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等関係者の招へい状況

- ・平成20年7月7日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) (英国) より1人

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等からの機構への来訪状況

- ・平成20年8月27日 タイ教育省教育委員会室 (タイ) より27人
- ・平成20年11月6日 オーストラリア政府国際教育機構 (オーストラリア) より2人
- ・平成20年11月12日 National Authority for Quality Assurance and Accreditation in Education (INAQAAE) (エジプト) より2人

○ 公開フォーラム等の開催状況

- ・平成20年7月7日 大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」(参加者311人)
- ・平成20年7月8日 大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」ワークショップ (参加者27人)

2 評価と課題

国際的な高等教育の質保証に関する会議への参画については、INQA/AHE, APQN, UNESCO 等の実施する国際会議に引き続き参加し、質保証に関する取組の紹介や経験の共有を積極的に行った。

諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の整備状況については、英国の QAA との覚書に基づく協力活動の推進を図るとともに、中国の教育部高等教育教学評価センターとの覚書に基づく協力活動の具体化を図るなど、2つの覚書締結機関を中核とした連携協力体制を強

化した。さらに、中国の教育部学位・大学院教育発展センターとの覚書締結を視野に入れた連携方策の協議を進めたほか、韓国の大学評価機関の関係者と協議を行うなど、我が国と高等教育分野での関係の深い国・地域との協力関係を展開させた。

また、国際会議への参加やフォーラム開催による国外の専門家の招へいなどにより、個別の情報交換等についても引き続き着実に行った。特に、川口理事が APQN の副会長として APQN 年次総会の企画・運営に携わったこと、分科会において機構の取組の発表を行ったことにより、機構の有する知的資源やノウハウの提供を積極的に行った。

今後は、覚書締結機関のある英国、中国との連携協力をさらに推進するとともに、高等教育分野で我が国と関係の深い国・地域との情報共有及び協力の体制を構築していくこととしている。また、我が国の質保証システムの質的充実に供していくため、国際会議への参加や評価機関等との情報交換も引き続き進めていくこととしている。

③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築

日英高等教育に関する協力プログラムの成果を踏まえ、英国の大学評価機関等との協力体制等を確立する。

1 実施状況

英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制の確立について、機構は、英国の QAA との間で、平成19年2月に締結した覚書に基づき、具体的な協力活動を実施するとともに、これまでの協力実績を踏まえた今後の協力方針や活動内容について協議を行うなど、組織レベルの連携協力関係を着実に深化させた。

まず、機構が平成19年度に開始した高等教育に関する質保証関係用語集プロジェクト以来、QAA には協力機関としてプロジェクトに参画いただいているが、今年度に本格開始したインフォメーションパッケージ・プロジェクトにおいても大学評価先進国としての知見を提供いただいている。特に、QAA からは機構の用語集プロジェクトに対し、評価機関や大学等が連携協力を図る際にそれぞれの制度や特徴を相互に理解する上で優れた取組であるとの高い評価を得ているところである。

また、機構と QAA との間で平成21年度にインフォメーションパッケージに関する国際ワークショップを共同で開催することの合意形成がなされた。今後は、本ワークショップの開催に向けてより緊密に連携を図っていくこととしている。

このほか、QAA が平成20年6月に開催した年次会合に機構の川口理事及び教職員が招待参加するとともに、平成20年7月に機構が開催した大学評価フォーラムに QAA のキャロライン・キャンベル国際課長を招へいし、英国における評価の活用事例等についての発表をいただくなど、教職員の交流を通じて両国の高等教育質保証に関する取組や経験の共有を図った。

QAA 以外にも、英国の Higher Education Funding Council for England (HEFCE) の関係者と会談を行い、活動状況や今後の業務の方向性等について情報交換を図った。

2 評価と課題

平成19年度の日英高等教育に関する協力プログラムの終了以降、機構の業務である評価・質保証の分野において、QAA をカウンターパートとした英国との連携協力を引き続き推進しているところであり、覚書に基づく具体的な協力活動の実施等により、日英間の評価・質保証分野の連携協力体制を着実に進展させているところである。

今後は、機構と QAA の共催によるインフォメーションパッケージに関する国際ワークショップを協力事業の中核として実施していくとともに、これまでの協力実績と世界的な高等教育の動向等を見据えながら、今後の連携協力の方向性について協議していくこととしている。

(2) 広報活動の実施

1 実施状況

機構における広報に関する必要事項を協議・実践することを目的に広報委員会を置き、広報活動に関する企画立案を行うとともに、各事業等の担当課等との連携の下に、広報活動を積極的に推進した。

(1) 機構の活動等の積極的発信

機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」において、各事業の活動等に関する情報をウェブサイト版で、年12回（毎月発行）発信した。

機構ウェブサイトによる広報活動については、各事業における活動等の情報を迅速に発信するとともに、利用者の利便のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。

また、機構の事業について広く国民に認知され理解が得られるよう、引き続き、広報番組を2本を作成するなど、より視覚的・直感的に理解されやすい映像コンテンツの作成・配信を行った。

(2) 機構ウェブサイトへのアクセス数の調査及び調査結果の広報活動への活用

月毎に機構ウェブサイトへのアクセス件数を調査し、ウェブサイトの利用状況の把握に努めた。機構ウェブサイト全体へのアクセス件数は250万件を超え、平成19年度と比較すると30万件（約13.1%）の増加となった。

アクセス件数の調査結果は、広報活動の成果を見積もる指標として活用したほか、アクセス数が減少しているウェブページの要因分析及び対策に活用するための資料として収集した。

2 評価と課題

機構の活動等について、ウェブサイトを中心として積極的に情報を発信し、事業の円滑な運営に寄与することができた。

特に、引き続き広報番組を2本作成するなどより視覚的に訴えやすい映像コンテンツの作成・配信を行い、機構の事業について広く国民に認知され理解が得られるよう取り組んだ。

今後の課題としては、引き続き広報番組などの映像コンテンツの蓄積を図っていくほか、ウェブサイトのさらなる利便性の向上やより安価で効果の高い広告媒体の利用を検討することなどが挙げられる。

引き続き、ウェブサイトなどの特性を生かした広報活動を実施することで、機構の事業活動について広く国民の理解を得ることとしたい。

I-5-(2) 広報活動の実施

① 機構の活動等の積極的発信

広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業に係る活動等を大学等の関係者のみならず、広く国民一般に理解してもらうため、広報誌及びウェブサイト等により機構の活動等に関する情報を発信した。その具体的な実施状況は、次のとおりである。

(1) 広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」による広報活動の実施

評価事業及び学位授与事業等の機構の事業活動の広報のため、各事業活動等を広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」（第59号～第70号）に掲載し情報発信を行った。機構ニュースは、機構ウェブサイト上での配信という特性を生かし、掲載した記事について、ウェブサイトの関連箇所にリンクを貼るなど、利用者の利便性を高めるよう努めるとともに、毎月1回という短い期間での配信を行うことで、機構の活動をよりリアルタイムに提供した。

(図 広報紙「大学評価・学位授与機構ニュース」ウェブサイト版)



(2) ウェブサイトを利用した広報活動の実施

利用者が必要な情報を選択できるウェブサイトの特性を生かし、評価事業及び学位授与事業に係る活動等について積極的に情報発信を行った。ウェブサイトには、機構が実施した説明会・研修会・シンポジウムなどの資料等を掲載するほか、評価対象大学等や学位申請者など利用者の利便性向上のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。

特に、英語版ウェブサイトのリニューアルを行い、海外からの閲覧者への利便性向上を図った。なお「ユネスコ高等教育機関に関する情報ポータル」からのリンクにも対応した。

また、日本語版ウェブサイトについても、平成21年度中に改修を図る予定としている。

(3) 事業に関するリーフレット等の作成

1) 平成19年度に引き続き認証評価に関するリーフレットを以下のとおり作成し、大学、短期大学、高等専門学校及びその他関係団体に配付した。

- ① 大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―大学の質を保証するために―」を作成し、平成20年5月に755大学及び19関係団体に送付。
- ② 短期大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―短期大学の質を保証するために―」を作成し、平成20年5月に404短期大学及び10関係団体に送付。
- ③ 高等専門学校機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―高等専門学校の質を保証するために―」を作成し、平成20年5月に61高等専門学校及び8関係団体に送付。

2) 学位授与事業に関しては、次のリーフレット等を作成配布しており、必要に応じて内容の改訂を毎年度行っている。

- ① 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」を平成7年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
- ② 機構から学士の学位を取得した人を支援するため、機構が授与する学位が大学の授与する学位と同等である旨を記載したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」を平成16年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
- ③ 学士の学位授与の申請予定者に対し、学位取得に関する情報として、機構による学位授与制度と申請手続の詳細を記した冊子「新しい学士への途」を平成4年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。

(4) その他

機構の事業について広く国民に認知され理解が得られるよう、上記の広報活動に加え、次の取組を行った。

- ① 広報番組の作成及びウェブサイトでの番組配信

機構の事業について広く国民に認知され理解を得るために、平成19年度に引き続き、広報番組を作成しウェブサイトにおいて配信した。平成20年度は評価事業及び学位授与事業

についての広報番組を各1本ずつ機構職員が作成し、映像コンテンツの蓄積を図った。

【評価事業】

タイトル	内容
大学改革と評価 国境を越えて提供される高等教育 の質保証をめぐる国際的な動向	国境を越えて提供される高等教育の利点と課題、ユネスコ／OECD ガイドライン策定に至った背景について解説

【学位授与事業】

タイトル	内容
さらなるキャリア・アップをめざし て-学士の学位取得者へのインタビュー ・芸術学の場合	機構で学位を取得し、短期大学の助教として勤務されている方へ、 学位取得の動機や方法、今後の活動についてインタビューを実施

(図 広報番組ウェブページ画面イメージ)



② マスメディアを利用した広報活動の実施

機構の実施する事業についてマスメディアを利用して広く国民に理解を得るため、平成19年度に引き続き、認証評価の評価結果公表（平成21年3月27日）翌日の全国紙に、機構ウェブサイトにおいて評価結果を公表している旨の広告掲載（図 参照）を行った。

広告掲載についての効果は「I-5-(2) ②ウェブサイトのアクセス」において記載しているが、掲載日において、アクセス件数や広告掲載の際に示したキーワード（「大学評価」）の検索件数が高い数値を示した。

(図 新聞広告イメージ)



2 評価と課題

評価事業及び学位授与事業に係る活動等について、広報誌「機構ニュース」の発行や広報番組の作成・配信、評価結果についての新聞広告掲載等、積極的に国民に対して情報発信を行った。

平成20年度は評価事業及び学位授与事業についての広報番組を各1本ずつ作成し配信したことにより、広報番組の蓄積を図るとともに、国民がより視覚的・直感的に機構の事業について理解しやすいよう情報提供を行うことができた。また、広報番組の作成にあたり、番組構成、撮影、編集、配信にいたるすべての作業を機構の職員が行ったことにより、経費の節減が図られたほか、番組構成や編集作業を通じて、視聴者へ向けて如何にわかりやすく制作すべきかなど、広報に関する基本的な観点も再点検することができ、今後の広報活動に生かす経験を得ることができた。

そのほか、評価結果に関する新聞広告掲載を行うことにより、掲載日のアクセス件数やキーワードの件数について高い数値が示され、国民の認証評価に対する関心が高まり一定の効果をを得ることができた。

今後の課題として、評価事業、学位授与事業についての広報番組を引き続き作成し、さらに広報番組の蓄積を図っていくこととする。

また、ウェブサイトのさらなる利便性の向上に努めるほか、より安価で効果が高い広告媒体を用い、機構業務についての広告活動を行うことも検討していくこととする。

I－5－（２）広報活動の実施

② ウェブサイトのアクセス

ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。

1 実施状況

（１）ウェブサイトのアクセス件数の調査

機構のウェブサイトにおける月ごとのアクセス件数を調査し、利用状況を把握した。評価事業関係、学位授与事業関係の各項目については、さらに細分化した項目ごとのアクセス件数を調査した。

アクセス件数に関しては、ウェブサイト全体としては258万件となり、平成19年度と比較すると約30万件の増加となった。そのうち、大学評価事業関係では137万件（前年度105万件）、学位授与事業関係では、45万件（前年度55万件）のアクセスがあった。

○ ウェブサイト(全体) のアクセス件数（平成14年度～平成20年度）

（単位：件）

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
件 数	1, 296, 555	1, 366, 049	1, 657, 647	1, 700, 848	2, 009, 514	2, 286, 334	2, 587, 756

（２）広報活動へのアクセス件数の反映

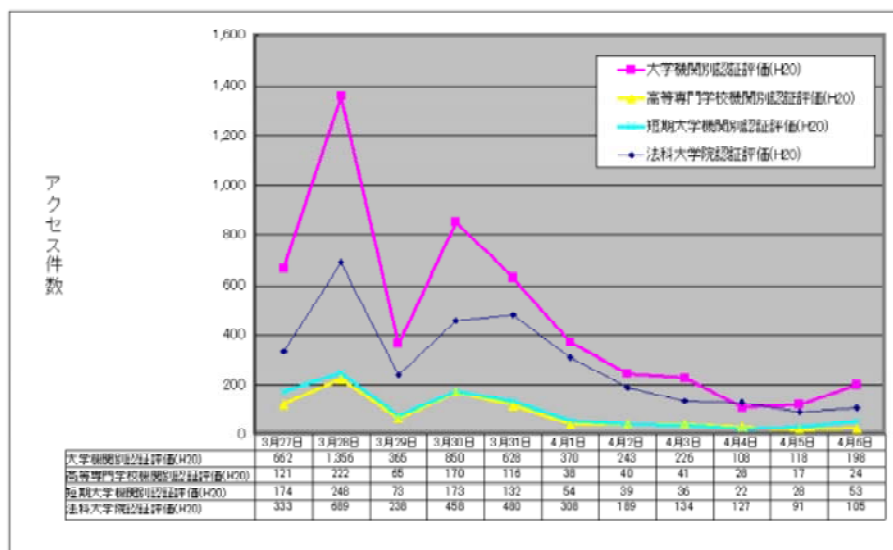
月ごとに調査した機構ウェブサイトへのアクセス件数を、広報委員会へ報告した。

同委員会では、アクセス件数を広報活動の成果を評価する目安として活用した。同委員会では、常に前年とのアクセス件数の比較を行っており、件数に顕著な減少がないか常に確認を行っている。顕著な減少が見られた場合には、ウェブページを構成している各情報項目のアクセス件数を平成19年度と比較し、利用状況の動向を分析することで、要因及び対策を検討することとしている。

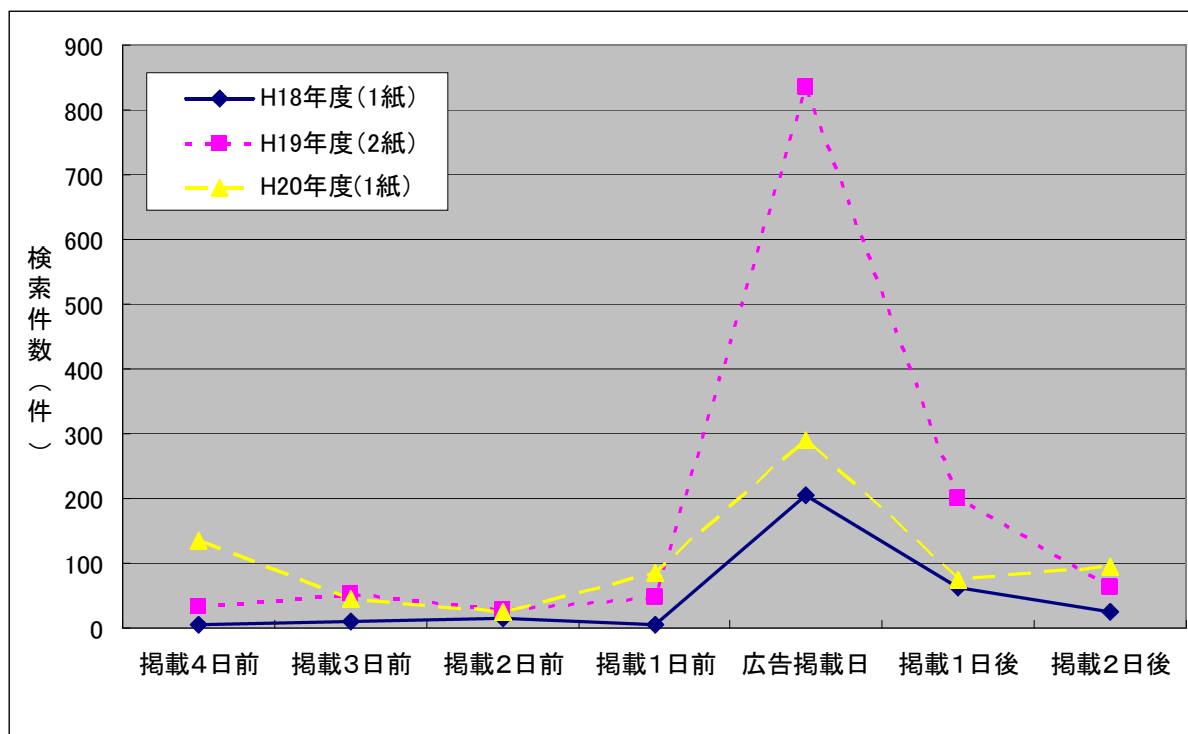
なお、平成20年度実施の認証評価結果について、公表日（平成21年３月27日）以後のアクセス件数を調査したところ、公表日翌日には、特に大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価において高いアクセス件数（それぞれ約1,300件、600件）が示された。また、機構ウェブサイトにおいて、評価結果を公表し「大学評価」のキーワードで検索が可能である旨の新聞広告を行った結果、広告掲載日には「大学評価」でのアクセス件数が、高い数値（約300件）を示したことがわかった。

(評価結果公表後のアクセス件数の推移)

○評価結果公表後のアクセス件数の推移（平成20年度）



(新聞広告掲載数による検索キーワード「大学評価」の推移)



2 評価と課題

ウェブサイトのアクセス件数については、月ごとに調査を実施し、調査結果は各ウェブサイト掲載担当部署及び広報委員会に報告した。

アクセス件数を調査することにより、広報活動の成果を評価するのに役立てることができる。平成20年度は前年度に比べ、大学評価事業についてはアクセス件数が増加しており、学位審査事業については、減少はしているものの年度計画の目標値である45万件のアクセス件数は達成した。

また、平成20年度実施の認証評価結果については、公表日（平成21年3月27日）翌日の新聞広告の掲載とあいまって、公表日翌日のアクセス件数、検索キーワードとも高い数値を示しており、国民の評価結果に対する関心の高さや新聞広告の効果があったことをうかがわせた。アクセス件数の調査は、機構の業務活動に対する、大学等の関係者のみならず国民の反応を把握する上で極めて有用である。

今後も引き続きアクセス件数について調査・分析を行い、その結果を基にウェブサイトの掲載内容の改善・充実に活かしていく。

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

1 実施状況

(1) 評価に関するシンポジウム等の開催

① 大学評価フォーラムの開催

各大学の自己点検・評価への取組と、評価結果をどのように大学の改革に結びつけるかということについて、評価に携わる大学関係者による意見交換を通じて、各大学での評価活動の充実を支援することを目的として、平成20年7月7日に、「大学評価の戦略的活用と方法」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。また、平成20年7月8日に、評価結果をどのように大学戦略に結びつけるか、また、今後の大学の戦略策定に結びつけるかについて具体的な手法について講義や演習を行うワークショップを開催した。

機構が実施する、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催した。

なお、シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

② 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに応え、機構の評価事業が広く国民に認知され、理解を得られるよう、機構教職員が積極的にこれらの会合5箇所に出向き評価に係る事項等についての説明を行った。

③ 評価に係る書誌の刊行

高等教育の質保証、評価の動向、評価事業の課題や問題点などをまとめた大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ「大学評価文化の定着－大学が知の創造・継承基地となるために」の刊行準備を進めた。

(2) 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

① 各大学等の自己評価担当者等に対する研修会

機構の評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価に係る一連の業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。

② 大学情報データベースに関するセミナーの実施

国公立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した。

(3) アンケート調査の実施等

評価に関するシンポジウム等として、「大学評価の戦略的活用と方法」と題する大学評価

フォーラム及び大学評価フォーラム「ワークショップ」を東京で開催し、参加者に対してアンケート調査を実施した。

アンケート調査によって得られた意見等を、次回以降のシンポジウム等の企画・運営に資することとしている。

2 評価と課題

平成20年度においては、評価に関するシンポジウム等を通じ、大学等関係者を中心として広く普及活動を実施した。

特に、今後、シンポジウム等の実施に当たっては、評価の普及段階から評価結果をどのように活用していくのかということへと各高等教育機関の関心が移っていること等、各高等教育機関のニーズを適宜把握していくとともに、アンケート調査結果等を活用し適宜見直しを行い、内容の充実を図ることとしている。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

① 評価に関するシンポジウム等の開催

機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを３回以上開催する。

1 実施状況

（１）評価に関するシンポジウム等の開催

各大学の自己点検・評価への取組と、評価結果をどのように大学の改革に結びつけるかということについて、評価に携わる大学関係者による意見交換を通じて、各大学での評価活動の充実を支援することを目的として、平成20年７月７日に、「大学評価の戦略的活用と方法」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。

一般参加者、招待者、関係者等合計311人が参加し、活発な意見交換や講演者・パネリストとの質疑応答を行った。

○大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」プログラム

- 講演１「大学改革の手段としての評価結果の戦略的活用」
川口 昭彦（大学評価・学位授与機構 理事）
- 講演２「英国高等教育における質保証及び質の向上」
キャロライン・キャンベル（英国高等教育質保証機構（QAA）国際課長）
- パネルディスカッション
「各大学における評価結果等の戦略的活用と方法について」
[パネリスト]
山野井昭雄（味の素株式会社顧問）
生和 秀敏（大学基準協会特任研究員，
国立大学協会調査研究部前プロジェクトリーダー）
渡辺 浩志（九州大学理事）
田中 弥生（大学評価・学位授与機構准教授）
[モデレーター]
川口 昭彦（大学評価・学位授与機構 理事）

各説明会の実施状況は以下のとおりである。

① 大学機関別認証評価に関する説明会

国公立大学の評価担当者等を対象として、平成20年５月28日、６月11日、全国２地区において計２回の説明会を開催した。本説明会には、国立42大学、公立28大学、私立25大学の合計95大学及びその他２機関から217人の参加を得た。

② 短期大学機関別認証評価に関する説明会

公私立短期大学の評価担当者等を対象として、平成20年５月28日、６月11日、全国２地区において計２回の説明会を開催した。本説明会には、公立４短期大学、私立３短期大学

の合計7短期大学及びその他の1機関から39人の参加を得た。

③ 高等専門学校認証評価に関する説明会

国公立高等専門学校の評価担当者等を対象として、平成20年5月22日に東京において説明会を開催した。本説明会には、国立18高等専門学校、公立3高等専門学校、私立1高等専門学校の合計22高等専門学校及びその他1機関から39人の参加を得た。

④ 法科大学院認証評価に関する説明会

法科大学院を置く筑波大学、信州大学及び静岡大学の評価担当者等を対象として、3大学それぞれの会場（筑波大学：平成20年7月29日、信州大学：平成20年6月24日、静岡大学：平成20年8月8日）において説明会を開催した。

シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

(2) 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに積極的に対応し、評価に係る事項について説明を行った。

平成20年度は、年12回の講演等を行った。

○ 機構役職員講演等一覧

開催年月日	講演会等名称	実施場所	主 催 者
平成20年5月24日	大学における教養教育の充実をめざして	東京大学	社団法人全国大学体育連合
平成20年6月29日	高等教育における学習成果の評価－経済協力開発機構（OECD）の挑戦－	東北大学	日本比較教育学会
平成20年7月3日	高等教育における経営手法の現状－評価結果の戦略的活用をめざして－	大阪国際会議場	社団法人日本私立大学連盟
平成20年9月11日	日本体育学会・全国大学体育連合共催シンポジウム	早稲田大学	日本体育学会・全国大学体育連合
平成20年9月19日	国公立大学法学部連絡会議	大阪ガーデンパレス	大阪大学法学部
平成20年10月2日	大学改革とFD	福岡教育大学	福岡教育大学
平成20年12月12日	今なぜFDが必要か	東京電機大学	東京電機大学
平成21年1月9日	これでいいのか！教養教育	河合塾麹町校	河合塾
平成21年1月13日	大学教育改革プログラム合同フォーラム	パシフィコ横浜	文部科学省・財団法人文教協会
平成21年2月20日	認証評価のめざすもの	首都大学東京	首都大学東京FD委員会
平成21年3月7日	アウトカム評価の動向－OECDの挑戦－	中央大学	日本技術者教育認定機構
平成21年3月20日	大学評価のネクストステップ－大学評価文化の定着をめざして－	京都大学	京都大学 高等教育研究開発推進センター

2 評価と課題

大学評価に関するシンポジウム，大学，短期大学及び法科大学院の各認証評価の説明会を開催し，活発な意見交換等を通じて認証評価に関する大学等の理解を深めた。

特に，大学評価に関するフォーラムについては大学改革の手段としての評価結果の戦略的活用について大学評価の関係者で討議を行い，ワークショップではその具体的な方策について情報共有や意見交換等を行うことにより，大学評価の戦略的な活用方法について有用な情報を共有することができた。

今後も引き続き，各高等教育機関のニーズに沿ったフォーラムやワークショップ等の実施に努めていきたい。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を１回以上実施する。

1 実施状況

（１）平成21年度に実施する自己評価担当者等に対する研修会

機構の認証評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。

本研修会では、認証評価の概要、自己評価の方法、評価基準の分析にあたっての留意点等について説明を行った。

研修会の配付資料は、広く大学等の評価担当者等の利用に供するため、機構のウェブサイトに掲載した。

各研修会の実施状況は、以下のとおりである。

① 平成21年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立大学の自己評価担当者を対象として、平成20年５月28日、６月11日、全国２地区において計２回の説明会を開催し、国立40大学、公立27大学、私立15大学の合計82大学及びその他1機関から269人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成21年度に実施希望のない大学からの参加も受入れ、理解増進を図った。

また、平成21年度に実施する大学機関別認証評価の申請大学の自己評価担当者を対象として、平成20年12月９日に自己評価担当者等に対する研修会を開催し、国立27大学、公立10大学から176人の参加を得た。

② 公私立短期大学の自己評価担当者を対象として、平成20年５月28日、６月11日、全国２地区において計２回の説明会を開催し、公立４短期大学、私立３短期大学から９人の参加を得た。各短期大学の理解を深めるため、平成21年度に実施希望のない短期大学からの参加も受入れ、理解増進を図った。

また、平成21年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請短期大学の自己評価担当者を対象として、平成20年12月９日に自己評価担当者等に対する研修会を開催し、公立１短期大学から３人の参加を得た。

③ 平成21年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

平成21年度に評価を実施する高等専門学校の申請がなかったため、今年度は行わなかった。

- ④ 平成21年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会
法科大学院を置く筑波大学、信州大学及び静岡大学の自己評価担当者等を対象として、3
大学それぞれの会場（筑波大学：平成20年7月29日、信州大学：平成20年6月24日、静岡
大学：平成20年8月8日）において自己評価担当者等に対する研修会を開催した。

(2) 「大学情報データベースの取組等に関するセミナー」の開催

国公立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した。（国立大学法人等から192人、公私立大学から145人が参加）。同セミナーでは、大学情報データベースの法人評価への活用について報告し、海外での大学データベースの活用事例を紹介した後、国立大学や私立大学でのデータベース構築事例についての講演を行い、講演者を中心としたパネルディスカッションにより参加者と情報交換を行うとともに、アンケートを実施して各大学の要望等について確認した。また、公私立大学については、当該アンケートにより各大学の情報提供の要請の確認を行った。

2 評価と課題

各大学等の自己点検・評価を担当する者に対するセミナー等を実施し、参加者の理解を深めるとともに、各機関での業務の参考に資することができた。

研修会では、自己評価書の記述方法等の具体事例など過去の認証評価実施の蓄積を踏まえた内容を多く盛り込むなどの工夫を図った。

今後も引き続き、各大学等の自己評価担当者の負担軽減という観点、評価委員をはじめとする評価実施側の業務の合理化という観点から継続して大学評価関係者を対象とするセミナー、研修会を実施するとともに、内容充実を図っていくこととしたい。

③ アンケート調査の実施

上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。

1 実施状況

（１）大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」及びワークショップに関するアンケート調査の実施

平成20年7月7日開催のフォーラム及びワークショップにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、参加機関が大学評価を行う上で参考となった点、今後機構が行うフォーラムやワークショップを開催するにあたっての要望等について調査を実施した。

（２）「自己評価担当者等に対する研修会」に関するアンケート調査の実施

大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価に関して実施したそれぞれの自己評価担当者等に対する研修会において、今後の研修会実施の参考とするため、アンケート調査を実施し、その結果を次回以降のフォーラム等の要望の把握及び内容や運営方法の改善に資することとした。

本アンケートでは、自己評価書作成に関する理解度の深まり、説明や資料の分かりやすさ、研修の満足度等、研修会の内容について調査を実施した。アンケート調査を実施し、その結果を次回以降の研修会等の内容や運営方法の改善に資することとした。

2 評価と課題

大学評価フォーラム及び自己評価担当者等に対する研修会の参加者に対し、アンケート調査を実施した。

アンケート調査結果については、実施以降のシンポジウム、説明会、研修会等へフィードバックされるとともに改善を図ることができた。

今後は、アンケート調査の要望事項を踏まえるとともに、イベント時以外の各高等教育機関のニーズを把握方法の検討など、より各高等教育機関が有用と感じる企画内容を検討するための方策を検討していくことが望まれる。

Ⅱ 業務運営及び財務内容

Ⅱ－１ 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

1 実施状況

機構は、大学等の教育研究活動等の状況に関する評価及び学位の授与により高等教育の発展に資するという業務の性格にかんがみ、大学関係者及び有識者等の参画を得た業務の運営を基本方針としている。業務の管理運営面の重要事項等を審議する評議員会及び運営委員会については、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織するとともに、大学評価のための各委員会及び学位審査会についても、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織している。

(1) 評価事業及び学位授与事業の実施に関する組織

1) 評価事業における各委員会

- ① 大学等の認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するため、「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て審議を行った。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究活動の状況の評価に関する審議を行うため「国立大学教育研究評価委員会」において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て審議を行った。

2) 学位授与事業における学位審査会

学位授与申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行い、高等教育段階の様々な学習成果を評価し学位を授与するため「学位審査会」を設置し、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て審査を行った。

(2) 評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により「評議員会」が置かれ、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て運営することとされており、平成20年度においては、平成19事業年度業務実績報告書、平成19事業年度財務諸表、中期計画、平成21年度年度計画、評価及び学位審査に関する各種委員会委員の選考等、機構の業務運営に関する重要事項に関し審議を行った。

(3) 運営委員会

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため「運営委員会」を置き、大学の学長及び教員その他の学識経験のある者の参画を得て運営することとなっており、平成20年度においては、教員人事、各種委員会の専門委員の選考、役員退職手当規則等の改正等、機構の事業の運営実施に関する事項について審議を行った。

2 評価と課題

大学の学長，学長経験者，大学の教授，産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営することにより，業務の内容に関し幅広い見地から審議が行われた。これらの意見は機構の業務に反映されており，外部の大学関係者及び有識者等の参画を得た審議が，機構の適切な運営のため重要な役割を果たした。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。

- ア 大学機関別認証評価委員会
- イ 短期大学機関別認証評価委員会
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- エ 法科大学院認証評価委員会
- オ 国立大学教育研究評価委員会
- カ 学位審査会

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、機構の運営実施に関する審議を行った。

（１）評価事業実施に関する組織

大学等の教育研究水準の向上に資するため、平成18年度に引き続き、下記アからオまでの各委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状況について評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。

（各委員会の詳細は「Ⅱ－１ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価」の該当箇所に記載。）

① 大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について審議を行う

- ア 大学機関別認証評価委員会 （P. 7 参照）
- イ 短期大学機関別認証評価委員会 （P. 19 参照）
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 （P. 30 参照）

において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を実施した。

② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育活動状況についての評価（法科大学院認証評価）について審議を行う

- エ 法科大学院認証評価委員会 （P. 42 参照）

において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。

③ 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人等の教育研究評価に関する審議を行う。

- オ 国立大学教育研究評価委員会

において、国立大学法人等の教育研究評価に関する個別の評価を審議した。

（２）学位授与事業実施に関する組織

平成20年度においても前年度同様に、申請者に係る審査、専攻科及び省庁大学校の課程の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成する

- カ 学位審査会

を設置した。

また、審議にあたり、専門の事項を調査するため、学位審査会の下に分野別の専門家で構成される52の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員約400人）を設置した。（P. 78参照）

○ 学位審査会の実施状況

第1回 平成20年5月14日

- ・ 4月期申請者の学士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 認定課程に係る教育の実施状況等の審査の取り進めについて決定

第2回 平成20年8月27日

- ・ 4月期申請者の学士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定した専攻科の教育の実施状況等の適否について審査付託
- ・ 認定課程に係る教育の実施状況等の適否について審査付託

第3回 平成20年11月10日

- ・ 10月期申請者の学士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 認定課程修了者に係る博士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 専攻科の認定の可否について審査付託
- ・ 専攻科の認定の再審査の可否について審査付託
- ・ 省庁大学校の課程認定の可否について審査付託
- ・ 省庁大学校の課程認定の再審査の可否について審査付託
- ・ 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査の取り進めについて決定

第4回 平成21年2月13日

- ・ 10月期申請者の学士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定課程修了者に係る博士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定した専攻科の教育の実施状況等の適否について決定
- ・ 認定課程に係る教育の実施状況等の適否について決定
- ・ 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 専攻科の認定の可否について決定
- ・ 専攻科の認定の再審査の可否について決定
- ・ 省庁大学校の課程認定の可否について決定
- ・ 省庁大学校の課程認定の再審査の可否について決定
- ・ 認定課程修了者に係る学士の学位授与の可否について審査付託及び審査の取り進めについて決定

第5回 平成21年3月24日

- ・ 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定課程修了者に授与する学位に付記する専攻分野の名称について決定

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

② 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により評議員会が置かれている。

平成20年度は、平成19事業年度業務実績報告書、平成19事業年度財務諸表等、中期計画の策定、平成21年度年度計画の策定など重要事項について審議するため、4回開催した。

（１）委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（各界・各層の学識経験者20人）

評議員は、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行うため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者など、各界・各層からの学識経験者により構成されている。

○ 評議員名簿（平成20年6月現在）

有 信 睦 弘	株式会社東芝執行役常務
安 西 祐一郎	慶應義塾長
宇 野 重 昭	島根県立大学長
尾 池 和 夫	京都大学総長
金 田 章 裕	人間文化研究機構長
○ 小 出 忠 孝	愛知学院大学長
高 祖 敏 明	上智学院理事長
河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
郷 通 子	お茶の水女子大学長
後 藤 祥 子	日本女子大学長・理事長
小宮山 宏	東京大学総長
佐々木 正 峰	国立科学博物館長
佐々木 雄 太	愛知県立大学長
柴 崎 信 三	国民生活センター理事
白 井 克 彦	早稲田大学総長
◎ 末 松 安 晴	情報・システム研究機構国立情報学研究所顧問
関 根 秀 和	大阪女学院大学長・短期大学長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
平 野 眞 一	名古屋大学総長
茂 木 友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長

（◎＝会長，○＝副会長）

② 主な審議事項

（第14回 平成20年6月25日）

- ・平成20年度年度計画について

- ・会長一任による各種委員会委員の追加発令について
- ・平成19年度業務実績報告書について
- ・平成19事業年度財務諸表等について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第15回 平成20年11月26日)

- ・平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
- ・次期中期計画等の今後のスケジュールについて
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第16回 平成21年2月3日)

- ・統合法案について
- ・平成19年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について
- ・次期中期目標・中期計画について
- ・平成21年度予算について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第17回 平成21年3月25日)

- ・機構長の任命について
- ・学位審査会審査委員の選考について
- ・次期中期目標・中期計画及び平成21年度年度計画について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

2 評価と課題

機構の行う事業は、国民や各大学等の信頼を得て実施されることが極めて重要であり、大学の学長その他学識経験者で構成される評議員会において、前記1の実施状況に記載したとおり、業務運営に関する重要事項について審議した。その審議において、機構が授与する学位について社会的な認知度を高める活動を行うこと、これまでに実施した評価についてその方法やコストについて検証を行うことなど、幅広く高い見識に基づく意見をいただくことができた。これらの意見は、業務運営及び評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されており、評議員会の機能が十分に発揮されている。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

③ 運営委員会

機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則第10条により運営委員会を置いている。

平成20年度は、中期目標・計画等に関する審議事項に加え、教員人事、各種委員会専門委員の選考等、役職員の給与等、機構の事業の運営実施に関し審議するため、4回開催した。

（１）委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（機構教授4人、機構外学識経験者17人）

運営委員は、機構の事業の運営実施に関し審議を行うため、機構の教授並びに大学の教員その他の学識経験のある者により構成されている。

○ 運営委員名簿（平成20年6月現在）

	阿知波 洋 次	首都大学東京教授
	猪 木 武 徳	人間文化研究機構国際日本文化研究センター教授
	岡 澤 憲 芙	早稲田大学教授
	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	上 條 宏 之	長野県短期大学長
	川 村 正 幸	一橋大学教授
	北 原 和 夫	国際基督教大学教授
	高 坂 節 三	コンパース・ロバート・L.L.C.ゼネラル・パートナー日本代表
◎	河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
	古 城 佳 子	東京大学教授
	島 田 京 子	日本女子大学事務局長
	城 山 昌 樹	日興フィナンシャル・インテリジェンス投資工学研究所長
	瀧 田 佳 子	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
○	中 島 尚 正	産業技術総合研究所理事
	西 村 清 和	東京大学教授
	二 宮 皓	広島大学理事・副学長
	濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
	丸 山 伸 一	読売新聞東京本社編集委員
	六 車 正 章	大学評価・学位授与機構教授
	安 原 義 仁	広島大学教授
	米 山 宏	前 阿南工業高等専門学校長

（◎＝会長，○＝副会長）

② 主な審議事項

（第16回 平成20年6月23日）

- ・平成20年度年度計画について
- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考について
- ・会長一任による各種委員会委員等の追加発令について
- ・平成19事業年度業務実績報告書等について

- ・平成19事業年度財務諸表等について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第17回 平成20年10月6日)

- ・教員の選考について
- ・会長一任による各種委員会委員等の追加発令について
- ・平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第18回 平成21年2月2日)

- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考について
- ・会長一任による各種委員会委員等の追加発令について
- ・統合法案について
- ・平成19年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について
- ・次期中期目標・中期計画について
- ・平成21年度予算について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第19回 平成21年3月16日)

- ・教員等の選考について
- ・各種委員会委員等の選考について
- ・次期中期目標・中期計画及び平成21年度年度計画について
- ・規則等の一部改正について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

2 評価と課題

運営委員会は、大学関係者及び学識経験者の参画を得て、中期目標・計画等に関する審議事項を含め機構の事業の運営実施に関して適切に審議を行った。その審議において、機構が授与する学位の国際通用性や将来における通用性について研究を行うこと、認証評価について今後機構が担っていくべき分野を明確にすることなどの意見をいただくことができた。これらの意見は、業務運営及び評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されており、運営委員会の機能が十分に発揮されている。

Ⅱ－１ 業務運営

(2) 自己点検・評価の実施

平成19年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。

さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において平成19年度に実施した検証の結果等に基づき、業務の見直しを図る。なお、その際には、大学等の評価、学位授与、調査及び研究並びに情報の収集、整理、提供の各業務の連携を図り、効果的、効率的な業務運営を視野に入れることとする。

1 実施状況

(1) 自己点検・評価の実施

「独立行政法人大学評価・学位授与機構における業務実績の自己点検・評価に係る実施要項」に基づき、平成19年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施した。

具体的には、年度計画の項目ごとに業務の実績をとりまとめ、業務の実施状況について自己評価した上で、業務実績報告書案として機構内に設置した自己点検・評価委員会に提出し、同委員会において審議した。

この業務実績報告書案については、企画調整会議、運営委員会及び評議員会においてそれぞれ審議を重ねた上で、「平成19事業年度業務実績報告書」としてとりまとめ、機構ウェブサイトに掲載し、広く国民に公表した。

○ 業務実績の自己点検・評価の審議に係る主な会議等の開催状況

自己点検・評価委員会	平成20年5月27日
企画調整会議	平成20年6月9日
運営委員会	平成20年6月23日
評議員会	平成20年6月25日

このほか、平成20年度年度計画の進捗状況を確認するため、平成19年度に引き続き、9月末、1月末現在で調査を実施し、自己点検を行った。これらの自己点検は、業務の適時適切な実施と、職員の業務の進行管理に対する意識を高める上で有益であるとともに、平成20年度の業務実績報告書を作成するにあたって有効な資料となった。

(2) 外部の意見を取り入れる体制の整備

① 評議員会、運営委員会における意見の反映

各界、各層の学識経験者20人で構成する評議員会並びに大学関係者及び外部の有識者等21人で構成する運営委員会において、高い識見から機構の業務等に対して意見を受ける体制を整えており、平成19年度は、評議員会を6月、10月、3月、運営委員会を6月、9月、

3月に開催した。

また、機構の業務の特性にかんがみ、評価事業及び学位授与事業のいずれにおいても、外部の意見を取り入れつつ業務を行っている。

② 文部科学省独立行政法人評価委員会による機構の業務の実績に関する評価への対応

平成20年8月28日付けで文部科学省独立行政法人評価委員会から「平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について」の通知があった。この評価結果における指摘事項については、11月及び2月に開催した自己点検・評価委員会において対応方針を審議するとともに、平成20年度以降の業務にどのように反映させるかについて整理・分析し、その後の取組状況のフォローアップにも努めた。

③ 外部有識者による検証結果の業務の見直しへの反映

次期中期計画の策定にあたり、原案作成時に外部検証の指摘を再確認するためのフォーマットを作成するとともに、自己点検・評価委員会の開催数を増やす（19年度：3回、20年度：4回）ことにより、平成19年度に実施した外部検証結果を次期中期計画案へ反映させた。また、文部科学省と随時調整を行うことにより、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）で指摘を受けた事項にも対応した。

2 評価と課題

平成19年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては、監事2人を含む自己点検・評価委員会等で十分な審議を重ね、年度計画を十分に履行し中期計画の達成に向かって着実に成果をあげているとの結果を得た。平成20年度の各事業の業務の実施についても、同じく自己点検・評価委員会において業務の進捗状況を点検するなど、機構全体で進行管理に努めたほか、文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果等に関しても、指摘事項への対応方針について検討した上、着実に取組を行うなど、自己点検・評価に基づき、業務の適正な実施に努めた。

このほか、外部有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整えており、国立大学教育研究評価委員会の専門委員の選考について、経済団体からの推薦者や高等学校関係者の参画を増やすべきという意見を取り入れるなど、大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ業務運営の透明性を確保するとともに、効率的・効果的な業務の実施に向けた改善を図ることができた。

また、次期中期計画の策定にあたっては、平成19年度に実施した外部検証の結果を適切に反映し、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）で指摘を受けた事項にも対応した。

Ⅱ－１ 業務運営

（３）業務運営の効率化

業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成１９年度実績に比較して３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成１９年度実績に比較して１％以上の削減を図る。

１ 実施状況

平成２０年度については、主に次の見直し等を行い、平成１９年度実績に比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については４．１７％、その他の事業費（退職手当を除く。）については１．５１％を削減した。

① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討し、人件費を削減するとともに、省エネルギー化に対応するため、省エネルギー化のための設備運用改善を行った。

② ITの積極的な活用

グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め消耗品費等を削減した。

③ 競争性を確保した効率的な調達

平成１９年度から引き続き、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則、一般競争入札に移行し、競争性を確保した契約等をさらに進め、業務経費の削減を図った。

なお、経費削減率については、次の算式により算出した。

平成２０年度経費効率化実績額 ÷ 平成１９年度決算額（退職手当等を除く。）

＝ ３７，９４２，５６９円 ÷ １，８２０，３８９，１０４円 ＝ ２．０８％

うち、一般管理費における削減率 ４．１７％

その他の事業費における削減率 １．５１％

２ 評価と課題

平成２０年度は機構全体の業務内容について、既存経費の見直しと業務の効率化により、初期の目標率を達成した。今後とも業務内容を見直すとともに、全役職員にコスト意識の徹底を図り、効率的な業務の運営に努める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備に努める。

1 実施状況

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討し、以下の取組を行った。

- ① 会計業務の効率化を図るため、引き続き給与計算業務のアウトソーシングを行った。
- ② 派遣職員（秘書・庶務業務、受付業務、監査業務、経理、学位審査業務、大学評価業務、パソコンヘルプデスク業務）の受入れにより職員の業務の軽減を図った。
- ③ 情報システム管理運用業務のアウトソーシングを行っている。
- ④ 学位審査業務について、学士の学位授与申請に係る刊行物の資料請求の対応業務にテレメールシステムを導入し外部委託したことにより、資料発送対応業務の削減等を図った。

また、引き続き光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備として、以下の取組を行った。

- ① 執務室及び会議室等の温度設定（夏季：28℃、冬季：20℃）を徹底した。
- ② 夏期に扇風機を併用することにより、冷房の効率化を図った。
- ③ 空調運転スケジュールの改善により、安価な夜間電力の活用を促進した。
- ④ 空調自動制御の改善により、空調の不要な部屋について送風を停止するよう設定変更した。

2 評価と課題

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを行ったことにより、職員の業務の軽減が図られ、また、省エネルギーに対応するため、職員が省エネルギー化及びコストに対する意識を持ち、積極的に推進した。今後とも職員の業務の軽減と光熱水量の節約を図るため、職員の意識醸成に努めるとともに、各種料金について効率的な契約内容となるような契約の見直しや省エネルギー化のための環境整備を進める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

② ITの積極的な活用

グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。

1 実施状況

社会の様々な要請に応える情報サービスの向上を図りつつ、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、消耗品を削減するとともに、ウェブサイトによる積極的な情報提供を行うため、以下の取組を行った。その結果、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費の削減が図られ、平成19年度と比較して18,603千円を削減した。

- ① 業務システムサーバーの仮想化を積極的に行い、業務システム最適化の実現とシステム運用経費の削減を行った。
- ② サーバー内の共有フォルダ活用による情報の共有化及び、通知・文書等のグループウェアや電子メールによるペーパーレス化を徹底した。
- ③ 委員等への連絡、資料の事前送付等にあたり、電子メールやオンラインストレージを活用することにより、ペーパーレス化をさらに推進した。
- ④ ペーパーレス化が困難な会議資料等の文書について、原則として両面印刷を用いるとともに、縮小印刷及び用紙裏面の再利用等、省紙化を徹底した。
- ⑤ 報告書の作成部数を見直し、印刷製本費の削減を図った。
- ⑥ 平成19年度に引き続き、学位授与事業における「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成について、対象機関との連絡に電子メールを活用することにより、郵送料の削減を図ることができた。
- ⑦ 大学評価事業においては、機関別認証評価に係る実施大綱、評価基準、自己評価実施要項、評価実施手引書、評価報告書等について、平成19年度に引き続き、ウェブサイトへの情報掲載を行うことにより、印刷製本、発送に係る費用を節減した。

2 評価と課題

ウェブサイトによる情報提供、電子メール及びグループウェアの活用を推進することにより、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進めた結果、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費を削減することができた。今後も業務の効率化を図るため、さらなるグループウェアをはじめとするITの積極的な活用とともに、ペーパーレス化の推進による消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費の削減を徹底する。また、情報伝達の迅速性及び利用者の利便性の面から利用者の意見等に配慮しつつ、さらなる外部への情報提供手段の見直しを行い、経費の削減を図る。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

③ 競争性を確保した効率的な調達

調達については、一般競争入札による競争性を確保した契約をさらに推進する。

1 実施状況

予算の適切かつ効率的な執行に際し、競争性を確保した契約等の取組を行った結果、151千円を削減した。なお、契約規則等をさらに整備するとともに、平成19年度から、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則、一般競争入札に移行している。

- ① 一橋大学との警備契約の一括契約を平成19年度に引き続き実施した。
- ② コピー用紙の単価契約を行った。
- ③ 小平地区の電話回線移行業務に係る一般競争入札を行った。

2 評価と課題

一般競争入札の推進により、経費を削減した。今後も一般競争入札等の競争性を確保した契約をさらに推進する。

Ⅱ－２ 財務内容

(１) 財務内容の改善に関する事項

1 適正な事業別予算管理

(１) セグメント区分の設定

業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示した。セグメント区分及びセグメント情報は次のとおりである。

【セグメント区分】

- ・大学評価事業
国立大学法人評価事業等
機関別認証評価事業
分野別認証評価事業
- ・学位授与事業
- ・その他の事業
- ・法人共通

【セグメント情報】

- ・事業費用
事務費
一般管理費
- ・事業収益
運営費交付金収益
手数料収入
その他収入
- ・事業損益
- ・総資産額

(２) 予算の執行管理

予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めた。

また、平成19年度に引き続き、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認するなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。

2 適正な資金計画

現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。

3 監査の実施

内部会計監査については、独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、10月14日から16日の3日間にわたり実施した。科学研究費補助金の内部会計監査についても、10月17日に実施し、適正な使用確保に努めた。

監事監査については、独立行政法人監事監査規則及び監事監査計画に基づき、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、平成19年度財務諸表及び業務実績報告書に対す

る意見聴取を6月に行い、監査機能の充実を図った。

また、平成19年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行った。

4 固定的経費の削減状況

効率的な業務運営を行うことにより、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品費等の固定的経費 27,754千円の削減を行った。

Ⅱ－２ 財務内容

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙１のとおり
- 2 収支計画 別紙２のとおり
- 3 資金計画 別紙３のとおり
- 4 人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成２０年度の常勤役職員に係る人件費を平成１７年度に比べて概ね３％以上削減する。

1 予算 別紙１のとおり

収入については、学位授与事業における申請者数が見込数に比べ多かったことによるもの、寄付金の受入れにより差違が生じた。

支出については、恒常的なルーチン業務のアウトソーシングを行ったこと等により、人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。

2 収支計画 別紙２のとおり

印刷製本費や通信運搬費、消耗品費の経費の削減により効率化が図ることができ、その分を緊急性のある宿舍の整備等に充てたため、差違が生じた。

3 資金計画 別紙３のとおり

業務活動の資金支出については、業務の効率化及び人件費削減の取組など経費の削減により、差違が生じた。

4 人件費の削減

平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて３％削減する計画を立案した。平成20年度において業務量が増大する部署については、配置換えによる増員並びに派遣職員を配置することにより常勤職員の負担を軽減させ、超過勤務時間等を抑制することができた。なお、この配置により業務の質の低下を招かないよう、担当業務に関係する打ち合せ等を頻繁に行うことや、関連する出張に同行するなど、業務が適切に遂行できるよう配慮した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給 与， 報 酬 等 支 給 総 額（千円）	1,017,337	1,010,727	927,788	935,765
人件費削減率 (%)		△0.6	△8.8	△8.0

Ⅱ－２ 財務内容

（３） 短期借入金の限度額

- １ 短期借入金の限度額 ６億円
- ２ 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

平成20年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

(４) 重要な財産の処分等に関する計画

平成20年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

（５） 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

平成20年度は該当なし

Ⅱ－３ 人事に関する事項

(１) 人事に関する計画

１ 実施状況

平成20年度の剰余金の執行はなかった。

(１) 組織体制の整備及び職員の配置

① 組織の整備状況

業務運営の効率化を推進するため、業務量の変動に応じた係体制の整備を行い、評価第1課を5係体制から3係体制に、評価第2課を4係体制から8係体制に改組した。

② 職員の配置状況

年度当初の評価事業部の人員配置については、評価企画・国際課から7人及び評価第1課から13人を減員し、業務量が増大となる評価第2課に18人及び法科大学院評価課に1人の増員を行った。さらに、業務量の増大に対応するため、評価事業部には、6月から10月までに人事交流等（管理部等からの配置換え含む）により11人の増員を行った。

③ 人事交流の実施状況

年度当初の他機関との人事交流は、課長補佐以下の職員について49機関（71人）と実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保することができた。なお、平成20年度は、課長補佐以下の職員115人のうち75人（約65％）が人事交流者となっている。

(２) 研修等の実施状況

パソコン研修等の実践的研修を例年どおり実施するとともに、英会話研修については、5ヶ月間英会話学校に週2回通学する研修を実施し、職員の資質向上等を図った。

また、評価に精通した人材育成の一環として、職員全員を対象にした評価事業に関する研修や、外部機関が実施している法人の財務、監査業務、著作権制度及び情報システム等の専門的研修に、職員を積極的に参加させた。

(３) 教員採用の公募状況

公募を実施し、7人の応募者から教授2人の採用を決定した。

(４) 常勤職員数

平成20年度期初の常勤職員数：135人、期末の常勤職員数：145人

２ 評価と課題

平成20年度は、業務運営の効率化を推進するため、業務量の変動に応じた係体制の整備を行ったことにより、国立大学法人等の教育研究評価を始めとした評価事業を円滑に遂行することができた。また、機構において実施した実践的研修や外部機関が実施した専門的研修等に多数の職員が参加したことにより、職員の資質向上が図られた。教員の採用については、公募により幅広く人材を求めた結果、即戦力となる有用な人材を確保することができた。

なお、給与水準については国家公務員の水準に準拠しているが、平成19年度にラスパイレス指数が102.8%と上回ったことについては、機構が調整手当の官署指定を受けていたことにより、均衡上他の3級地に比べ先行して地域手当支給割合の経過措置を完遂したことによるものである。

平成21年度は、各機関別認証評価に伴う業務の増大が見込まれるため、組織体制、職員数及び人員配置等についての継続的な検討及び対応策の早期実施が必要である。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

① 組織体制の整備及び職員の適正配置

業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

〔各事業の業務量の変動に伴い事務組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。〕

1 実施状況

（１）組織の整備及び職員の配置について

業務運営の効率化を推進するため、組織を改組するとともに、業務量に応じた人員配置を行った。

具体的には、評価事業部評価第１課を５係体制から３係体制に、評価第２課を４係体制から８係体制に改組した。

また、平成20年度当初の評価事業部の人員配置については、評価企画・国際課から７人及び評価第１課から13人を減員し、業務量が増大となる評価第２課に18人及び法科大学院評価課に１人の増員を行った。さらに、業務量の増大に対応するため、評価事業部には、６月から10月までに人事交流等（管理部等からの配置換え含む）により11人の増員を行った。

（２）人事交流及び新規採用職員

他機関との人事交流については、継続して実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保することができた。

なお、平成20年度の人事交流者は、54機関75人となっている。

職員の新規採用については、法人化前から計画的に実施しており、平成20年度は年度途中に国立大学法人等職員採用試験合格者から４人を採用した。

2 評価と課題

業務運営の効率化を推進するため、組織を改組するとともに、業務量に応じた人員配置を行ったことにより、認証評価業務、国立大学法人等の教育研究評価の実施に向けての諸業務、学位授与業務及び決算業務等を適切に遂行することができた。

なお、人事交流者が出向元の大学等に復帰した後、当該大学の自己点検や評価業務の担当係等に配置される例もあり、大学等における評価等業務の人材養成に寄与している。

平成21年度は、各機関別認証評価に伴う業務量の増大が見込まれるため、組織体制、職員数及び人員配置等についての継続的な検討及び対応策の早期実施が必要である。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

② 研修等の実施状況

特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

1 実施状況

職員の資質の向上を図り、業務遂行の実効をあげることを目的として、機構内研修を実施するとともに、外部の専門的研修も積極的に活用し、職務の遂行に必要な知識の修得を図った。研修の実施状況は、次のとおりである。

（１）機構等において実施した実践的研修等

① 平成20年度機構採用職員オリエンテーション

機構の教職員として、その職務の遂行に必要な基礎的、専門的知識の習得を目的に、4月1日に、昨年度中途採用者及び大学等からの人事交流職員の参加により、機構採用職員オリエンテーションを実施した。

② 情報セキュリティポリシーに関する説明会

パソコン等に保存されているデータ、電子メールやグループウェア等の情報資産を利用するにあたっての基本的な注意事項及びネットワーク上のトラブルに必要な知識・情報等について、4月1日に人事交流職員等の参加により、情報セキュリティポリシーに関する説明会を実施した。

③ 評価事業に関する研修

評価に関する基礎的、専門的知識の習得及び大学評価事業の現状について認識を深めさせることを目的に、4月24日及び5月8日に、評価事業に関する研修を実施した。

④ パソコン研修

Excel, PowerPoint, Access の知識の修得及び情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラルの普及啓発を目的に、6月18日から4日間のパソコン研修を実施した。

⑤ 英会話研修

英会話能力の向上を図るため、一定レベル以上の英語能力を有する事務系職員に10月から2月まで受講者のレベルに応じた英会話スクール通学型（週2回通学し、ラウンドアップレッスンを受講）の研修を受講させるとともに、修了後に研修成果を確認するために、TOEICテストを受験させた。

⑥ メンタルヘルスケア研修

厚生労働省労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づき、2月に外部講師を招へいし、ストレス回避方法等を習得するための研修会を実施した。

（２）外部機関が実施している研修等への参加

外部機関が実施している法人の財務、監査業務、個人情報保護、著作権制度及び情報システム等に関する専門的研修、講習及びセミナー26件に、事務系職員45人(延べ人数)が参加し

た。

(3) 大学等実務研修

機構で採用した事務系職員が大学等の実務を経験することを通じて、職務遂行能力の向上及び機構の業務推進に資することを目的に、平成17年度から実施している大学等実務研修を平成20年度は5月まで1人を派遣した。(平成20年2月～)

(4) 文部科学省関係機関職員行政実務研修

文部科学省が国立大学法人等の文部科学省関係機関の職員を対象に実施している行政実務研修に、平成20年度は6月まで1人の事務系職員を派遣した。(平成18年4月～)

2 評価と課題

機構が実施した実践的研修や外部機関が実施した専門的研修を活用し、職務に必要な基礎的知識の習得及び専門的な能力の向上を図ることができた。研修に多数の職員を参加させることは質の高い人材の育成に有効な方策であり、今後も引き続き効果的な研修を実施する。

大学等実務研修は、西東京地区の大学の協力を得ながら、平成17年度に5人、18年度に6人、19年度に4人の事務系職員を派遣したが、20年度は、国立大学法人等の教育研究評価に伴う業務等が増大することから、派遣数は5月末までの1人と縮小したが、21年度以降の派遣数等については、今後引き続き検討する。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

③ 教員採用の公募

教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。

1 実施状況

機構のウェブサイト及び独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベースに情報を掲載し、広く公募を行った。

教員の選考は、機構外委員の４人と機構教授４人の計８人で構成する教員選考委員会で教員候補者を選考し、運営委員会の議を経て、機構長が決定した。

平成20年度における公募状況は、次のとおりである。

公募研究部 及び 職種	公募人数	応募者数
評価研究部 教授	１人	４人
学位審査研究部 教授	１人	３人

応募期間 平成20年 7 月16日 ～ 平成20年 8 月15日

教員選考委員会 2 回開催（平成20年 9 月 1 日， 9 月 8 日）

面接 9 月 8 日

運営委員会 10 月 6 日

平成21年 4 月採用 教授 2 人

2 評価と課題

ウェブサイト等を活用した公募により、幅広く人材を求めた結果、大学機関はもとより、官公庁（研究機関等）からも応募者があり、即戦力となる有用な人材を確保することができた。

なお、機構の教員については、流動的かつ多様な人材の確保を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制を平成19年度から全教員に導入し、公募要項にも任期を５年（再任可）とすることを明記している。

また、機構として教授職に求める人材が、当該者の実績や経験を重視することから、教員選考委員会で適任とされた者は高年齢となる傾向にあることをかんがみ、定年後５年以内の任期を付して再度雇用する可能性があることも明記している。

Ⅱ－３ 人事に関する計画

（２）人員に係る指標

常勤教職員（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

１ 実施状況

平成20年度期末の職員数は、業務量の増大に伴い、年度途中に人事交流及び新規採用を行ったことにより、期初の職員数から10人増となったが、中期目標期間期初の常勤職員数として計画していた149人を上回らないよう抑制した。

２ 評価と課題

平成20年度は、初めて実施した国立大学法人等の教育研究評価に伴う業務量の増大に加え、国立大学財務・経営センターとの統合準備に伴う業務が付加される特別な年度となったため、過渡的な措置として職員の増員により諸業務に支障が生じないように対応したが、今後も業務の一層の効率化等を図り、職員数の適正化に努める。

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	1,896	1,896	0	
大学等認証評価手数料	89	91	2	
学位授与審査等手数料	101	106	5	見込み数に比べ申請者数が多かったことによるもの
受託事業収入	266	266	0	
その他	8	22	14	
寄附金	0	4	4	
計	2,360	2,384	24	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,540	1,446	△ 94	
うち 人件費(退職手当を除く)	889	873	△ 16	
物件費	623	542	△ 81	消耗品や印刷製本費の節約などによるもの
退職手当	29	31	2	
大学等評価経費	89	91	2	
学位授与審査等経費	101	106	5	申請者数増加に伴う業務量の増によるもの
受託事業費	266	266	0	
一般管理費	363	381	18	緊急性のあった宿舍の改修及び環境整備などに充てたことによるもの
うち 人件費(退職手当を除く)	223	217	△ 6	
物件費	140	162	22	
退職手当	0	2	2	
計	2,360	2,290	△ 70	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

(別紙2)

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,373	(b) 2,277	(b)-(a) △ 96	
經常費用	2,373	2,277	△ 96	
業務等経費	1,532	1,407	△ 125	
大学等評価経費	89	91	2	
学位授与審査等経費	101	106	5	
受託事業費	266	266	0	
一般管理費	351	351	0	
減価償却費	34	57	23	
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,373	2,727	354	
運営費交付金収益	1,876	2,191	315	
大学等認証評価手数料	89	91	2	
学位授与審査等手数料	101	106	5	
受託事業収入	266	266	0	
資産見返物品受贈額戻入	13	13	0	
資産見返運営費交付金戻入	21	32	11	
雑収入	8	29	21	
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

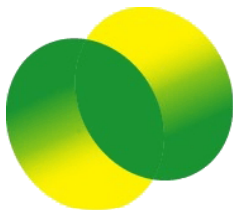
(別紙3)

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,360	(b) 2,290	(b)-(a) △ 70	
業務活動による支出	2,339	2,221	△ 118	
投資活動による支出	20	69	49	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	0	0	
資金収入	2,360	2,384	24	
業務活動による収入	2,360	2,384	24	
運営費交付金による収入	1,896	1,896	0	
その他の収入	464	488	24	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

URL. <http://www.niad.ac.jp/>